

平成 28 年第 3 回定例会

朝 日 村 議 会 会 議 録

平成 28 年 9 月 7 日 開会

平成 28 年 9 月 21 日 閉会

朝 日 村 議 会

平成28年第3回朝日村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月7日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○議案第52号から議案第66号までの上程	6
○議案提案説明	6
○健全化判断比率等報告	25
○決算審査報告	26
○議案内容説明	30
○議案第54号の質疑、討論、採決	30
○散 会	31
○署名議員	33

第 2 号 (9月16日)

○議事日程	35
○出席議員	35
○欠席議員	35

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	35
○事務局職員出席者	35
○開 議	36
○議事日程の報告	36
○会議録署名議員の指名	36
○諸般の報告	36
○一般質問	36
北 村 直 樹 君	37
小 林 弘 幸 君	46
塩 原 智 恵 美 君	55
林 邦 宏 君	71
高 橋 廣 美 君	83
中 村 賢 郎 君	88
上 條 俊 策 君	97
齊 藤 勝 則 君	101
上 條 昭 三 君	112
○散 会	118
○署名議員	119

第 3 号 (9月21日)

○議事日程	121
○出席議員	121
○欠席議員	121
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	122
○事務局職員出席者	122
○開 議	123
○議事日程の報告	123
○会議録署名議員の指名	123
○諸般の報告	123
○常任委員長の報告	124

○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第 5 2 号及び議案第 5 3 号並びに議案第 5 5 号から議案第 6 6 号までの質疑、 討論、採決	1 2 6
○追加議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて並びに発議第 3 号及び発議第 4 号の一括上程	1 3 3
○議案提案説明	1 3 3
○議案内容説明	1 3 4
○人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて並びに発議第 3 号及び発議 第 4 号の質疑、討論、採決	1 3 4
○議員派遣について	1 3 6
○閉会中の継続調査の申し出について	1 3 6
○村長挨拶	1 3 6
○閉 会	1 3 8
○署名議員	1 3 9

平成28年朝日村告示第71号

平成28年朝日村議会9月定例会を次のとおり招集する。

平成28年8月30日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成28年9月7日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	高橋廣美君	2番	中村賢郎君
3番	上條俊策君	5番	齊藤勝則君
6番	上條昭三君	7番	北村直樹君
8番	小林弘幸君	9番	塩原智恵美君
10番	林邦宏君	11番	清沢正毅君

不応招議員（なし）

平成28年第3回朝日村議会定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成28年9月7日(水)午前9時05分開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度朝日村一般会計補正予算(第3号)について)

第 6 議案第53号 朝日村農業委員の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

第 7 議案第54号 朝日村特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する変更協定の締結について

第 8 議案第55号 平成27年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定について

第 9 議案第56号 平成27年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第10 議案第57号 平成27年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第11 議案第58号 平成27年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第12 議案第59号 平成27年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

第13 議案第60号 平成27年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定について

第14 議案第61号 平成27年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について

第15 議案第62号 平成28年度朝日村一般会計補正予算(第4号)について

第16 議案第63号 平成28年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

て

第17 議案第64号 平成28年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

第18 議案第65号 平成28年度朝日村下水道特別会計補正予算（第2号）について

第19 議案第66号 平成28年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）について

第20 議案提案説明

第21 健全化判断比率等報告

第22 決算審査報告

第23 議案内容説明

第24 議案第54号の質疑、討論、採決

出席議員（10名）

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村 武雄 君	教育長	二茅 芳郎 君
代表監査委員	上條 孝也 君	会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君
住民福祉課長	上條 文枝 君	住民福祉課 健康づくり 担当課長	原 貞子 君
生活環境課長	曾根 克仁 君	産業振興課長	上條 靖尚 君
会計課長	林 さとみ 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君

開会 午前 9時05分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清沢正毅君） ただいまから平成28年朝日村議会9月定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

7番 北村直樹 議員

8番 小林弘幸 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清沢正毅君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月21日までの15日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、代表監査委員、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長で行います。

入札結果及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

◎議案第52号から議案第66号までの上程

○議長（清沢正毅君） この際、日程第5、議案第52号から日程第19、議案第66号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第20、ただいま提出されました議案について、提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成28年朝日村議会9月定例会を開催、招集しましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く感謝申し上げます。

初めに、ことしの夏、6月から8月まででございますが、この天候についてでございます。

長野地方気象台によりますと、3カ月のうち気温が30度以上の真夏日は50日間に及び、平成18年以降では真夏日が2番目に多い年となっております。この間、国内では熱中症による逝去者等が報道されておりますが、当松本広域消防局管内では、本年度8月までに熱中症に起因をします救急搬送は110件で、昨年度より34件の減少となっております。このうち、当朝日村の救急搬送はゼロ件、1件もなく、昨年度は1件ございましたが、村民の皆様のご健康管理、夏場の熱中症対応にこの意識の高さがあらわれているところでございまして、敬意を表するものでございます。

一方、昨年冬は降雪、雪が少なく、また本年6月、7月の梅雨時の降水量、雨の量も平年の74%という少量でございます。ことしは空梅雨かと思われる状況でございます。このような年は、夏場、いわゆる渇水期の水量でございますが、農業の稲作では幼穂形成期、出穂期を迎えまして、水田には多量の水が必要となりますことから、7月下旬から8月中旬ころまでの間は、鎖川の水量につきましていつも気にとめているところでございます。

おかげさまで、当村は昭和50年に国営中信平農業水利事業によりまして水田の補給用水と畑地かんがい用水の整備がされたことによりまして、鎖川下流域の水利権のあります今井・神林地区とのトラブルもなく、また古見原・西洗馬原では秋野菜の定植期の植付補給水が完備されておりまして、朝日農業に多大な効果が発揮されているところでございます。このことは、まさに梓川水系によります中信平土地改良区連合で取り組まれました先人の皆様のご尽力に感謝の念を忘れてはならないものでございます。

なお、梓川からの取水、いわゆる水は、発足時から毎年4月から9月15日までの取り決めで進められておりましたが、近年の温暖化によります当村等の畑地かんがいは10月まで必要でございまして、これに対しまして、今まで数年にわたりまして農林水産省並びに国土交通省に要望活動を行ってきましてこの結果、先月の8月に農水省と国交省で協議が整いまして、中信平土地改良区連合は4月から10月末日までかん水できることとなりまして、農家の皆さ

んには朗報となっているところでございます。

次に、防災についてでございます。

気象庁の統計によりますと、本年の台風発生第1号は7月ということで、過去2番目の遅い発生となっております。8月に入ってこれが急増し、本土への上陸数は平年を上回ったと報道をされております。

そして、本年の台風は、北海道で7号、11号、9号が1週間に連続して上陸するという、統計開始以来初めての記録となっております。河川の氾濫による住宅への浸水、農作物が冠水する大きな被害が報じられております。

また、4月に発生しました熊本地震の地域では、いまだに有感の余震が続いておりまして、しかも台風による豪雨がたびたび発生する等、大きな被害が続いております。

さらに、台風10号につきましては極めて変則的な動きとなりまして、岩手県及び北海道ではとうとい人命が失われているところでございます。改めまして、犠牲者の皆様に心からご冥福をお祈りし、被災された方々には心からお見舞いを申し上げますものでございます。

そこで、当村では、去る4日の日曜日に朝日村地震総合防災訓練を実施いたしました。今回は、松本広域圏の各市村が一斉に訓練を実施したところでございます。

私どもの中信地域に大災害が発生いたしますと、道路網は遮断され、電線は破損し停電が続き、通信は途絶え、広域消防の応援体制も難しく、その中で負傷者の救護対応は極めて重要であります。救護体制には時間を要すると想定がされるところでございます。このようなことから、まずは自分の身は自分で守る、いわゆる自助と、近隣の皆さんとの助け合い、共助が重要と言われておりますが、防災部会ごとの意識の共有が求められているところでございます。

村の災害対策本部としましては、初期対応、予知の事前対応が極めて重要でございます。防災行政無線網を活用しまして村民への周知を図り、または村民からのアンサーバックによる情報伝達が素早くキャッチでき、的確な判断が求められることとなります。そこで、現在、防災行政無線網は1チャンネルで運営をしておりますが、本年、2チャンネルを増設しまして、この防災行政無線を3チャンネルで効率のよい運営を進める所存でございます。

これらを踏まえまして、訓練内容につきましては、防災会、いわゆる区ごとに、防災会長の区長さんのもとで、防災部会、いわゆる地区長さんと消防団各分団幹部との事前協議によりまして、防災会ごとにテーマを持った訓練がされたところでございます。

本年度、訓練参加者は1,005人で、昨年は1,004人で行いました。本年は昨年並みの参

加となっております。

また、災害対策本部、これは主に役場職員の訓練でございますが、これは職員の初期マニュアルに基づきました役割分担の認識を再確認しまして、各担当の機能が発揮できるよう話し合いを行い、連携対応について関係機関との協力が円滑にできるようチェックをしたところでございます。

さらに、救護所の設置につきましては、医師会の協力をいただきまして、松本広域圏災害時医療連携に基づきまして国立病院機構・まつもと医療センターからの医療チームを派遣していただきまして、トリアージ訓練によります負傷者等の効率的な対応訓練を実施いたしております。

そのほか、大石原地区の防災部会では、6月に土砂災害防災訓練を実施しまして、以来、3回にわたる独自訓練により大石原地区独自の防災マップを作成しました。地域住民の安全が図られる訓練を実施してきております。

以上、去る4日の日曜日に実施しました朝日村地域総合防災訓練について申し上げましたが、昨年各家庭に配付をしてございます朝日村防災ハンドブックを各家庭ごとに再確認をしていただき、非常の際に生かしていただきたいと存じております。

一方、防災関連の取り組みでは、河川の増水によります河川の氾濫防止対策のために、平成21年度から、これは河川といいましても鎖川であります、鎖川の河床の掘削防止策としまして河川敷に帯工を設置した事業を行ってございまして、松ノ木橋下流から朝日橋までを平成26年、一昨年までに8基、8カ所にこの帯工を設置し、濁流によります堤防の決壊、いわゆる河床が下がらない対策をとってきてございます。これによりまして、鎖川沿線で、朝日橋上流から役場駐車場間の未対策箇所につきまして、県に2カ所、2基の帯工設置を要望してきておるところでございます。そこで、本年、このうちの1基、1カ所を設置することとなりましたので、秋以降に工事が施工される予定でございます。

それでは、この際、当面しております懸案事項等につきまして若干申し上げます。

まず初めに、地方創生にかかわります交付金制度の取り組みについてでございます。

ご案内のとおり、国は未来への投資という経済対策の趣旨を重んじまして、ローカルアベノミクスと指揮して、地方への人材還流と地方創生交付金制度を連続的に打ち出してきております。

そこで当村では、平成27年度の2次募集でございました加速化交付金制度を、農業分野で生産、資材、加工、販売などを含め、総合的に見た農業経営の実現を図るアグリ・ビジネス

センターの設置によりまして、100%の補助で新たな農業と担い手創出事業を、これを5年計画で進めてまいるのでございます。

また、本年度、28年度分の施策では、村内の宿泊施設、体験施設の利用促進を図るため、滞在型体験プログラム構築事業を、2分の1、50%の補助によりまして3年計画で進めてまいるのでございます。

さらに、塩尻市、筑北村との連携事業では、これは既に取り組んでいるところでありますが、それぞれの地域の特性を生かしまして、森林資源活用の仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

当村では、先行型交付金による基本構想、既にできておりますが、これをもとに、5年をめどに森林資源活用の実施計画づくりを、やはり50%の補助によりまして取り組んでまいるのでございます。これらを推進するに当たりましては、専門知識を有する方の協力をいただきまして、再雇用制度によります事務事業を進めてまいるのでございます。なお、本件につきましては、今定例会の補正予算をお願いをしているところでございます。

次に、高齢者福祉についてでございます。

国は、本年から介護保険法の改正を行いまして、介護認定の要支援の該当者は各自治体が健全者と交流して体調管理を図ることとされ、高齢者の生きがいがづくりを進めることによりまして、介護予防につながる施策を推進することとされております。

ご案内のとおり、当村では国の制度改正に呼応しまして、本年4月に福祉の拠点でございますかたくりの里の増改修を竣工しまして、介護認定されている方のデイ・サービスの充実を図るとともに、高齢者の皆さんの生きがいがづくりの場としまして、えべやかたくりの里をオープンし、おかげさまで好調な利用状況となっております。

一方、高齢者の中には、種々いろいろのニーズがありますことから、在宅生活者でも自立して暮らして続けられますよう、栄養改善を目的としました配食サービス、緊急時の見守り対応等、従来から取り組んでおります事業も含めまして、多様な生活支援の充実を図るために、生活支援サービス事業の立ち上げに向けまして、高齢者に一番身近な地域の皆さんとの支え合いの仕組み、いわゆる共助でございますが、これを構築しました総合支援事業に取り組んでまいるのでございます。このことにつきましては、後日議員の皆様にご説明、ご協議をすることとしております。

次に、環境課題についてでございます。

各家庭から排出されます家庭ごみの処理は、平成24年度から2市2村によります松塩地区

広域施設組合によりまして順調に運営がされてきております。

そこで、組合では、旧塩尻・朝日衛生施設組合で稼働しておりました塩尻クリーンセンターの建物を解体する運びとなりました。本年7月に解体工事を2億400万円で西武建設株式会社長野営業所に工事発注をいたしております。工期は来年3月末日までとしておりまして、解体後も現在利用されております塩尻・朝日市村の粗大ごみや個人の直接持ち込みごみの中継施設として活用する予定となっております。

また、この7月の組合議会で、針尾の上條幸代さんが新たに公平委員として選任されております。

なお、去る8月、議員協議会で説明し、報道もされておりますが、ごみ処理手数料の未納金対応につきまして、当村は塩尻市に事務処理を委託して運営しておりますので、塩尻市から相談があり次第、必要に応じて議会に協議してまいる所存でございます。

次に、農政についてでございます。

本年3月の定例会で申し上げておりますが、国は農業委員会制度の抜本的改正を行い、本年4月から施行され、新制度による事務処理と委員の選任方法が大幅に改正をされました。この制度改正の目的は、T P P 関連を含めまして、1つには農業経営規模の拡大、2つ目には耕作放棄地の解消、3つ目には農業への新規加入の促進等を図るとしております。

そこで、当村では、現農業委員の任期が来年、平成29年4月までとなっておりますことから、来年度に農業委員の選任期を控え、法律の改正に伴います村条例の改正を行い、次期改選期の対応をしてまいる所存でございます。これによりまして、今定例会に条例改正をお願いしているところでございます。

そのほか、当村の古見原、西洗馬原の農業を潤しております中信平右岸土地改良区は、松本市、塩尻市、山形村、当朝日村、2市2村の受益農家で運営がされております。当村は、550戸の受益者で構成されております。この改良区の議決機関でございます右岸土地改良区総代の任期が本年10月19日となっております。新総代の決定は公職選挙法に基づきましてとり行われ、10月には農家代表の総代10人が今後4年間の任務を務めていただくこととなっております。

次に、山林関係についてでございます。

まず1点目は、松くい虫被害についてでございます。

これは、本年6月定例会で、近隣市村の境界近くに松くい虫被害が発生しておりまして、当村も時間の問題と申し上げてきたところでございますが、去る7月6日に、下古見の山林

で松の木を枯らすマツノザイセンチュウが確認をされております。確認木は1本だけでございますが、今後は飛び被害が予想されるところでございます。村民の皆様には、山林に注視していただき、早期発見、早期処理が重要となりますので、松の枯れている木を発見された場合は役場林務担当にご連絡願いたいと存じます。

なお、各家庭の松の木を初め、山林につきましては、被害予防に薬剤の樹幹注入、または地上からの薬剤散布につきまして、薬剤の補助制度を6月議会で発足しておりますので、有効活用を願いたいと存じております。

次に、2点目でございますが、雨水被害対策についてでございます。

本年1月末に発生をしました雨水被害対応につきましては、国及び県に復旧事業につきまして要望活動を行い、鋭意取り組んでいるところでございます。

村が早速取り組みましたのは、舟ヶ沢、野俣、中俣、樫俣、外山、内山にかかわります林道の倒木処理を行い、その後、これらの河川にかかわります倒木処理を実施しまして、いわゆる梅雨時を迎えておりましたので、2次災害への対応をいたしてきております。

そこで、被害林の個人及び西洗馬、古見の各生産森林組合では、積極的な対応をしていただくため、5月に全体説明会を実施しました。7月には御馬越地区常会で説明をし、そのほか広報、回覧板等で村民に理解を求めてきております。村では、被害林整備には多額の経費が必要となりますことから、国・県・村で標準経費の95%補助を行い、積極的な森林造成事業をお願いするものでございます。

次に、埋蔵文化財の発掘調査についてでございます。

ご案内のとおり、当村では平成3年に歴史民俗資料館を設置しまして、昭和37年から3回にわたり熊久保遺跡発掘調査を実施して、縄文時代の重要な資料等を展示し、いにしえからの村として歴史が刻まれているところでございます。

このたび、県が県道中組バイパスの計画を推進するに当たりまして、村誌等考古学的文献に載っております山鳥場遺跡の発掘調査を県埋蔵文化センターが実施しましたところ、鎖川左岸の熊久保遺跡に匹敵する大規模集落があったと推測をされました。調査範囲につきましては、道路敷予定の800平米であります。確認されたものでは直径4メートルから6メートルの竪穴式住居跡が10カ所、縄文時代晩期、これは約3,000年前と言われておりますが、のものと思われる耳飾りが4点、熊久保遺跡から出土した土器に類似した、いわゆる文様のついた土器片が多数発見をされております。これらから、山鳥場遺跡は熊久保遺跡と同じ縄文中期、これは約5,000年前ということですが、に栄えた遺跡と推測をされております。

す。

村では、去る8月30日に、小学校6年生が出土しました土器類に触れ合う学習活動を行い、一般の方には今月の3日に現場説明会を開催しまして、午前、午後の2回で120人の見学者がありました。今後につきましては、11月ころに出土品の展示とスライド等による報告会を予定いたしております。

なお、県道バイパス計画では、中信平土地改良区の太陽光発電施設の調整池周辺での三ヶ組遺跡の発掘計画があるとお聞きいたしております。これによりまして、県道中組バイパスが非常に遅れてしまっているのも実態でございます。

次に、平成27年度の決算監査についてでございます。

私は、就任以来、朝日村を朝日村として持続していくため、また村民の皆様が安心して暮らせる村づくりのため、財政の健全化・安定化は極めて重要な課題として一貫して取り組んでまいりました。今定例会は、前年度、平成27年度の決算認定議会でもございますので、国が示します自治体の健全化指標、いわゆる項目でございますが、等に基づきまして、若干申し上げます。

まず、借金の返済比率をあらわします実質公債費比率につきましては7.3%で、昨年よりも0.3ポイントの改善をすることができました。昨年度公表されました県内77市町村の平均は7.2%でありますので、当村は県の平均値近くの数値となっております。また、将来負担比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年同様、数値がなしとなっております。

この中で、財政運営の重要なポイントは経常収支比率でございまして、平成27年度の決算は70.2%で、昨年度より1.2ポイントの改善がされております。そして、昨年度公表されました県内77市町村の平均は84.4%でありますので、前年同様、財政運営状況は極めて良好で、県内では上位にランクされていると捉えております。この経常収支比率の数字が低いことは、当村財政の弾力化を示すものでございまして、例年新しい事業に取り組むことができる原資となるものでございます。

一方、村の借金であります村債と、将来にわたり負担が義務づけられております債務負担を合わせました借金の合計は、全7会計で55億円でございます、昨年度より1億円の改善がされております。

また、貯金に当たります積立金の総額は31億円でございます、昨年度とほぼ同額となっております。これによりまして、懸案であります新役場庁舎建設資金の財源は十分確保されておりますので、村民の皆様には安心して次の100年に向けた村民の夢を今後パブリックコ

メント等でご提案いただきますよう期待をいたしております。

これら財政の健全化に取り組みます私の基本姿勢は、人口減少時代を迎え、役場庁舎等大型投資につきましては次代に負担を引き継がない、また次代へのツケは最小限にして引き継ぐことが私に与えられました責務として捉え、村民の皆様のご理解と役場職員の努力により日々精進しているところでございます。

なお、平成27年度決算報告に基づく県内全市町村の実質公債費比率当財政状況につきましては、例年今月末ごろには公表されるものと捉えております。

次に、公共料金等の収納状況についてでございます。

住民税や固定資産税等、税を初めとします13種類の公共料金の収納率につきましては、今や全国自治体の大きな課題となっております。税関係につきましては公平な課税を、公共料金につきましては受益者から応分の負担をいただくため、条例等で定めて納入していただいているところでございます。

そこで、平成27年度の当朝日村の13の会計では、前年度と比較しまして収納率は0.08ポイント上昇し、99.68%となっております。このうち、村民税、固定資産税等、税5会計の収納率は99.46%で、前年度より0.11ポイント上昇しております。近隣の市村では高い収納率となっております。ちなみに、県内77市町村では収納率の上位から5番目となっております。このことは、村民の皆様のご理解、ご協力のたまものでございますが、特に担当職員の努力によるところが大きく、この場をおかりして職員に感謝を申し上げるものでございます。

それでは、次に明るい話題についてでございます。

まず1点目は、8月11日が国民の祝日となりました山の日についてでございます。

平成26年に国民の祝日とした山の日は、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝することを趣旨として制定をされました。そして、本年施行されまして、第1回の山の日が上高地で開催をされましたことは、この趣旨を表現するにふさわしい意義深いことでございます。

我が国は、国土の70%が山林と言われ、しかも古代から山に畏敬の念、いわゆる尊敬の念を抱き、森林の恵みに感謝し、自然とともに生きてきております。このことは、当朝日村におきましても、村の面積の87%が山林でありますことから、昭和時代の高度経済成長までは村有林という財産の恵みで村政が運営され、村民の林業従事者は相当な人数であったと記憶をいたしております。これによりまして、10月17日と1月17日の山の神の祭りは盛大に行われた時代がありました。

「ふるさとの山に向かいて言うことなし、ふるさとの山はありがたきかな」と読まれました啄木の歌は、人々が育った山を愛し、恩恵に感謝し、その魅力を伝えていく、この山の日には、私どもには次代へ引き継いでいく大きな祝日であると願うものでございます。

次に、2点目は交通安全功労者表彰についてでございます。

国は、交通安全の確保及び交通安全思想の普及に貢献し、顕著な功績のあった者に対して、交通安全功労者交通対策本部長表彰を実施してきております。

このたび、当村の取り組みが、県の推薦によりまして国が評価をされ、本年度、26の個人・団体の受賞者に選ばれました。去る8月31日に、霞が関ビルで内閣府特命担当大臣、交通対策本部長の加藤大臣から表彰をいただけてきました。表彰式では、市区町村部門で全国の4つの市区町村が選ばれて、26の個人・団体を代表しまして謝辞を申し上げてきたところでございます。

当朝日村にとりましても思いもよらない受賞でございまして、これもひとえに全村民の皆様が交通安全に対する意識の高さが評価され、また村民の皆様が交通安全の取り組みが生活の中で生かされておりますことに感謝を申し上げるものでございます。今後もこれを契機にしまして、村を挙げて「交通安全は毎日村民総ぐるみで」を村民の皆様とともに推進してまいる所存でございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、専決1件、条例1件、契約1件、決算7件、予算5件の計15件でございます。

まず、議案第52号につきましては、朝日村一般会計補正予算（第3号）でございまして、専決処分をしたものでございます。

次に、議案第53号につきましては、先ほど申し上げましたが、国の農業委員会制度の改正に伴いまして、新たに農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定するものでございます。

次に、議案第54号につきましては、平成27年度から債務負担契約で実施しておりますピュアラインあさひ水処理設備の電気計装の更新事業につきまして、請負金額の減額による契約変更について議会の議決をお願いするものでございます。なお、この件につきましては、工期の関係で至急に議決をお願いしたいものでございます。

次に、議案第55号から61号につきましては、平成27年度の決算についてでございます。

まず、一般会計を含みます全7会計の決算総額は、歳入が52億3,452万円、歳出が48億

8,308万円でございます。繰越財源を除きました実質収支は2億3,303万円となりまして、全7会計で黒字決算となりました。このうち、一般会計では、歳入が35億2,355万円、歳出が32億7,146万円となり、繰越財源を除きました実質収支は1億3,429万円の黒字決算となっております。

それでは、昨年度一般会計で取り組みました主要な事業について若干申し上げます。

まず、地方創生につきましては、国のまち・ひと・しごと創生法を受けまして、村民の皆様へのアンケートやご意見をいただき、当村の将来展望を示します人口ビジョンとその目標、施策を示します朝日村地域総合戦略を策定いたしました。

また、地方創生交付金事業といたしまして、地域総合戦略の策定事業に949万円、地域材の活用事業に1,678万円、森林林業の6次産業化に向けた市場調査に……

〔「停電」「ちょっとそのままお待ちください」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） すみません、では、こういう状況ですので、暫時休憩をとらせていただいて、電源が復旧次第再開ということにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時19分

○議長（清沢正毅君） それでは、今までに経験のないアクシデントがありましたので、中断をいたしました。再開をしたいと思います。

それでは、また引き続き、村長から提案説明をお願いします。

○村長（中村武雄君） では、もう一度、ただいま提案説明中に急に電源が切れました。中部電力で、このかいわい一斉に一度電源が落ち、すぐ復旧したようではありますが、この建物のこちらの電気のつかなかった部位は、白熱灯で、一度切れてしまうと機器類が冷えないと新しくつかないと、そういう欠点をはっきりわかりましたので、これにつきましては、課題が見えたということで、この対応を至急しなきゃいけないということで、今、担当と話ししましたら、水銀灯については、もういわゆる業界が生産していないので、その時代ではないと。変えなきゃいけないという計画はあるということでしたが、なるべく早く対応ができるようにしてまいりたいと思っております。

そこで、もう少し若干戻りますが、地方創生、まず、地方創生につきましては、国のま

ち・ひと・しごと創生を、先ほども申し上げておりますが、これを受けまして、村民の皆様へのアンケートやご意見をいただき、当村の将来展望を示します人口ビジョンとその目標、施策を示す朝日村地域総合戦略を策定いたしております。

また、地方創生交付金事業といたしまして、地域総合戦略の策定事業に949万円、地域材の活用事業に1,678万円、森林林業の6次産業化に向けた市場調査に1,200万円、プレミアム商品券発行事業に1,067万円、スキー場のゲレンデ整備車購入、これは圧雪車であります。これに3,175万円を投入しております。

また、人口確保対策としましては、土地開発公社によります上組の向陽台の分譲につきまして、新たに32区画の第2期造成事業に着手しましたほか、空き家活用のための改修費補助金につきましては4件、家財整理補助につきましては5件が活用をされております。

新役場庁舎建設につきましては、昨年10月に、建設委員の皆さんにより基本計画を策定いただきました。これに基づきまして、12月にはプロポーザル審査により設計業者を選定しまして、現在は実施設計業務を進めているところでございます。

防災関係では、公民館のトレーニングセンター天井部分の耐震化に7,020万円を投入しまして、消防団の安全装備品整備事業として、消防団全団員の活動服を購入しております。

公共交通事業につきましては、利用者から要望が多かった村営バス広丘線の土曜日運行を試験的に実施いたしました。デマンドタクシーを合わせまして、前年度を上回る3万5,000人が利用をされております。

福祉関係では、介護保険法の改正によります新たなサービスの提供など、村民の地域福祉の拠点として昨年度から整備をしておりましたかたくりの里増改修事業に3億6,144万円を投入しております。

平成21年度から取り組んでおります鳥獣被害防止対策につきましては、防止柵を638メートル新しく設置をしまして、全体計画の87.7%が防止柵として完了をいたしております。しかしながら、1月の雨氷被害対応につきまして、国・県の協力をいただいて、今後鋭意取り組む所存でございます。

住宅関係につきましては、経済の活性化と村民の皆様の利便性が高まる住環境の一助としまして、住宅リフォーム補助事業は37件、一般家庭用太陽光発電設備補助事業は11件が利用をされております。

土地改良関係では、平成17年度から実施しておりました国営中信平2期土地改良工事が、平成26年度に総事業費約163億円でこれが完工しまして、村ではその負担金であります

3,474万円を負担いたしております。

商工関係では、地方創生交付金によりますプレミアムつき商品券発行事業を継続しまして、9月には、村単独で3,900万円のプレミアムつき商品券を発行いたしております。

観光関係につきましては、緑の体験館コテージ駐車場整備、キャンプ場の浄化槽の更新、もくもく体験館の改修など、環境施設の整備事業に1,203万円を投入しております。

土木関係では、繰越事業となっております大石原集落内道路の改良工事に9,388万円、あさひ保育園周辺道路の改良工事に3,178万円を投入しております。

教育委員会関係では、一昨年に火災で焼失しました縄文むらの竪穴式住居の復元事業に631万円を投入しております。

また、将来の財政負担の軽減を図るため、地方債7,380万円の繰上償還を実施いたしております。

次に、特別会計の主な内容について若干申し上げます。

国民健康保険税特別会計につきましては、医療費の伸びが抑制をされまして、財政調整基金のほか、一般会計からの繰入補填を行わず運営をすることができました。

簡易水道特別会計では、大尾沢浄水場、御馬越配水池電気計装の更新に3,218万円を投入しております。

また、下水道特別会計では、ピュアラインあさひの長寿命化計画の策定調査に670万円、水処理施設等の設備の更新に1,900万円、施設の耐震診断に1,600万円を投入しております。

これらにつきましては、監査の結果、その数値は別冊の決算書の決算明細書の会計別総括表どおりとなりましたので、監査委員の報告書を添えて提出をいたしております。

なお、監査委員からいただきました意見は、今後、行政運営に活かしてまいる所存でございます。

次に、議案第62号から66号につきましては、本年度各会計の補正予算でございます、このうち、平成28年度の一般会計補正予算（第4号）につきまして申し上げます。

予算規模につきましては、1億3,984万円を追加しまして、予算総額を34億704万円とするものでございます。

そこで、歳入の主なものは、国庫支出金6,178万円、地方交付税4,953万円、基金からの繰入金2,081万円、県の支出金が768万円でございます。

歳出の主なものにつきましては、新庁舎建設の地中熱ヒートポンプ工事に3,766万円、雨

氷被害によります鳥獣防止柵復旧事業に3,170万円、地方創生加速化交付金による新たな農業と担い手創出事業に2,240万円、庁舎建設に伴います周辺用地の先行取得にかかわります土地開発公社への貸付金1,810万円、庁舎建設設計監理等委託料が745万円等でございます。

特別会計では、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計につきましては、平成27年度の事業の精算に伴います国庫負担金等の返還金でございます。

下水道特別会計につきましては、新田バイパスへの管渠布設工事に伴います設計監理委託料664万円、あさひプライムスキー場特別会計につきましては、雨氷被害によりますリフトのケーブルかけかえに元気づくり支援金を活用しまして、財源組み替え500万円が主な内容でございます。

なお、今会期中に、人事案件1件を追加提案させていただく予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。決算につきましては会計課長から、条例、予算等につきましては担当課長及び担当者より補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 次に、林会計課長から決算の説明がございます。

林会計課長。

〔会計課長 林 さとみ君登壇〕

○会計課長（林 さとみ君） ご指名をいただきましたので、私から一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

最初に、決算概要でございますが、平成27年度は、引き続き第5次総合計画後期計画に沿って村政を運営してまいりました。着実な推進を図るため財源確保を図り、行政改革に努め、住民に密着した事業に取り組むことができました。

一般会計においての村債は、新たに4億4,600万円を借り入れしましたが、繰上償還を含め、2億9,722万円を償還し、23億7,468万円となりました。

基金は、かたくりの里建設事業により、保健福祉基金とふるさと応援基金を2億5,740万円取り崩しましたが、新たに役場庁舎建設基金2億3,697万円を含む2億4,220万円を積み立て、総額30億723万円となっております。庁舎建設基金は、10億円を超える基金額となりました。

一時借り入れをすることなく、27年度も前年度に引き続き、健全財政を維持することができました。

それでは、決算書の添付資料の決算説明書により、説明を申し上げます。

決算書の後ろのほうにあります10－2ページをお開きください。

真ん中にピンクの仕切りがあると思いますので、その次になります。10－2ページになります。

一般会計、特別会計、歳入歳出総括表ですが、先ほど村長から、特別会計を含む総決算額及び一般会計の歳入歳出決算の報告がございましたので省略させていただき、私からは会計別に説明させていただきます。

まず、一般会計です。

歳入歳出総額は報告がございましたので、前年度との比較についてのみ申し上げます。

歳入総額は5億2,310万円の減、前年対比12.9%の減です。

歳出総額は6億3,000万円の減、前年対比19.3%の減となりました。

以下、特別会計につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

続きまして、10－7ページをお開きください。

一般会計款別決算額でございます。歳入の内容については、10－8ページで説明させていただきますので、ここでは不納欠損と収入未済額についてご説明をさせていただきます。

不納欠損額の欄をごらんください。地方税法に基づくもので、総額4万9,305円で、前年度より18万2,547円の減でございます。その横、収入未済額は総額4,475万円で、前年度より1億3,057万円の減でございます。

詳細を申し上げます。

村税3,370万911円は、主に固定資産税、村民税でございます。

11分担金及び負担金3万700円は保育負担金です。

12使用料及び手数料2万4,900円は督促手数料です。

13国庫支出金3,192万6,000円です。内訳は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業535万円、臨時福祉給付金事業1,280万円、社会資本整備総合交付金事業1,366万4,000円、子どものための教育・保育事業11万2,000円で、全て平成28年度への繰り越しとなっております。

20村債は940万円です。内訳は、一般補助施設整備等事業債190万円、道路事業債750万円で、こちらも全て平成28年度への繰り越しとなっております。

続いて、10－8ページをごらんください。

一般会計決算状況で、前年度との比較でございます。

歳入の主なものを説明させていただきます。27年度決算額、比較対前年比、比較内容の順で申し上げます。

1 款の村税は 6 億3,217万1,000円、1,279万6,000円、2.0%の減でございます。主に、法人村民税が2,092万円の減となっております。先ほど、村長の話にもありましたが、村税の収納率は99.5%と、県下でもトップの成績をおさめております。

6 款の地方消費税は8,017万円です。消費税の引き上げにより、3,545万8,000円、79.3%の増となっております。

7 款の自動車取得税交付金は596万7,000円で、271万2,000円、83.3%の増となっております。

8 款の地方特例交付金も減収補てん特例交付金の増により、56.1%の増となっております。

9 款の地方交付税は14億9,072万4,000円で、2,475万9,000円、1.7%の増となりました。特別交付税の増が主なものでございます。

11 款の分担金及び交付金は2,748万2,000円、395万6,000円、12.6%の減となりました。広域連合への職員派遣負担金の減が主なものでございます。

13 款の国庫支出金は 2 億1,280万900円、2,294万6,000、12.1%の増となりました。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、総合戦略策定事業、プレミアムつき商品券事業、地域材活用事業等が主なものでございます。

14 款の県支出金は 1 億762万2,000円、2 億4,524万1,000円、69.5%の減となりました。保育所建設、緑の体験館コテージ建設に伴う木造公共施設等整備事業補助金の減が主なものでございます。

20 款の村債は 4 億4,600万円で、1 億2,690万円、22.2%の減となりました。施設整備事業債、繰り越しの辺地対策事業債の減によるものでございます。

続いて、10-12ページをごらんください。

歳出を説明申し上げます。前年と比較しまして、大きく増減したものを申し上げます。

2 款の総務費は 4 億5,430万200円、1 億2,078万6,000円、36.2%の増となりました。総合戦略策定事業、プレミアムつき商品券事業によるものでございます。

3 款の民生費は 9 億3,452万3,000円、2 億5,592万6,000円、21.5%の減となりました。保育所建設事業の減によるものでございます。

6 款の農林水産業費は 1 億7,052万円、1 億9,199万5,000円、53.0%の減となりました。

県営畑総第2次農道舗装事業の繰上償還に対する負担金、地域材活用事業、保育所、緑の体験館コテージの建設材ほかの減によるものでございます。

7款の商工費は1億4,456万6,000円、2億2,890万9,000円、61.3%の減となりました。観光施設である緑の体験館コテージ改修事業、キャンプ場施設整備事業、もくもく体験館整備事業の減によるものでございます。

10款の教育費は3億843万5,000円、2,490万円、8.8%の増となりました。トレーニングセンター非構造部材耐震化事業による増でございます。

12款の公債費は、2億9,722万5,000円、1億4,481万2,000円、32.8%の減となりました。26年度に実施しました繰上償還が減ったためでございます。

次に、11-1ページをお開きください。

国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額は6億2,419万4,557円、前年に比べ8,252万7,830円、15.2%の増です。

歳出総額は5億4,853万6,829円、前年に比べて6,940万6,470円、14.5%の増でございます。歳入歳出差引額は7,565万7,728円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、1款の国民健康保険税で、収入額は1億4,547万6,420円で、957万9,420円、4.4%の増となりました。加入世帯は28年度3月末で706世帯、被保険者数は1,318人、加入世帯は増加していますが、被保険者数は減少しております。

不納欠損額は16万9,900円、収入未済額は218万7,130円で、昨年度より減少しております。収納率は98.4%で、昨年より0.7%増加しております。

次に、11-2ページをお開きください。

歳出の主なものは、2款の保険給付費2億9,641万7,932円で、対前年2,798万5,302円、8.6%の減となりました。療養諸費については、一般被保険者、退職被保険者分とも入院診療分の件数、日数、費用額が減少しました。高額療養費は一般、退職496件で、前年度より85件の減となりました。

4款の共同事業拠出金は1億2,996万5,608円、8,357万9,882円の増となりました。平成27年度より共同事業対象の医療費の範囲が拡大されたためでございます。

次に、12-1ページをお開きください。

介護保険特別会計でございます。

歳入総額は4億5,191万8,864円、前年対比2,161万995円の増、歳出総額は4億3,878万8,554円、前年対比1,697万8,601円、6.2%の増でございます。歳入歳出差引額は1,313万

310円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、1 款の介護保険料で、8,443万8,220円、605万8,020円、7.7%の増でございます。

65歳以上の被保険者は、27年度末1,380人で、19人の増でございます。徴収率は100%でございます。

歳出の主なものは、2 款の保険給付費で、4 億804万6,855円、1,735万1,133円、4.4%の増でございます。被保険者は増加傾向にありますが、介護サービスを利用する人はその割にふえておりません。しかし、現在サービスを利用している方が、さらに複数のサービスを利用するようになってきていますので、給付費も増加してきております。

次に、13-1 ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額は4,592万2,630円、146万5,993円、3.3%の増、歳出総額は4,553万5,039円、152万4,832円、3.5%の増でございます。歳入歳出差引額は38万7,591円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、1 款の後期高齢者保険料で、3,220万8,200円、76万1,700円、2.4%の増でございます。徴収率は、前年と同様100%でございます。

被保険者は、28年3月末で790人、39人の増となっております。

歳出の主なものは、2 款の広域連合納付金で、4,463万1,423円で、104万2,407円、2.4%の増でございます。

次に、14-1 ページをお開きください。

簡易水道特別会計でございます。

歳入総額は1 億3,663万1,115円、1,490万9,434円、9.8%の減、歳出総額は1 億3,226万1,159円、1,407万3,320円、9.6%の減でございます。歳入歳出差引額は436万9,956円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、2 款の使用料及び手数料で7,779万6,360円、15万7,070円減で、昨年とほぼ同額でございます。徴収率は99.84%で若干伸びてきております。不納欠損額は2,100円で、法律に基づいたものでございます。収入未済額は12万6,490円で、年々減少してきております。

歳出の主なものは、2 款の建設改良費3,218万4,000円で、御馬越配水池、大尾沢浄水場設備機器更新事業によるものでございます。

3 款の公債費は7,399万1,048円で、185万3,533円、2.6%の増でございます。村債は、新たに2,430万円を借り入れし、残額は7億7,725万2,000円となりました。基金は100万3,000円を積み立て、1,174万5,000円となりました。

次に、15-1 ページをお開きください。

下水道特別会計でございます。

歳入総額は3億8,729万5,756円、64万7,198円、0.2%の減、歳出総額は3億8,171万2,073円、74万3,432円、0.2%の増でございます。歳入歳出差引額は558万3,683円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、2 款の使用料及び手数料で、558万3,683円、166万3,250円、1.7%の増でございます。徴収率は99.8%でございます。特に、滞納繰越分と未請求分の徴収率は増加してきております。収入未済額は15万9,120円で、前年より35万9,190円の減となりました。

歳出の主なものは、2 款の建設改良費で、4,170万円、526万1,600円の減となりました。長寿命化計画事業の水処理、汚泥処理、電気設備更新、プアラインあさひの耐震診断が主なものでございます。

3 款の公債費、2億7,079万1,637円で、194万5,280円の増でございます。村債は、新たに850万円借り入れをし、残額は22億6,078万円となっております。基金は、昨年とほぼ同額の1,391万円でございます。

次に、16-1 ページをお開きください。

あさひプライムスキー場事業特別会計です。

歳入総額は6,499万9,122円、3,280万29円、101.9%の増、一般会計からの繰入金と国庫支出金の増額が主なものでございます。

歳出総額は6,478万9,506円、3,286万9,518円、103%の増でございます。スキー場のグレンデ整備車購入によるものでございます。歳入歳出差引額は20万9,616円で、実質収支額も同額でございます。

歳入の主なものは、3 款の繰入金で4,732万円、72.2%の増でございます。

6 款の国庫支出金は1,000万円、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、スキー場のグレンデ整備車購入のためのものでございます。

歳出の主なものは、1 款の事業費で3,489万9,760円、主にスキー場のグレンデ整備車購入費用でございます。

2 款の公債費は2,732万2,929円、26万718円の増でございます。村債は、新たに240万円借り入れをし、残額は1億6,424万7,000円となりました。来場者数は、12月の暖冬による雪不足と、雨氷の被害もあり、2万953人と、昨シーズンより4,826人減少しております。

以上で、一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

◎健全化判断比率等報告

○議長（清沢正毅君） 日程第21、ここで、財政の健全化判断比率等について、上條総務課長から報告があります。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから健全化判断比率等の報告をさせていただきます。議案書の、すみません、後ろから12枚目になりますので、ごらんをいただきたいと思います。すみません、こちらの議案書のほうでございます。すみません、議案書の後ろから12枚目のところに。よろしいですかね。

それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率を報告させていただきます。

裏面のほうに別紙をつけてございますので、ごらんをいただきたいと思います。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率等でございます。

最初に、健全化判断比率でございます。実質赤字比率につきましては数値がございません。連結実質赤字比率につきましてもなし、実質公債費比率が7.3%、将来負担比率がなしでございます。

また、公営企業会計の資金不足比率でございますけれども、簡易水道会計、下水道会計、スキー場会計、それぞれ資金不足は発生しておりません。

以上、報告いたします。

◎決算審査報告

○議長（清沢正毅君） 日程第22、ここで、議案第55号から議案第61号までの決算審査結果について、代表監査委員から報告を求めます。

なお、高橋議員は監査委員席に、着席をお願いします。

それでは、代表監査委員、ご報告お願いをいたします。

上條代表監査委員。

〔代表監査委員 上條孝也君登壇〕

○代表監査委員（上條孝也君） それでは、平成27年度決算審査の報告をいたします。

ただいま上程されました平成27年度朝日村一般会計並びに朝日村国民健康保険特別会計ほか5つの特別会計の各会計決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、決算及び基金の運営状況について、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定による健全化判断比率などの審査も、私と高橋監査委員の2名で、去る7月25日から8月1日までのうち延べ6日間を審査期間として審査を行いました。

代表して、私からご報告申し上げます。

審査に当たりましては、村長から審査に付されましたそれぞれの決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書が、それぞれの法令で定める様式を基準として作成されているか、計数は正確であるか、予算執行はその目的に沿って適正かつ効率的になされているか、財務に関する事務は関係法令を遵守し適正に執行されているか、各基金はその設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかなど、各会計事務を所管する関係部署から説明を聴取するなどして検証いたしました。

その結果、決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも関係法令の定めるところにより作成されており、計数等につきましても、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認められました。各基金も、所期の目的に沿って運用され、適正に管理されているものと認められました。また、財務に関する事務執行についても、適正に処理されているものと認められました。

なお、財政健全化判断比率は、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率7.3%、将来負担比率なし、資金不足比率なしでありました。実質公債費比率につきましては、前年度比0.3ポイント改善されております。

それでは、最初に、朝日村一般会計決算の概要と意見について申し上げます。

なお、各会計の決算の具体的な内容や計数については、先ほど会計課長より詳しい説明がございましたので、私から申し上げることは省略させていただきます。

朝日村の一般会計の決算額は、前年度に比べ5億2,310万円の減で、増減率が12.9%減の35億2,356万円、歳出が前年度に比べ6億3,001万円の減で、増減率が16.1%減の32億7,147万円となり、実質収支は翌年度への繰越事業である1億1,780万円を除き、1億3,429万円の黒字決算となりました。

村税は6億3,217万円で、前年度に比べ1,280万円減となりました。これは主に、法人住民税の減によるものです。

村税の未収入額は337万円であり、前年度に比べ64万円減少しております。現年度課税分の徴収率は99.7%と前年度の率を維持しており、大変高い収納率となっております。これは、各部署が連携して効率的で効果的な徴収体制を実施したことが高収納率に結びついていると思われまます。

自主財源の安定確保と税負担の公平性を期すため、今後も引き続き、未収入額の削減に努力していただくよう要望するものでございます。

平成27年度の事業であるかたくりの里増改修費に3億5,439万円、大石原村道改良事業9,389万円などに大型投資をするも、補助金や有利な起債等の活用により、財政に負担を与えることなく、事業が滞りなく完了しました。その結果として、実質公債費比率は3カ年平均で7.3%と昨年度の7.6%から0.3ポイント下がっており、各種施策に対する取り組みが効率的かつ効果的に推進され、健全財政を維持向上していることを評価するものでございます。

また、人口減少問題や子育て支援対策、2期目の向陽台団地の造成、統合したあさひ保育園、わくわく館の充実など、その対策は着々と進んでいると思われまます。子供たちは、あたかもダイヤモンドの原石です。ダイヤモンドの原石は、磨き方いかん、カットの仕方いかんで、さまざまに異なるさん然とした輝きを放ちます。朝日村の子供たち全員がダイヤモンドの原石です。どうかこれからも、朝日村や我が国を担っていく子供たちに引き続き投資をお願いし、そして、朝日村が小さくてもきらっと光り輝くような独自の政策も取り入れ、さらに発展するよう望むものであります。

次に、国民健康保険特別会計決算について申し上げます。

医療給付の伸びにより歳入歳出とも増加し、実質収支は7,566万円の黒字決算となりました。

国保の1人当たりの医療費は、県下でも低いほうですが、諸事情により収入増は見込めず、

基金残高も今年度は積み立てがなく、前年度と同額の800万円となっており、国保運営は今後も厳しいと予測されます。国民健康保険税全体の収納率は98.4%となり、前年度に比べて0.7ポイント上昇し、大きな成果となっております。一方、平成27年度の特健診受診者数は347人で、前年と比較すると13名増加しております。さらに健診受診率の向上を目指すには、村民の理解と意識改革が必要ですので、引き続き、疾病予防活動に力を入れていただき、健康寿命が延伸し、成果として医療費の抑制に反映されるよう願うものであります。

次に、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計決算について申し上げます。

介護保険特別会計の実質収支は1,313万円、後期高齢者医療特別会計の実質収支は39万円の黒字決算となりました。

両会計とも歳入歳出とも増加しておりますが、改正後の介護保険制度を適正に運用し、要介護者の継続的ケアとともに、要支援者への介護サービスが十分行えるよう、配慮いただきたくお願い申し上げます。あわせまして、かたくりの里の増改修も終了し、介護予防対策、生きがい対策等、福祉の充実が一層図られるよう、さらなる高齢者支援をお願いするところでございます。

次に、簡易水道特別会計決算について申し上げます。

簡易水道特別会計の実質収支は、437万円の黒字決算となりました。統合簡易水道事業で、御馬越配水池、大尾沢浄水場設備機器更新が完了し、引き続き、安心・安全でおいしい水の供給体制が整備されました。今後は、老朽化が進む水道施設の更新、ろ過池等の増設事業が見込まれるため、財政と十分協議をしながら、計画的に推進していただくよう要望するものでございます。

次に、下水道特別会計決算について申し上げます。

下水道特別会計の実質収支は、558万円の黒字決算となりました。

村債残高も22億6,078万円で、前年度と比較して1億8,556万円の減です。また、使用料の徴収率は、全体で99.8%と前年度より上昇しており、徴収率向上に努められたことを評価いたします。

しかし、今後数年の間に施設維持管理等の大型事業が控え、費用増大が予測されますので、長寿命化計画及び耐震診断実施に基づき、今後の適正な管理運営に生かすよう要望するものです。

次に、あさひプライムスキー場事業特別会計決算について申し上げます。

あさひプライムスキー場事業特別会計の実質収支は、21万円の黒字決算となりました。ま

た、村債残高は1億6,425万円で、2,402万円の減となっております。

スキー場の利用者数は、前年に比べて4,592人減少し、2万953人でした。年末の暖冬による雪不足と、1月末の雨水被害によるリフト停止の影響によるものです。さらなる安全管理を徹底し、シーズンオフも含めた営業努力を期待するものです。

終わりに際し、一言申し上げます。

平成27年度は、朝日村第5次総合計画後期基本計画の2年目に当たります。基本計画に沿う形で、村長初め全職員が一丸となって行財政改革に努められた結果が決算数字にもあらわれており、健全財政であったことは評価できるものでございます。先ほども、村長も申しおりましたが、特に、自治体運営の中でも大事な指標である経常収支比率は70.2%であり、弾力性ある財政運営がされていることを示しており、それに伴って村独自の施策が容易になってきております。あわせて、先ほども申しましたが、実質公債費比率も7.3%と下がってきており、財政改革の成果があらわれていると判断し、財政運営の努力と成果を認め、評価をするところです。

また、今後の大型事業である役場庁舎建設事業のための基金も、今年度は2億3,765万円増額し、現在10億3,558万円と順調に積み立てされてきております。新庁舎への木材提供などを通じて村民の関心も非常に高まってきており、期待も大きくなってきております。しかし反面、当初計画より資材、労務費などの高騰、庁舎面積の増などにより、建設に必要な事業費の増加が見込まれるとのことですが、今後の村の課題解決や村民ニーズに的確に対応できるよう、適正な規模及び事業費で建設されることを望むものです。

役場庁舎建設以外にも、下水道施設を初め各種施設の老朽化に伴い、改修及び更新等が余儀なくされてきております。あわせて、社会保障関係費の伸びなど、義務的経費の負担が年々増加することが予測されます。数字がよいときほど原点に立ち返り、最小の経費で最大の効果を生むよう事業執行を進めるとともに、健全財政の堅持に努めてください。

そして、朝日村が目指す基本方針「新しい感覚で人と自然と産業が共生するむらづくり」を引き続き前進させ、さまざまな工夫と熱意と戦略を持って計画的に推進され、住民福祉が一層増進されることを期待し、以上をもちまして決算審査報告といたします。

○議長（清沢正毅君） 高橋監査委員は自席へお戻りください。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第23、議案内容説明を求めます。

お諮りをいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。全員協議会開催を11時25分とさせていただきますので、10分の休憩をさせていただきます。よろしく申し上げます。

休憩 午前 11時14分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時21分

○議長（清沢正毅君） それでは、時間少し早いですが、皆さんおそろいですので、また再び、本会議を再開いたします。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第24、議案第54号の質疑、討論、採決を行います。

議案第54号 朝日村特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時22分

平成28年第3回朝日村議会定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成28年9月16日(金) 午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

出席議員(10名)

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中村 武雄 君	教 育 長	二茅 芳郎 君
会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君	住民福祉課長	上條 文枝 君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原 貞子 君	生活環境課長	曾根 克仁 君
産業振興課長	上條 靖尚 君	会 計 課 長	林 さとみ 君
教 育 次 長	清沢 光寿 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 塩原 智恵美 議員

10番 林 邦 宏 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長（清沢正毅君） 日程第3、これより一般質問に入ります。

質問は申し合わせ順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言をしてください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いをいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせをいたしますので、お含みおきください。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（清沢正毅君） それでは、初めに、7番、北村直樹議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 7番、北村直樹。私は本日、2つのことについてご質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、1つ目、高齢化社会に対する国民健康保険料の算定のあり方について。

国民健康保険は私たちが平穏な生活を送るためになくてはならない公的医療保険であります。現在の日本国内における加入者は、平成23年時においては、約3,800万人となっております。日本の総人口のうち、約29%近くの方がこの国民健康保険に加入しております。

当朝日村での国民健康保険の加入者は、平成28年3月31日時点で1,264名、世帯数665世帯であります。朝日村総人口4,646名、世帯数1,485世帯であり、村内における国民健康保険加入率は27.2%となっております。

健康保険は大きく分けると、3種類ございます。1つ目は国民健康保険、2つ目は企業による社会保険、そして共済組合。国民健康保険とこの社会保険を比較した場合、その保険料の算定及び徴収方法は全く異なります。社会保険料の保険料算定は、個人の給与額に対し標準報酬月額等級に合った金額にて計算されます。一方、国民健康保険の算定は、個人の収入だけでなく、その世帯の国民健康保険加入者の総合計の収入で計算されます。

高齢化社会を迎える当朝日村。私は、この国民健康保険の算定方法に今後大きな不安を抱いております。なぜかと申し上げますと、当村は農業立村です。多くの農家の方は国民健康保険加入者であると思います。万が一、農作業中に事故が起き、長期入院または介護が必要となった場合や、作業中に病気になり、その病気が原因で介護が必要となった場合、その息

子さん、それから娘さんは心配から会社を退職し、介護を希望する人がいるかもしれません。そうなった場合、必ず国民健康保険に加入すると思いますが、ここで先ほど申し上げました国民健康保険料の算定方法を思い出していただきたいと思います。

要介護者が国民健康保険者の場合、介護希望した息子、娘は要介護者と自分2人分の国民健康保険料を支払わなくてはなりません。ましてや、昨年のような農業収入が多い時期となれば、翌年の国民健康保険料の負担は高額となります。仕事をやめて収入のない中で、介護料、生活費、そして保険料、介護を希望した人たちがたちまちに貧困に陥ることとなります。

以上のことから、私は将来の高齢化社会と農業立村として、このような問題を今から認識し、それを改善する施策が必要であるのではと考えております。

現在、農業も担い手不足等の課題を抱えております。その問題を解決するため、現在、村では若手就農者の施策を掲げて取り組んでいるかと思っております。表面の施策は、大変これは重要であることは十分認識しておりますが、裏面においての施策も今後見据えることが必要であるかと考えております。

そこで、住民福祉課長にお尋ねいたします。

1つ目、高齢化社会と農業立村の朝日村にとって、今後予想される国民健康保険料の算定に対し、今現在における対策があればお聞かせください。また、今後の方針についてもお聞かせください。

2つ目、国民健康保険税の減免の現状とその制度についてお聞かせください。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 住民福祉課長の上條でございます。

私は、今回初めて答弁に立たせていただいております。極めて緊張しております。議員の皆様にご指導いただき、村民のため、村の発展のために一生懸命頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、北村議員ご質問の高齢化社会の対する国民健康保険税の算定のあり方についてお答え申し上げます。

1つ目の高齢化社会と農業立村の朝日村の今後予想されます国民健康保険税算定に対しまして、現在の対策と今後の方針についてお答えいたします。

国民健康保険は、加入者みんなでお金を出し合い、個々の医療費の自己負担を軽減しようという助け合いの制度になっております。議員先ほどおっしゃいましたように、お勤めしている方の社会保険、共済組合、それに加えて、75歳以上の方の後期高齢者保険、生活保護の方を除きます全ての国民が加入する保険となっております、これによりまして、国民皆保険となっております。このため、国民保険の加入者は高齢者や所得の少ない方など、低所得の方の割合が大変高いのも特徴となっております。

このため、低所得者のための負担軽減措置がとられております。具体的な内容は、所得に応じて算定されました保険税の7割、5割、2割が軽減されるものとなっております。本年度当村の国民健康保険加入世帯の45.5%に当たります304世帯、被保険者の41.4%に当たります522人が軽減の対象となっております。

一方、課税限度額も設定されておまして、基礎課税額は54万円となっております。議員ご質問の就業ができなくなった際には次年度、この負担軽減対象となりまして、軽減が図られることとなっております。

国民健康保険加入者の皆様から所得に応じた公平な負担をいただくことにより、安定した国保運営のための財政基盤の強化を図っているところでございます。

現在、国レベルでも市町村国民健康保険が抱えます構造的な課題と国が進めます社会保障制度改革のため、平成30年度から市町村国民健康保険会計を公費化した取り組み計画を現在進めております。

2つ目の国民健康保険税の減免の現状とその制度についてでございます。

現在、減免該当者はありません。減免に当たりましては、国民健康保険税条例第25条によりまして、災害等により所得が皆無となり、また、生活が著しく困難となった者に対しまして、村長が必要と認めた場合に行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問ございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 住民福祉課長、丁寧なご回答、どうもありがとうございました。

私がこれを質問と挙げた趣旨といたしまして、やはりテレビ、または身近な方で仕事をやめていよいよこれから介護が必要だというときに、自分の貯金を切り崩して、そして父親、母親の面倒を見ると。その中で、父親、母親の財産を勝手にいじっていいのかと。例えば自

分の生活が苦しいから親の預金をおろすということになりますと、これは私の解釈でございますけれども、贈与税の該当になってしまうのではないかと。そうなった場合に、本当に息子さん、それから娘さんの財産で国民健康保険料を養っていかななくてはいけないという現状が目当たりにございましたので、今回取り上げのほうをさせていただきました。

減免処置といたしまして、それぞれ人によっては7割、それから5割、またそういった免除がある中で、当村もそれが今、現状として受け入れられているということを知りまして、非常に安心をいたしました。引き続き国保税の健全な運営、それから生活者の保護のために頑張ってくださいと思っています。

以上をもちまして、1つ目の質問を終了いたします。

○議長（清沢正毅君） 北村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 続きまして、2つ目の質問でございます。

インターネット、IT関連教育の期待と教育方法について。

本定例議会において、7月11日、朝日小学校教育用として、パソコンやタブレットを購入。今後5年間の契約をしたとの報告がございました。

現代社会において、パソコンの使用はなくてはならないものであると認識しております。我が朝日小学校も、以前よりパソコン教育は実施していたと思います。今回、最新の機器を使用するわけですが、それに対する期待について申し上げます。

私は以前、東京の会計事務所で働いておりました。その顧問先、クライアント先では、パソコンをインターネットを活用したビジネスを展開する会社が多く存在しておりました。中には、20代半ばの方が社長を務め、従業員数十名を束ねる会社もありました。私は、20代後半のときに上京したわけですが、その現実を目の当たりにしたとき、衝撃を覚えたことを今でも思い出します。

インターネットビジネスのよい点は、インターネット環境が整っていれば、どこでも仕事ができる点、そして時間に拘束されない点でございます。

現在、企業では、従業員が自社に本社でなくても、自宅にて仕事をする方もふえております。

さらに画期的なものは、クラウドワーキングなるものがあることはご存じでしょうか。ク

クラウドワーキングとは、企業が仕事を発注し、それをIT技術者が請け負います。請け負うためには、エントリーさえしておけば、オファーが届きます。そのエントリー先も、現在の日本大手では、ランサーズやクラウドワークス、Bizseekといった企業が行っております。簡単に言えば、ハローワーク、職安のようなものがネット上に存在しているわけであります。

私はこのパソコン教育を通じて、インターネットを活用したビジネスを当朝日村でいつか近い将来、子供たちが立ち上げてくれることを期待しているわけであります。諸先輩方から若者、そして子供たち、この豊かな朝日村をどんどんアピールして行ってほしいと願っております。

そこで、これだけ充実した機器を取りそろえているのですから、ぜひ朝日村の将来を担う子供たちに向けて、パソコンの使い方だけではなく、インターネットを活用した職業や現在のITビジネスで成功している現状があるという情報を発信すべきだと考えております。

私は、昨年9月定例議会一般質問におきまして、子供たちへの職場体験の現状をお聞きいたしました。大切なことは、職業情報をいち早くキャッチし、自分の思いに合った職業を知ること、そしてその職業の知識や専門学をいかに早い段階で学ぶことだと質問をいたしました。当局の回答といたしましては、キャリア教育は将来を生きる子供たちにとって必要であると、このような取り組みが児童・生徒の将来の職業選択に生きるよう、引き続き学校と連携を図りながらキャリア教育を進めていくとの回答でございました。

そこで、二茅教育長にお尋ねいたします。

今回、パソコン機器をどのような方法で活用し、子供たちの教育に生かすのでしょうか。

2つ目、村としては子供たちの将来にかかわるであろうインターネットビジネスについて、どのようなお考えでいるのか。

3つ目、インターネットビジネス関連のキャリア教育をどのような方法で取り入れていくのかお尋ねいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） それでは、よろしく申し上げます。

北村議員のご質問ですが、まずクラウドワーキングなるものでありますけれども、勉強不足で、今後学ばせていただく内容かと思っております。ただ、以前、自宅でパーソナルコン

ピューターを使って仕事をし、出社は週1日で済むというような内容のテレビ番組を見たことがございます。いい仕事だと思ふ反面、古い人間でありますので、人と人とのかかわりが無いことにちょっと不安を感じた、そんな記憶がございます。そのようなイメージでよろしいでしょうか。また、議員同様、インターネットビジネスとは言わなくても、将来子供たちが村で起業してほしいと、そのように強く期待しているものでございます。

最初に、朝日小学校のICT教育機器の状況をお話いたします。

北村議員はITという表現を使っておりますが、教育現場ではICT、これからはICTという表現のほうがよろしいかと思うんですけれども、C、コミュニケーションという言葉がキーワードになっているかと思ひます。

平成23年12月の議会におきまして、村長提案説明で、パソコンの導入状況やインフラの整備についてお話があったと思ひます。朝日小学校は東日本大震災の3期を除いて調査に参加した全国1,739校中46位という「日経パソコン」の記事をもとに説明していると思ひます。このように村では、早い時期からICT機器を導入して、整備状況はよいと実感しております。

今回新たにOSはWindowsのXPからWindowsの10になりました。それから、電子黒板、タブレットも入れました。それで、まだ改善すべき点があると思ひますけれども、全国的に高い位置にいるかなというふうに思っております。

続きまして、既におわかりのこととは思ひますが、質問に対する教育内容に関係しますので、少し長くなりますが、お許しいただきたいと思ひます。

6月の定例会でも述べておりますけれども、学校は約10年ごとに改訂され文科省から告示される学習指導要領に従って教育活動を行っております。告示でありますので、学校には学習指導要領に従って指導内容を確実に教えなければならないという法的義務がございます。また、学習指導要領の総則でございますが、教育課程編成の方針がございます。その中で、いわゆるICT機器を使ってICT教育と言われる情報教育というふうに言っておりますけれども、その項に各教科の指導に当たっては、児童がコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段になれ親しみ、コンピューターで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身につけ、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加えて、視聴覚教材や教育機器などの教材教具の適切な活用を図ることというふうに示されております。でありますので、情報教育はコンピューターのみを使うだけではなくて、今まで使っておりますけれども、実物投影機とかプロジェクター、デジタルカメ

ラ、このようなものを使った教育を情報教育というふうに言っていると。教員だけではなく、子供も使うという、そんな観点でございます。

また、学習指導要領では、国語や算数などの教科、それから領域と読んでおりますが、道徳や総合的な学習の時間というそれらのもので年間の指導時数も決められております。例えば6年生でお話ししますが、国語は175時間、算数も175時間というふうに、領域で言いますと、道徳は35時間と、これを下回ってはならないというふうになっているわけですが、総授業時数は980時間です。ただ、これだけで済むかといいますと、これは最低の時数でございますので、これを下回ってはならない。これに加えて、これ以外にも特別活動などをやりますので、今年度の小学校6年生の総指導時数は1,142時間です。この時間を全うするための時間割は何をもとにつくられるかと申しますと、教科と領域のみでつくられております。

質問にあります情報教育やキャリア教育は、その他、これ以外にも人権教育とか食育とかさまざまあるわけですが、これらの教育活動は、先ほどお話しした総則の情報教育の書き出し文の頭にあります各教科の指導に当たってはという一文で示されておりますが、この各教科や領域の指導内容に沿いながら、ただ、特に情報教育の場合には、効果的な学習指導も含まれます、その使うことによってということですが。情報教育にかかわるところでは情報教育機器を活用するで、キャリア教育にかかわる部分ではキャリア教育にウエートを置いて指導をするということですので、時間割に情報教育という時間とかキャリア教育という授業はないわけです。

そこで、以上をもとに1番目の質問でございます。今回のパソコン機器をどのような方法で活用し、子供たちの教育に生かすのかということですが、インターネットはご存じのように、大変有効でございます。その反面、ワンクリックで簡単に不特定多数の人物とつながることができます。それから、LINEなど、通信機器を悪用したネット上でのいじめ、これも大きな問題になっているわけですが、またユーチューブとか、1度ネットに流してしまうと、瞬時に世界じゅうを駆け回ります。それで、簡単に消すことができません。公開し続けるとさまざまな課題に直面します。そこで、学校で行う情報教育では、まず情報モラルとか情報のネットエチケットと呼んでおりますけれども、安全教育の側面ですが、または人権教育にかかわる内容であったり、情報社会に参加していく上での態度面の育成を行います。これは、当然家庭等の協力も欠かせないわけですが、その上で情報活用の実践力を高めていくという段階を追っております。

具体的に言うと、当たり前と言えば当たり前なのですが、例えばパソコンのスイッチを入れるとか切るとか、そのようなところから始まりまして、キーボードの学びとか基礎の基礎を学んでいくと。最終的には、調べ学習のためにどのサイトを使ったら有効なのかと、そのようなサイトの学習もしていきます。特に4年生でお話ししますが、今、1年間を通じて水の学習、環境の学習をしておりますが、それを最終的には学んだ内容を自分の言葉で地域の方へどう発信していったらいいかと、一番重要なところであります。プレゼンテーションの学習を行う予定で進めております。

タブレットも10台入れました。それで、今は主として2台、視覚的に情報を入れるのが得意な子供たちのために2台を使っております。残りの8台は、例えば理科で子供たちの観察記録を取り込んで、それをみんなで共有すると。プロジェクターで投影するわけですが、そのような形で有効に使わせていただいております。

2番目の村としては子供の将来にかかわるであろうインターネットビジネスについてどのようなお考えでいるのかという質問でございますが、これはあくまでも私個人の考えであります。勉強不足でありますので、何ををもってインターネットビジネスと言うのか承知していないわけですが、的外れであればお許してください。

例えば企業などがインターネットを活用して製造から販売、流通まで事業を行うとか、以前、報道で見たことがあるんですが、農家の方が直接農産物を販売するというような取り組みもありました。いわゆる通信販売と簡単に言っているのかどうかわかりませんが、そんなインターネットの利活用は非常に可能性が広がるんだと、こういうふう考えております。

3番目のインターネットビジネス関連のキャリア教育をどのような方法で取り入れていくのかという質問でございますが、例えば高校では教育課程の中に情報関連の学科で勉強している子供たちは、そのような具体の職業を学ぶ機会があるかと思っております。ただ、小学校でございます。主には社会科などで教科の指導内容に、そのインターネットビジネス関連のものがあれば、そこで通常の授業の中で通常の扱いで指導をしていくというふうになると考えております。

なお、北村議員の思いはよくわかりますので研究はしたいと思っておりますが、一生涯を通じて社会の中で自分の役割を見出していくというキャリア教育、キャリア発達にかかわる指導は行っております。ただ、いわゆる特定の職業に従事するための実践的な職業教育は、小学校段階では難しいのかなというふう感じております。それは、前段でお話ししましたが、小

学校では情報教育の基礎の基礎を学ぶという段階でございます。また、決算審査報告をされた代表監査委員の上條孝也さんの子供は光り輝くダイヤモンドの原石という言葉が忘れないわけではありますが、子供たちはこれからの社会で生きていくための基礎的、基本的な人間関係づくり、学力、体力と、こういうものを身につける今、時期でございます。そのような意味で、子供たちはさまざまな可能性を秘めている、そんな存在だということもご理解いただきたいと思えます。

これからもなお学校と連携しながらキャリア教育につきましても取り組んでいくつもりでありますので、よろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、実際の教育現場を見ていただくことが手っ取り早いかなと思えます。学校は常に門戸を開いておりますので、ご要望があれば、幾らでも授業を参観する機会がございますので、直接見ていただくことも重要かと。新しい機器も入りましたので、それも見ていただきながらというふうに思うんですが、以上でございます。終わります。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問ございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 二茅教育長、ありがとうございました。

私がなぜこの質問を取り上げたかといいますと、今、日本の経済というのは、1次産業からはどんどん発達しているわけでございます。パソコンがあれば仕事ができる、先ほどの介護とちょっと付随しますけれども、仕事をやめなくても、要は例えばパソコン技術があれば、親の介護をしながらでもパソコンの中で仕事をしていけば、退職をしなくても生活の安定を図れるという、そういった側面もございまして。車とパソコンの考え方がちょっと似ているかもしれませんが、確かにモラルという部分が一番重要になってくるかと思えます。車もそうだと思うんですけれども、車を運転することで、最初からモラルを度外視したことになりますと、それは大きな事故につながったりですとか、はたまた車というものの価値に対する勘違いが始まってしまうと思えます。パソコンもそうだと思います。使い方さえしっかりして、モラルをしっかり守れば、これほど今の現代の社会においた職業、または経済の中の中心的なものとなっておりますので、私、今回質問をさせていただいた経緯といたしましては、ぜひそういったところを、ひとつ認識していただきたいと。また、子供たち、本当にこれから明るい将来、本当に可能性がある子供たちばかりでございます。そういった中で、いろいろな職業を選択する中の一つの題材になっていただければなど、そのようにも

捉えております。

今後また私のほうでも学校現場のほうを見せていただきながら、こういったところの部分はどうかと、そういった専門的な知識がもし必要となった場合は、私のほうも過去、東京にいたこともございますので、そういったコネクションを使いながら、微力ながらお力添えをさせていただければと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、北村直樹議員の一般質問は終わりました。

◇ 小 林 弘 幸 君

○議長（清沢正毅君） 次に、8番、小林弘幸議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 8番、小林弘幸です。それでは、今日は2問についてお伺いしたいと思います。

まず、第1問目ですが、ひとり暮らしの高齢者の福祉充実をであります。

中村村政において、行政改革、経費節減活動等の結果、実質公債費比率は4年連続低下し、朝日村健全財政続くと報道もされ、村長は今後も財政の健全化が村民の安心感につながると話されております。

人口ビジョン必達のための諸施策や、このほどまとまった公共施設等総合管理計画では、施設の維持管理費用が新たな課題に加わり、少しゆとりの出た財政において、より一層の管理が必要であるというふうには思っております。

さて、少しのゆとりをどのように住民サービスの向上に還元するか、これがもう一方の課題であります。住民サービス向上を福祉の向上と言いかえても過言ではなく、今定例議会の村長の提案説明の中に、高齢者福祉について言及され、今までの事業を含め、多様な生活支援の充実を図るため、生活支援サービス事業、その立ち上げに取り組むとあります。

今まで朝日村の発展のために尽くされた高齢者の皆様に対するサービスの充実は欠かせません。そこで、一番の弱者であるひとり暮らし高齢者の福祉に関する質問をさせていただきます。

その中で1つ目のことですが、まず配食サービス事業についてであります。

老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画を見ますと、ひとり暮らし高齢者世帯が増加しており、26年度では、それまでの4年間に44人ふえ、134人とあります。ひとり暮らし高齢者の生活支援サービスの一つに配食サービスがあり、対象者はおおむね65歳以上のひとり暮らしの老人等で、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により、食事の調理が困難な者、食事の配食は週1回、1食、委託料の半額負担で375円の利用料がかかる、27年度決算によりますと、利用者は8名、委託料が28万5,000円です。

ここで問題視することは、27年度民生費の老人福祉費は総額約3,200万円であり、内訳は、97%の3,100万円が人件費と総務費で使われ、実際に高齢者が受ける恩恵は、高齢者在宅福祉費として約2%の75万円です。中でも村長が言われた栄養改善を目的とした宅配食サービスは約0.8%の28万円にすぎません。単刀直入に言うと、75万円のサービスをするのに経費が3,100万円かかっているということです。いかに事業推進するための中間にお金がかかり、実際に元気で暮らすひとり暮らしの高齢者に福祉が届いていないかがわかります。

福祉事業は幅が広く、見えにくく、わかりにくい側面がありますが、この配食サービスは高齢者福祉事業として、明快でわかりやすく、メディアにも取り上げられて注目されているサービスです。

食事は生きがいの一つでもあり、元気な高齢者にもっと多く利用していただき、いつまでも元気でいてほしいと、そう思う次第であります。

そこで、多くの人が利用できるように利用条件の緩和はできないでしょうか。そして、事業費の増額を検討していただけないでしょうか。そもそも75万円のサービスに経費が3,100万円の総合にも問題があるかと思えます。それが、今の3点が知りたいことでもあります。

それと確認ですが、28年度予算に宅配食サービス事業委託料が計上されていません。村長の説明にある新たな総合支援事業に組み込まれているのでしょうか、お答えをよろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、小林議員1つ目のご質問のひとり暮らし高齢者の福祉の充実についてお答え申し上げます。

初めに、配食サービス事業についてご説明させていただきます。

決算の老人福祉費3,250万有余の決算内容は、主なものとしまして、議員先ほどおっしゃいました福祉を担当している職員の分と福祉総務費の中で松塩筑木曾老人福祉施設組合の特別養護老人ホームの建設に当たっての負担金、それから養護老人ホーム保護措置費ということで、介護以外の経済的な事情等から在宅での暮らしが難しくなる方の施設となっております事業の経費ですので、配食サービスに関する事業のみ以外にも福祉事業と捉えて実施をさせていただきます。

議員ご質問の配食サービスは、介護保険の地域支援事業の実施要綱に沿って実施をされております。このため、議員がおっしゃいましたように、おひとり暮らしの中でも調理ができないなど、支援を必要とする方がご利用いただくためということで、一定の要件がございます。

これまでの配食サービスは、栄養改善と見守りを兼ねました事業となっております。配食サービスを含みます在宅福祉老人福祉事業は、介護保険制度が始まりました平成12年度から介護保険事業を補完しますサービスとして村は実施してまいっております。

利用に当たる住民の皆様は、訪問サービス、訪問ヘルプサービス等をご利用いただきながら、調理を含みます家事援助サービスが受けられ、また、週末にはおひとり暮らしということで、ご家族が訪問をされることなどから、村はその補完としまして週1回の配食サービスをご利用いただいております。また、最近では介護事業者でも、その介護サービスをご利用されているご利用者限定ではありますが、利用日以外の昼食の提供をいただく等、地域のニーズにおいて対応もしていただいております。

近々では、朝日村へも宅配食業者が参入をされまして、地域からも週1回以上の配食サービスを希望されるお声もありまして、配食事業者をお呼びし、昨年度は職員が試食を行いました。それぞれの特徴や料金を周知できるパンフレットを作成させていただいております。こちらを相談があった際には村の配食サービスとあわせて、ご案内をさせていただいているところでございます。

また、昨年度はおひとり暮らしということで、孤食を防ぎ、出かける機会を持っていただくという趣旨で、ひとり暮らしや日中お一人になります高齢者の方々を対象としましたおむすび会というものを開催いたしました。こちらは、村の栄養士によります栄養指導も兼ねまして、具だくさんのおみそ汁と手間をかけずに缶詰などを中の具にしましたおむすびをご紹介します。そんな機会も持っております。

また、元気な高齢者の皆様へは、4月に開所をいたしましたえべやに、孤食を防ぎ、出か

ける機会を持っていただくために調理室をしつらえております。お仲間でお集まりいただき、調理をし、会食を楽しんでいただけたらと思っておりますので、ぜひまた議員の方からもご案内をいただきたいというふうに思っております。

次に、配食サービスの28年度予算計上についてでございます。

議員お見込みのとおり、今年度、介護保険法の改正がございまして、今年度から村では新しい総合支援事業をスタートしております。それに伴いまして、一般会計から介護保険特別会計の地域支援事業の介護予防生活支援サービス事業の中で実施をさせていただいております。直近では9名の利用者となっております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 現状のえべやの施設の有効利用だとか、そういったことを総合的にやられていることはお伺いしました。

それで、先ほどもネットのような話がありましたけれども、この中信地区を調べてみますと、こういった事業をやっていないところも、ネットで調べるから、実際にはあつて出てこないのかわかりませんが、このようなサービス事業が出てこないところもありますし、または朝日よりももう少し充実した内容であるというところもあります。

私がお聞きしたいのは、もう少し利用者を、8人とか9人ではなくて、多くふやすような方策ができないかというところがまずは1点なんですよね。なるべく多くの人に利用してもらいたい。ですから、その中で少しでもゆとりのあるところをそちらに回すことができないかということが質問であります。それと、それイコール増額ということになりますので、その辺をもう少しお話をくださりたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 小林議員の2つ目の質問にお答えをさせていただきます。

現在、9名の利用ということになっておりますけれども、介護保険事業の中で行いますので、村の地域包括支援センターが主になっておりまして、この配食を含めました生活上の困難な問題については、訪問をしたりですとかご家族の方からお電話、あるいは訪問をいただ

いた際に相談を受けます。その中で食に関するそういった相談があった際には、一応介護保険の中でさせていただいておりますので、先ほど要件があるというふうにお話ししましたが、調理ができないという部分と、それから栄養改善、それから見守りという部分での条件で村はさせていただいております。相談をいただいた中で現在、この9名というような人数になっておりますので、ご理解をいただけたらというふうに思っております。

周知につきましては、さらにそういった知らないで利用ができない方がいないように、また広報等で周知してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） すみません、いじめるような質問をしたくないんですが、これは介護保険のほうでのことというのは、それはそれでわかりますけれども、一般会計のほうから老人福祉施策として出ている話ですが、それはどうなんですか。

それともう一つ、先ほど私、3,200万円の老人福祉事業費、3,200万円のうち、高齢者の在宅福祉に関することは本当に2%程度なんです。先ほどの説明の中では、その辺が十分納得いく説明がされていなかった。それと、その他にもサービスをしている部分もあるというようなお話でしたが、それも微々たるものです。ですから、もしかしたら、やっぱり人件費と総務費でかかっている部分がほかの部分、社会福祉費全体のスタッフ費用がここに入っているのではないかと。ですから、その社会福祉費の中の個々の、8つ項目がありますが、そこに均等に、そういったスタッフ費用が均等にばらまかれているのか、その辺も非常に、2%しか、老人福祉費の中で高齢者在宅福祉費が使われているのは2%、これが非常に素人目に見ても不思議に思ったものですから、再確認をさせてください。その辺、以上2点お願いします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、小林議員のご質問に答えさせていただきます。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、福祉事業というものにつきましては、平成12年に介護保険制度が始まったことによりまして、身体的介護のほかには生活支援に対する

サービスにつきましても、介護保険事業のほうに移っておりまして現在行っております。この配食サービスのほかにも、高齢者の見守りということで現在、きずな電話というようなものもやっております。こちらはあらかじめ登録いただいたご家族のメールにご本人さんが定期的にかかってまいります電話に音声ガイダンスに沿いまして、きょうは元気ですか、少し調子が悪いですというような案内を音声ガイダンスに沿って答えいただくと、ご家族のところへ飛ぶというような仕組みになっております。そういった関係で、一般会計だけではなくて、介護保険会計の中でも予算措置をしております。またさらに、このたび27年度の法改正によりまして、生活支援総合支援事業ということで、生活の部分について一番サービスが必要とされます要支援の方々、介護の重度の方は介護サービスでほぼフォローができますけれども、軽い方たちにつきましては、介護保険サービスだけでは、生活の部分が多くて、介護のほうは少しお手伝いいただければ生活ができるということで、そういった部分につきましても今後、27年度の改正におきまして、村のほうにその権限がおりてきてまいっております。そういったことで、今年度から生活支援サービスというものにつきまして、村の中で新たな組織を立ち上げて、皆さんのニーズがどうなのか、これは行政だけではなくて、村民の方にもご協力をいただきながら構築をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

それから、人件費の部分ですけれども、こちらの社会福祉総務費の人件費につきましては、職員2名分となっております。介護保険を担当しております職員の部分、それから高齢者福祉を担当している職員になっております。ちなみに、介護保険担当の人件費は、介護保険の特別会計の中に入れることができませんので、一般会計のほうで賄わせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

人件費というのは、非常に複雑で、あっちこっちということも今わかりましたので、その点はこれからまたいろいろ教えていただきながら見ていきたいと思っております。

それと、村長のほうでもおっしゃられている総合支援事業を新たにスタートするというところで、そちらのほうの説明がこれからあるということも提案説明の中で伺っておりますので、

またそちらを通していろいろ教えていただきたいと思いますので、ありがとうございます。

それでは、1問目、これで終わりにします。

〔「議長」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員のひとり暮らし老人の給食サービスだけが高齢者福祉ではない、まずここから始めていただきたい。今質問された3,200万は、今、課長が申しあげましたように、人件費はそのうちの2分だけであります。あと何が大事かという、私どもはここを、松塩筑木曾老人福祉施設組合、特別養護老人ホーム10施設を持っておりますが、それへの負担金、それから養護老人ホーム、波田に温心寮っております。ここへの負担金、そのウエートが、3,200万円が一番ウエートが大きいんです。その中で給食もあると。いわゆる特養にしても老人福祉にしても、全て老人福祉にかかわることありますから、性質上、ここで予算が、決算が組まれたと。でありますから、たった2%とか、そういう間違った解釈をされると、私としては非常に心外でありますから、よろしく願います。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） それでは次に、2問目の質問をさせていただきます。

子供の貧困問題についてであります。

このごろ、よく耳にすることの一つに子供の貧困問題があります。

平成25年に子供の貧困対策の推進に関する法律が施行され、子供の貧困対策について計画を定めるとされました。朝日村においても、県の指示のもと、調査が既に行われていると思えます。

全国の子供の貧困率は上昇傾向にあり、約6人に1人の子供が貧困状態というふうなことであります。特にひとり親家庭の貧困率が高いとのこと。そして、子供の貧困は見えにくく、助けを求めにくく、対応が難しいと言われております。

27年度決算書の資料によりますと、朝日村のひとり親家庭は49戸あります。

そこで、朝日村の実態をお聞きしたいと思います。

まず、朝日村において、子供の貧困問題はあるのか。そして、現在ある社会福祉等の支援のほかに、村独自の支援策を講じる考えはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、小林議員、2つ目の子供の貧困問題についてお答え申し上げます。

村内におけます子供の貧困家庭につきましては、現在、保健師や生活困窮の福祉担当で該当者を把握はしてはおりません。

国では景気の低迷等によりまして、離職や就労困難者が増加をし、昨年度、平成27年度に生活困窮自立支援法がスタートし、相談体制の強化が図られております。これまで社会保険や労働保険が、また万が一の際には生活保護が安心を提供してまいりましたが、近年の雇用や社会情勢の変化から、それらだけでは安心した生活を支えることができなくなっておりまして、そこで、生活保護に至ります前に早期の段階で支援が行えるよう生活困窮者自立支援法が創設されております。

長野県と19市によります自立支援相談事業が実施されまして、町村社協には県によりますまいさぼ出張相談所が開設され、朝日村のほうとしましては、まいさぼ東筑ということで、県社協の専門支援員によります相談支援が塩尻市役所の中に事務所を置きまして、現在行われております。そちらのほうの昨年度の実績は4件で、いずれも高齢者、障害者の方の相談支援となっております。

また、村の社会福祉士や保健師も相談支援に加わりまして、就労に結びつけ、一日も早く生活の立て直しに向けた支援を現在行っております。

また、民生児童委員会としまして、主任児童委員とも連携して、ひとり親家庭の訪問、それから支援に携わっておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） 教育次長の清沢と申します。

私、今回初めての答弁となりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。村民のために努力してまいる所存でございますので、議員の皆様には、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお

願いたします。

それでは、小林議員の子供の貧困問題についてのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、教育委員会では、住民福祉課同様、貧困状態の子供につきましては、把握はしておりません。しかし、小林議員のおっしゃるとおり、貧困なのかどうかの定義は大変難しいと感じております。貧困につきましては、生死の境にあるような状態を指す絶対的な貧困と社会で普通とされる生活が営まれる相対的な貧困というものがあると聞いております。日本では主に相対的な貧困があるというような情報があります。

そのため、教育委員会としましても、現在もやっておりますが、保育園や小・中学校においては、保育士や先生が個々の子供たちを毎日観察し、毎日の健康状態や学習状況を把握、確認しております。

今後少しでも気になる点がある園児、児童・生徒については、住民福祉課と連携し、各関係機関と連絡を密にし、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

私、一番聞きたかったのは、最後の言葉でして、各関係者がみんなでもって常日ごろから目配り、気配りをしているかどうか、そこが一番のポイントだと思いますので、まだ現在、朝日村で把握されていないということは、まだまだそういう中で大きな事態には至っていないというふうにかがえますので、一安心した次第です。

ですから今、最後におっしゃられたみんなでもって関係者がそういう目配り、気配りというところを今後もよろしく願いたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） これで、小林議員の一般質問は終わりました。

それでは、ここで休憩を入れさせていただきます。

再開を10時15分からということで開催をさせていただきますので、よろしく願いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（清沢正毅君） それでは、引き続き一般質問を再開します。

◇ 塩原智恵美君

○議長（清沢正毅君） 次に、9番、塩原智恵美議員。

[9番 塩原智恵美君登壇]

○9番（塩原智恵美君） 9番、塩原智恵美でございます。私は今回は2つ質問を用意させていただきました。

では、1つ目の質問をさせていただきます。

介護保険法改正に伴う村の取り組みについてでございます。

介護保険は平成12年よりスタートし、ことしで16年目を迎えました。今やこの制度は私たちの暮らしに大きく役立ち、なくてはならない存在になってきています。

こうした中、国は昨年4月、介護保険法を大きく変えました。その背景にあるのは、財源不足と介護保険サービスの利用者の増大です。需要と、それを支える財源のバランスが年を追うごとに厳しさを増すと予想されたことによる改正と理解しております。

朝日村ではこうしたことを踏まえて、昨年4月、老人福祉計画と第6期介護保険事業計画を策定しました。この計画は、平成27年から29年までの3年間です。2つの計画は毎年点検し、3年に1回、見直しをすることになっております。ちなみに、村の計画は、今回の国の介護保険制度改正の内容が反映されたものになっております。

これからお答えいただく上條課長、朝から何回も登壇を本当にご苦労さまでございます。課長はまさにこの2つの計画づくりと介護保険特別会計、これを予算づくりに携わっておりまして、豊かな経験とキャリアをお持ちになっておることから、明快な答弁を期待申し上げます。

質問事項最初の3項ありますが、1つ目、介護保険法改正の狙いと村民生活への影響、2つ目、他市村に先駆けて、ことしからスタートした理由、3つ目、平成28年度介護保険特別

会計当初予算に反映した新たな取り組み内容と進捗状況についてお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、塩原議員ご質問の介護保険法改正に伴います村の取り組みについてお答え申し上げます。

平成27年4月から国では介護保険制度が大きく変わりました、その内容は2025年、平成37年には団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者となり、介護サービスを必要とする方が急増する事態にどう対応していくのか、また持続可能な介護保険制度を踏まえまして視点での改正となっております。

この背景には、高齢化だけではなく、議員おっしゃれましたように、財政的にも、これ以上介護保険料を上げられない、また、慢性的な介護現場を担います人材不足という問題を抱えております。

今回の改正の中で最も大きな見直しとなりました点は、要支援1、2、比較的介護の軽い方が利用されております訪問介護を訪問ヘルプサービスと、それから通所介護、デイ・サービス事業です。これまで全国一律のサービス、基準となっておりますところを、市町村が地域の実情に合わせまして、独自にサービスの内容やその料金を決めることができるように変更となりました。また、介護の専門家によります今までのサービスのほかに、見守り、買い物、配食、通院介助といたしました生活支援サービスがこれに加わりまして、その担い手が地域住民となった点です。つまり、介護事業者が提供するサービスに加えまして、地域住民が連携をして行う多様な生活支援サービスが加わり、事業者、それから地域住民双方で要支援者を支えるという仕組みに変わったことが大きな特徴と言えます。

元気な高齢者の方は生涯現役で地域の担い手として、サービスを利用する側になりましたら地域の方に支えてもらいながら地域で暮らし続けるという支え合いの循環が生きがいの創出につながる地域づくりが今回の一番の大きな目標としております。

ここで大事なポイントは、地域住民が地域の担い手になろう、協力しようという知覚的な意識を持っていただいて、担い手として参加をするかどうかという点と、その担い手による組織づくり、地域づくりには大変な時間がかかるという点であります。

今年度、見守りや買い物支援等の生活支援サービスの実施に向けました生活支援体制整備事業の予算計上を当初予算で行っております。これは、住みなれた朝日村で暮らし続けたい

という高齢者の思いを受け、安心と楽しさと生きがいを見出していける地域づくりをつくり上げていくものであります。これを実現するためには、村民の皆さん抜きでは実現はあり得ません。もっと言えば、自分たちの住む地域を村民の皆さんみずからがつくり上げていくということだと考えております。

具体的には、朝日村ならではの困りごとや村民ニーズを出し合い、具体的なサービスの構築に向けた検討を始めたいというふうに思っております。そのためには、地域の村民代表者側からは村民代表の皆さん、ボランティアや民生委員、またサービス提供者側からは社協を初めとしますJA、商工会、NPO法人、介護事業者やシルバー人材センターの皆さん等々をメンバーとしました組織を立ち上げ、検討してまいりたいというふうに思っております。また、サービスの実施に当たりましては、コーディネーターとしまして村の地域福祉の現状に詳しい社協へお願いをしております。こちらも予算計上となっております。

幾つになっても、誰でもが住みなれた朝日村で暮らし続けられるよう、2025年、平成37年を目指しました生涯現役村民参加の朝日村づくりの第一歩の年と捉えております。

次に、2つ目の他市町村に先駆けて今年度からスタートした理由についてでございます。

今回の新しい介護予防・日常生活総合支援事業は、平成30年度までに全ての自治体を実施することとなっております。

県内の様子を少しお話ししますと、今年度4月までに新しく事業を開始した自治体は15市町村、77市町村中、約2割となっております。

村では、平成25年度にデイ・サービスセンターの指定管理者であります村社会福祉協議会のあり方検討委員会から、平成6年開所のデイ・サービスセンターの増改修の提案がなされ、古くなった整備の改修とともに、ボランティア団体や村民の方が気軽に立ち寄れる居場所づくりの必要性が求められました。折しも、平成27年度介護保険改正に伴いまして、新しい総合事業が実施されることとなり、介護予防のための拠点施設という視点も加えて増改修工事が進められ、建設とともに朝日村の介護予防・日常生活総合支援事業への取り組みが開始され、今年4月からスタートとなったものでございます。

次に、3つ目の平成28年度介護保険特別会計当初予算に反映しました新たな取り組み内容と進捗状況についてでございます。

今年度新たに取り組んでおりますのは、法改正に伴います事業で、いずれも地域支援事業費で取り組んでおります。

1つ目の柱としまして、先ほども述べさせていただきましたように、介護予防生活支援事

業の開始と一般介護予防の拡充の2つです。

1つ目の介護予防生活支援サービス事業の主な内容は、要支援者と前者より軽度な方を対象とした訪問・通所サービスと配食や見守りの生活支援事業です。昨年度までの予防サービス費給付費のうち、これまで行ってまいりました現行サービスと同等の訪問と通所サービスにつきましては、予防給付費から地域支援事業のほうへ予算の組み替えを行っております。近々の利用者は30名となっております。また、4月から開始されました緩和された基準での訪問・通所サービスにつきましては、村は事業者指定を行い実施しており、こちらの利用者は訪問サービス1名、通所サービス29名となっております。また、生活支援サービスの利用者は、先ほど小林議員のほうからご質問がありましたように、一般会計からこちらの介護保険地域支援事業のほうへ移行され、現在では配食サービス9名と見守りサービス8名となっております。

2つ目の一般介護予防事業では、改修されましたかたくりの里えべやを利用して、村と社協の共催事業や社協への委託事業として介護予防事業に取り組んでおります。新たな取り組みとしまして、村民の皆さんが講師となり、運動や趣味などのさまざまな講座を通して、生きがづくり、仲間づくりの場となっており、4月からの一日当たりの平均利用者は18名となっております。

2つ目の柱としまして、包括支援事業で取り組みます在宅医療と介護連携事業、認知症施策の推進及び生活支援サービス隊整備の3つの柱です。

1つ目の在宅医療と介護連携事業では、医療機関から在宅生活にスムーズに移行するために、医療機関との情報共有するための医療・介護連携手帳の作成であります。現在、塩筑医師会、塩尻市、山形村、生坂村とも連携しまして、年度内の配布に向けて取り組んでおります。

2つ目の認知症施策の推進事業では、認知症地域推進員の設置、認知症カフェ事業、初期集中支援チーム事業に今年度取り組んでおります。推進員によりますきめ細やかな相談支援体制や定期開催となりました朝日オレンジカフェでは、認知症に対する不安の解消や介護者への正しい知識の習得や息抜きの場となっております。初期集中支援チーム事業では、山形村と連携しまして、認知症の専門医をチーフとして、早期発見、早期対応に努めるための取り組みを行っております。

3つ目の生活支援サービス体制整備事業では、冒頭で申し上げました地域の方がかかわった生活支援サービスの内容や実施方法を検討します協議体の立ち上げと、サービスの実施に

当たりまして、コーディネーターを設置し取り組んでおります。

また、コーディネーターは社協の地域福祉専門員を選任しまして、村と連携し、協議を行っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 非常に丁寧な、また細やかなところまで行き届いた説明をしていただきました。

私が今回この質問をさせていただきましたのは、新しく朝日村が他に先駆けてスタートしたこの介護保険制度改正に伴うところの内容のことなんですね。つまり、朝日村は今回スタートするに当たりまして、要綱を整備しております。この要綱の中によりますと、地域での支え合いをつくる体制のための要綱になっておりますね。それで、細かいことはいいんです。もうそれは運用ですので。これから当初予算のほうに設置されるのは、位置づけられているのは、協議体とコーディネーターとなっております。

先ほど課長が説明されましたが、コーディネーターは社会福祉協議会へ委託したと。それで、コーディネーターの役割、これは地域で必要としているサービスを、それを実際にそのサービスを提供する人とつなぐ役割、そして協議体は、そのコーディネーターを主体として、いろいろな方たちが構成して、時間がないのでちょっとすみません、私のにわか勉強の中でのお話で。必要なことだけちょっと答えていただきたくて、ここで話しさせてもらいますけれども、協議体はそういった組織で構成されて、地域のニーズを把握して、そしてそれをネットワーク化するという、そんな位置づけだと私は解釈しております。

それで、一つここでお伺いしたいのは、社会福祉協議会にコーディネーターを委託したその理由とメリット、これは簡潔にお願いしたいんです。すみません、次の質問もあるものですから、簡潔に答えてください。

それから、えべやが開所しました、一般介護予防事業。それで、この8月末で1,600人と。まさにこの法律の改正に基づくところの施設の整備、そしてそれに伴うところの参加したくなるようなプログラムを作成した、その結果が今のこの数字になっているかと、私は評価しております。

それで、社会福祉協議会にそのコーディネーターを委託したことと、もう一つ、えべやは

一般介護予防しておりますが、地域に地域サロンというのがあります。これもえべやと同等の仕事をしている介護予防事業です。えべやは村が支える介護予防事業、地域サロンは住民が支えている地域サロンであります。この地域サロンの役割を今後、この新しい介護予防事業の中で、村はどこまで、これは一番国が求めているところなものですから、どこまで、どんな位置づけまで村は考えているのか。もし今お考えがあったらお答えください。なかったらいいです。

コーディネーターを社協に設置したそのメリット。メリットでいいです、メリットをお願いいたします。一つだけに絞ります。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、塩原議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、コーディネーター、社会福祉協議会のほうへ委託しました一番の理由は、社会福祉協議会が地域福祉ということで、現場に一番近いところで住民の方とかかわっていらっしゃるということ、それから、介護事業所も行っており、また、介護サービスを提供するに当たりまして、サービス計画等を立てるケアマネジャーの事業所も持っております。そういったことで、村民の皆さんと一番近いところでそういった困りごとですとか相談に乗るケースが一番多いということで、今回お願いをさせていただいたのが1点と、それから、行政サイドは、行政に置くことも可能ではありましたが、私たち職員は数年に1度、異動というものがございます。そういった中で、社会福祉協議会のほうの職員のほうは長いキャリアを持ってこれまでもやってきておりますし、これから先もそういったことが望めると思いまして、最適と判断しまして、今年度から委託というか、お願いをしたところであります。

それから、2つ目の地域サロンの関係でございます。

地域サロンの主管というか、取りまとめは社会福祉協議会が行っております。ただ現在、全村にまでまだそういったサロンが開所されていないということが課題となっております、村のほうも入りまして、新しくできた新興住宅ですね、そちらのほうのお住まいだった方も長年、朝日村にお住まいになる中で、65歳以上を迎えられて、介護保険のほうにご理解をいただくようになったということで、一昨年村と、それから社会福祉協議会と協力しまして、まだサロンが開かれていない地域へ介護予防教室ということで出前でお伺いをさせていただいて、立ち上げに向けて取り組んでいるところであります。

また、これから地域サロンという部分につきましては、村としましては、とても大事な存在だというふうに思っています。先ほどお話をさせていただいた緩和された通所サービスということでご説明をさせていただきました。こちらのほうは、今までの介護保険サービスの国の基準をいろいろ緩和して、専門職がつかなくても行っているデイ・サービス事業になっています。このさらに進化した形で通所型のBということで、まさに地域サロン、地域の方たちが地域の公会所などを使って、そこへ通いながら皆さんの生きがいがづくりだったり見守りをしたりするという事業が次に用意をされております。

先ほどお話ししたように、地域の皆さんがこれから高齢化に向かっていく中で、元気な方は担い手になってという部分で、さらなる地域サロンということで専門家だけではなくて、地域の方が運営される通所サービスがますます大きくなっていけたらいいなというふうに思っております。そういった中で、また財政的な問題等もございましたら、村のほうも考慮して考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 今回の介護保険の改正、究極的には、どんな状況になっても安心して住める地域づくりという、そんなところに狙いがあるかと思えます。どんな状況とは、ひとり暮らしになっても、雪かきや買い物を支援してくれるとか、身体周りの家事のことを手伝ってくれるとか、そういったことを村全体で支える、そんな仕組みづくり、それが今回の法改正の大きな狙いとしている、そんなところに位置づけられていると思えます。ということとは、まさにその地域づくりを求めるための村づくりというような大きな見方もできるかと思うんですね。

そういった中で、実は朝日村地域福祉計画というものをつくるお考えがあるかどうかということなんです。というのは、今回ある老人保健計画ですか、それと介護保険事業計画、この2つは村で言うと、実施計画のような立ち位置でありまして、地域福祉計画というのは、村全体の福祉をどうあるべきというものを考えた、そんなものなんです。ということは、その存在によって、例えばこの計画以外に障害福祉とか児童福祉という分野もたしか村には福祉分野ではあるはずなんですね。それがその計画によって、一つの方向にみんなが向く。そして、これからある地域支援のあり方、それもその計画によってきちっと位置づけられてい

く、そんなことを私は思ったわけです。

ちなみに、県下の状況を調べてみました。県下では77市町村のうち、半分以上の41市町村がもう策定済みになっております。このことについて、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の3回目の質問でございますが、ご案内のとおり、福祉につきましても、村の総合計画の中で定義してありますから、それと整合ができる、そしてそこに不備があるならば新しくつくることもやぶさかではありませんが、その中で取り組めるならばそれでいきたい。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 私も総合計画基本計画を見ました。しかし、そのあたりのことについては明確に位置づけておりません。検討をお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の要望につきましては、十分受けとめます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

○9番（塩原智恵美君） 以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 公共施設等総合管理計画でございます。

この7月29日策定されたということで、できたてのほやほやの計画について、これを見て少し疑問を感じたり不安を覚えましたので、質問させていただきます。

村は7月29日、公共施設等総合管理計画を策定しました。これまで築いてきた村民の皆さんの全ての財産、これは建物やインフラと言われる道路、橋、上下水道、これらについて、今後の長期にわたる管理計画の方針を示したものです。計画の期間は、ことしから20年間とされています。

公共施設など総合管理計画は、今後の公共施設の維持管理、修繕、更新等に係る経費について、財政見通し計画に反映したり、計画的な管理をしていく目安となることから、重要な計画と認識しております。

以上から、次についてお尋ねいたします。

すみません、時間がない関係上、簡潔にもし、整理されていると思いますが、お願いいたします。

管理計画策定に至った理由、それから、公共施設等の現在の状況と将来見通し、今回策定した管理計画の基本方針、以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員ご質問の公共施設等総合管理計画についてでございます。

最初に、管理計画策定に至った理由でございますけれども、我が国では、高度経済成長期を中心に、公共施設が集中的に整備をされてまいりました。全国の地方公共団体におきましても、社会情勢の変化、また住民ニーズに合わせて多くの公共施設が整備をされてきましたけれども、時代の流れとともに老朽化が進みまして、施設の老朽化対策が大きな課題となっているところでございます。

国におきましては、こうした公共施設の老朽化が急速に展開する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識のもと、一昨年、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定されました。その翌年には総務大臣より地方公共団体に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう通達が行われまして、平成28年度末までにこの公共施設等総合管理計画を策定するよう要請があったものでございます。

当村におきましても、公共施設の老朽化、また人口減少等によるこの公共施設の利用事業が課題となる中、公共施設の現状把握を行いまして、今後の計画的な更新、また長寿命化による財産負担の軽減、施設の適正な配置につきまして、昨年から取り組みをしてきたもので

ございます。

先ほど塩原議員、7月末に策定ということでございましたけれども、現在、村民の皆様によりますパブリックコメントを実施中でございまして、その状況を見ながら、近日中に正式策定する予定でございます。

また、この計画策定の要請に合わせまして、地方債制度も創設をされております。この本計画を策定した地方公共団体のみには公共施設を集約化とか複合化する場合、また、そのほかの施設に転用する場合につきまして、普通交付税措置が講じられる地方債を活用できることとなっております。

続きまして、公共施設等の現在の状況と将来の見通しでございます。

村が保有する公共施設は54施設、建物で110棟ございます。このうち72棟、全体の65%でございますけれども、建築から20年以上経過している状況でございます。最も古い施設は役場庁舎でございますけれども、役場庁舎につきましては、現在、新築に向けて取り組みが進んでいるところでございます。その他の建物を見ますと、築42年の中央公民館、それと築37年の子育て支援センター、築32年のトレーニングセンター、こういったものが主な古い建物となっておりますけれども、既に子育て支援センターにつきましては、平成10年に屋根の改修工事、また平成20年に施設全体の大規模改修を実施しております。また、農業者トレーニングセンターにつきましても、平成10年に屋根の改修工事、平成22年度に外壁の塗装工事、昨年につきましては天井の非構造部材の耐震化を実施してございまして、これまでもそれぞれの施設につきまして長寿命化を図ってきているところでございます。

また、耐震化の観点でございますけれども、されていない建物につきましては、中央公民館、それと第5分団の詰め所がございまして、こちらの施設につきましては、耐震化の検討が必要となっているところでございます。

なお、今回国がこの計画の中で求めてきている大きな目的でございますけれども、人口の減少に伴う施設を集約化とか複合化の部分でございます。大きな自治体におきましては、保育園だとか小学校、公民館、そういった同じ役割の施設が各地域に複数建築をされてございまして、そういった部分がこれからの人口の減少に伴い、その施設をどう集約化していくかが国のほうから一番求められているところでございます。

その部分につきましては、当村におきましては、3園ございました保育所も、あさひ保育園に1カ所に統合してございまして、現在、村の保有する公共施設はそれぞれ役割が異なっている現状でございまして、集約化できる施設というのは、倉庫類のみになっている状況でござい

ざいます。

また、もう一つ、空き施設と申しますか、未利用施設でございますけれども、旧おひさま保育園につきましては、現在、コミュニティセンターとしての活用を検討しております。また、新役場庁舎建設後の現場の役場庁舎につきましては、総合審議会において現在、検討をいただいております。

また、これからの将来にわたるこれらの施設の更新費用の見通しでございますけれども、今回の公共施設等総合管理計画の中では、総務省の公共施設更新費用試算ソフトというものをを用いて計算をしております。これによりますと、当村の過去10年間の公共施設への投資的経費は、年間約2億5,000万でございますけれども、今後は更新時期の集中によりまして、更新費用は増加するのではないかと申しております。

今回の計画書を策定する中で、この総務省の試算ソフトを持ちまして、今後の公共施設の更新につきまして、建築後30年で大規模改修、60年で建てかえとした場合、これは前提でございますけれども、その場合と、大規模改修の時期を5年、更新時期を10年先延ばしをいたしました建築後35年で大規模改修を行いまして、70年で建てかえをするという場合を試算をして比較を行っております。当然ながら、後者の場合のほうが年間の更新費用は1億2,000万ほど減少する結果となっております。

この金額は、あくまでも試算でございますが、実際の事業費とは異なりますけれども、やはり日々の点検とか予防修繕を行うことによりまして、施設の長寿命化を図ることで、長期的な財政的な負担を軽減できることがわかってきております。

なお、道路、橋梁、上下水道などのインフラ試算のうち、橋梁と下水道につきましては、既にこの長寿命化計画を策定してございまして、下水道におきましては、水処理施設の電気計装の施設の更新など、施設の長寿命化に取り組んでいただいております。また、橋梁につきましても、既に長寿命化計画を策定してございまして、今後、鎖川にかかる橋梁、幹線道路の橋梁を重要な橋梁と位置づけしまして、計画的に修繕を行っていく計画になってございます。

最後に、今回策定した管理計画の基本方針でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、現在、村の保有する公共施設につきましては、役割ごとに複数の施設があるというものはほとんどなくて、すぐに施設を集約化、統合したりすることは困難な状況になっております。ただし、大規模改修や建てかえの時期を迎えた場合には、そうした他の施設との複合化、別の目的への転用というものを検討することとしてございます。

また、施設の長寿命化を図ることで、財政負担を平準化をしまして、長期的なコストを軽減していくために、従来、今まで行ってきておりました事後修繕という部分を見直しまして、日ごろの点検と予防保全を主体とした維持管理を行うことによりまして、この維持管理費、修繕費を削減していき、個別の施設につきましても、今後、長寿命化計画を策定していきたいというふうに考えております。

また、最後でございますけれども、この計画の推進、それと実施に当たりましては、今回策定しました管理計画に基づきまして、建築年数とか施設の状況、また住民生活において重要性とか緊急性の高い施設から優先順位をつけまして、現在、今後10年間のスパンで作成をしております財政計画の中で具体化をさせていきたいというふうに考えております。そのため、職員一人一人が本計画の意義を理解しまして、経営的な視点によりまして、このコスト意識を持って施設の維持管理に努めるとともに、社会経済情勢やニーズの変化に対応しまして、村民サービスの向上が図られるよう、施設管理の基準を設けたり、この施設管理の研修会などを行いまして、職員の意識の啓発に努め、全庁的な体制を整えて、この管理に当たっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 今回のこの公共施設等総合管理計画は、そういった国の方針のもとに、全自治体に取り組んでいるという、そういったことで、けさの市民タイムスにも松本市がもう既に解体する建物をこの9月の補正で組んだという記事が載っておりました。それもこの一環の中のことでございます。

そういったことで、今回の策定につきましましては特別交付税、事業費の2分の1が特交で見ると、そういったことで、非常に国も力を入れている事業だと、私は認識します。

それで、これだけの今回計画ができた、それで去年、業務委託するということで、そんなことが議会のほうに報告がありました。今回この結果を出すに当たりまして、職員の皆さんがどうかかわり方をしたのか、その策定段階における職員のかかわり方をちょっとお願いできますか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） この策定に当たりましては、職員の中で各課から代表者を出して、中で検討委員会を組織をいたしまして、その中で検討を進めております。個々の施設につきましては、それぞれその代表者、検討委員会のほかに管理する者もいますので、その検討委員会で検討する事項につきましては、事前に職員のほうに施設台帳とか、そういったものを配る中で施設の老朽化とか、いつ、どういった改修をやってきたかとか、そういったことを確認する中で検討委員会、全庁体制で整えて検討を行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） なぜそれを伺ったかといいますと、その総務省の指針の中に、全て施設の洗い出しから、どんな履歴があるのか、そういったことは全て、全庁、組織を立ち上げて、これに取り組みなさいと、そういった指針が出ています。その効果、狙いというところがこれから先の人口減少化において、この建物が今の利用状況で本当に必要な建物なのかどうか、要らないのではないか、面積の縮小が必要ではないか、そこまで踏み込んだ検討ができると、その結果、これからの管理もスムーズにいくと、ひいては、それは村民サービスだと、そういったことを書いてあります。

それともう一つ並列して書いてあったんですが、とても大事なことだということで位置づけてありましたけれども、この策定段階において、村民と議会に十分な情報公開をして、策定段階においてですよ。そういったことで、ちゃんと説明してきなさいといったことも書いてありました。ところが、この議会にいたしましては、これができました7月29日、それから間もなくの全協で1回説明があり、しかも簡単な説明で終わっております。これではちょっと私ども理解するのに非常に難しいなと感じた次第でございます。

それともう一点、村民に対する説明責任ですが、今、ホームページ上でアップされています。それは私も確認しております。しかし、あの内容では議会に出されたこのしっかりした資料、それ全部になっておりますけれども、概略版のようなわかりやすいものをつくって全戸配布しないと、今、朝日村の建物がどういう状況になって、今後どうするかということとはわからないのではないかと思います。したがって、策定段階における議会の説明の村のあり方、それと村民へのこれの周知の方法、そこについてのお考えをお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 先ほど申し上げましたけれども、この公共施設等総合管理計画、国からの求められている主な内容につきましては、多数ある施設の集約化とか統合が主な内容になってきております。

当村におきましては、そういった既に保育園等につきましても、1園に統合し、今後、集約できる施設につきましては、非常に少ない部分ということでございまして、これからこの総合管理計画につきましては、先ほども申し上げましたとおり、10年間の財政計画の中で具体的に財政の状況を見ながら実施していきたいというふうに考えております。

村民の皆さんにつきましても、あまり集約化をする施設が現在朝日村にはないということで、ああいった形でホームページ上でパブリックコメントということでやらせていただいている状況でございまして、具体的にはこれから個々の施設をどういうふうにしていくかという部分につきましては、財政計画の中で具体化をさせて、そのときに議会、また住民の皆様と話をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 今回の課長の説明は、行政サイドの答え方だと思うんですね。これらの施設が今あるのは、全て村民の税金を使って建てた、できた全てのインフラですね、公共施設です。その視点に立てば、この全体、今後40年ですよ、あの計画。今は20年ですけども、40年間というふうに言葉は出ていますから。その建物を今後どうするかという重大な内容について、個別の計画はもちろんこれから立てるのは今どこもやっていますからそういうことなんですけれども、大まかな今後の方針はこういうことだというのが、この管理計画でありますから、それは丁寧に説明をして資料を出すべきだと私は考えますが、いかがですか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の法に基づいたもっと住民に知らせろ、おっしゃるとおりであります。しかし、大都市とは違って、村民は全部村内の施設を知っております。でありま

すので、そこまで細かく言わなくても、私は出前村政でそれぞれの地域で話をしていますし、いろいろの議論のする場所がありますから、今の現在では、先ほど総務課長が申しあげましたように、今の村内の公共施設で統合とかそういうことは現状では考えられない、個々にそれぞれの目的を持って現在ある。ただ、利用されていない施設もありますけれども、それは今後について、先ほど申しあげましたように、今後の利用計画がありますから、それは私の村政の中で方針を出してありますので、その中で進めてありますから、えらいきちきちと行かなくても、十分村内の公共施設について、これは村民から十分理解をいただけたらと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 私が申し上げたいのは、今後40年の、もう大規模修繕とか建てかえをしなければいけないとか、それは大きな施設の管理方針ですよね、今回のこの計画は。村民は今ある建物は確かに皆さん知っています。でも、今後どうするのかというのがこの管理計画ですから、その方針をやっぱり示すべきだと、情報を提供するべきだというふうに思います。それは、私はそのように考えております。

それで、もう一つちょっと重大なことがあるんですが、今回の管理計画によって答えが出ています。先ほど総務課長が財政的なことをお話ししておりましたが、今回のこの計画の答えというのは目安だと私も捉えております。しかし、その数字はとても危機的な数字なんですよね。今後40年の間に192億円が必要だと。それは、毎年に変換すると、5億円ずつ要ると、そういうことを書いてあります。ということは、今後ということは、もうただいま直ちに今このときからというふうな解釈をするんですけども、じゃ、今基金、貯金が30億円あるけれども、11億円はもう使い道が庁舎として決まっている、残りの19億円、これは一体、どのくらいもつのかなという、そんな心配。

それで、村長がこの提案説明の中で健全財政だということをおっしゃいました。健全財政という言葉は、過去の実績に基づく3年間の数値の平均値、過去の数字に基づく判断、それが健全財政と今言われております。その数字は確かに村長は頑張って縮減されてきました。それで今の数字にきっちりしていただきました。でも、この管理計画が出たということは、今後毎年5億円ずつ要るということは、もうちょっと立ち位置が変わっているなと思うわけ

です。

そこで村長、今後の財政運営、そのことについてどのようにお考えか、お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 先ほど議員がまさに目安ということも言っていましたが、おっしゃるとおりであります。それで、塩原議員の言うように、きちきちとやったら年5億という数字が逆算ができるということになります。しかし、現時点では向こう20年、30年後に建てかえなければいけない分野はまだありません。でありますから、そういうことに関しては、その都度、その都度、しかもこれは国がその方針を出していますから、全てが村が、いいですか、これから行政がそれを積み立てなければできないというものではない。国の補助金を使いながら、いわゆる経過年ごとの流れの中で取り組んでいく、これは大事なことであります。

ただ、私が今、ちょっと話が違いますが、健全財政とは、朝日村が朝日村として続けるためにこうやって頑張ってきたというものであります。もう既に私は前任者から引き継いだときには合併しなければいけない状況だった。それをとにかく朝日村を朝日村として続けるためにこうやって頑張ってきましたが、その中で今、課題のことをやりながら取り組んでおります。そのことは私が申し上げるまでもありませんが、その中で今後の計画の中では、目安としてはあります。しかし、それがきちきちと行くというものではない、これが行政です。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） ただ、この現実が管理計画をつくったことによって、目安であろうとも、そういった数字が出てきたということについては、やはり危機意識、それは持ってやっていないと、安心して、提案説明の中にありましたが、庁舎のことについて提案をいただきたいとか、そういった言葉は当てはまるのかどうか甚だ疑問でございます。

ということで、私の質問、これで終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） これで塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（清沢正毅君） 次に、10番、林 邦宏議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 10番、林 邦宏です。私は2問について質問させていただきます。

1問目は、猿出没による食害対策について。

当村の有害鳥獣防護柵の施工進捗度は88%弱に達し、その施工効果はイノシシや熊等には絶大なる効果が発揮されております。しかし、ことしは例年以上、頻繁に山沿いや中山間地の畑に猿が出没して、収穫期の農作物が食害に遭い、農業者の営農意欲を低下させ、耕作放棄地を拡大させ、農地の荒廃を招き、農業の衰退化になるのではと懸念され、猿から村民の財産を守ることは行政の喫緊の課題です。

生涯現役の高齢者がせんぜ畑で旬の野菜栽培に精を出し、それを生きがいの場としている方々の擁護は必要です。有害獣の駆除や個体数調整は必要施策です。

当村に出没する猿軍団は、当村には天敵が存在しないと思われ、我が物顔に振る舞われている感があります。

そこで質問いたします。

現状の有害鳥獣防護柵には猿の出没防止機能はどの程度有しておりますか。機能向上にはどのような対応が必要ですか。

2番目としまして、出没時の対応には、どのような仕組みでどのようにされているのですか。

3番目、駆除、個体数削減策はどのように考えておりますか。

4番目としまして、有害鳥獣の捕獲駆除に対する報奨金制度は。

5番目といたしまして、これは農林水産省からだと思えますけれども、10月ごろには有害鳥獣被害防止特別措置法が国会で審議されると伺っております。当村の対応は。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、林議員ご質問の猿出没による食害対策についてお答えをいたします。

初めに、現在設置してある防護柵の猿に対する出没防止機能でございます。防止柵の形状は3メートルの主柱、主な柱ですけれども、地下に90センチ、地上に2メートル10センチ、その上部に4本の電牧柵を設置してあり、地上高は2メートル40センチほどになっております。電牧柵の電圧は約9,000ボルトあり、これに触れた動物にショックを与えることにより、侵入を防ぐ構造になっております。したがって、猿についても、金網をよじ登り、電牧柵に触れることにより、ショックを与え、侵入を防ぐ効果となります。

しかし、ご承知のとおり、猿等の木に登る動物は、防止柵に隣接する立ち木を使い、田畑や住宅へ侵入してきているのが実態でございます。

当村では平成21年度から防止柵の設置を行ってきており、柵の設置については緩衝帯を両側5メートルの説明をしてきておりますが、立ち木は個人所有のため理解が難しく、やむを得ず柵の設置をした経過となっております。

そこで、被害を防ぐには、防止柵に沿って立ち木の伐採を行い、緩衝帯を整備することが最も有効であり、柵の効果が出ることとなります。被害の発生している地域については、これまで同様、地域内で立ち木所有者への理解について取りまとめをいただき、緩衝帯整備により、防止柵の効果を十分発揮できるよう、区長を初めとする地域の役員、地元議員さんの皆様のご尽力に期待をするものでございます。

また、日ごろの管理がやはり機能を発揮する重要なところでございますので、引き続き地域の皆さんには管理をお願いをしたいと思います。

次に、出没の対応等についてでございます。

猿の出没については、自己防衛を基本とし、状況に応じ、猟友会への依頼をし、銃器による駆除や追い払いを行っております。

次に、駆除と個体数削減策についてでございます。

現在の駆除方法としては、銃器によるものとおりで捕獲によるものがございます。当村では県から10頭の駆除許可を得て、銃器による駆除を行っております。しかし、出没の際、猟友会へ駆除依頼を行っても、銃器の使用ができない場所であったり、既に猿が山へ逃げた後等、駆除の実績につながっていないのが現状でございます。

当村では、防止柵の設置を行っておりますので、これまで同様、柵の設置と緩衝帯整備により、柵の侵入を防ぐことにより、被害防止を進めてまいります。

次に、捕獲駆除に対する報奨制度については、当村のように防止柵を設置していない市村では、報奨制度により取り組んでいるところでございます。現在、当村では鳥獣被害防止対

策委託料として、対策協議会を通し猟友会へ35万円の支出をしております。そのほか、村の依頼により駆除の実施を行う鳥獣被害対策実施隊の活動報酬として約20万円を計上しており、報奨制度は実施しておりません。

次に、鳥獣被害防止特別措置法は、平成19年に時限立法で制定され、継続がされております。この措置法での主な改正点は、銃刀法に基づく技能講習の免除期限の延長、鳥獣被害対策実施隊の設置の促進及び体制強化、ジビエなどの推進、被害防止活動上の安全対策、鳥獣対策に取り組む者の顕彰に関する規定、関係行政機関の連携強化の6項目となっております。当村では平成26年度に実施隊を設置し、猟友会員を任命しており、既に技能講習の免除の対象となっていることから、今回の改正で実施隊等にかかわる内容については、既に対応は行っております。そのほか、ジビエの推進、安全対策等については、改正法案の成立の状況を見ながら必要に応じ対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） まず、有害鳥獣防護柵と電気柵の機能の件なんですけれども、私もたびたび出没するものですから、現場を見に行ったとき、やはり猿さんが金網をよじ登って、そして電気柵を飛び越えて山へ帰っていったということで、これはそのときに若い猿でしたけれども、多くの群れの中で若い猿がそういうことをやったということで、どうしてそういう状態になったのかということをいろいろ自分なりに考え、そしてまずその電気柵に流れている電圧がどのくらいかかっているのかと、それも調べてみました。そして、その電圧は4,700ボルトかかっています、電流少ないと思いますけれども、人間では触るとそれなりのショックを受けるということで、電牧機も電源を供給するその値とその距離とか、その辺を言っても、ある程度の距離を経て通しますと、電圧降下、もしくは漏電もろもろがあって、どんどん電牧機、電源を供給する場所から見ると、やはり相当電圧降下は、下がっているのではなかろうかということで、今の課長の答弁を聞きますと、やはり緩衝帯をしっかりと確保して対応するということがありますけれども、やはりそういう猿がいるということで、やはり電圧に対してのなれというのか、それともう一つは、電気柵に提示してある、柵の設置の仕方についても問題があるのではなかろうかなという感覚を得てはいますけれども、その辺については現状の2メートルプラス400ミリということですから、2.4メートルとい

うことなんですけれども、実際その高さはほとんどのところがないのではなかろうかと思えます。ほとんどが柵から忍者返しの電気柵は斜めについていて、その角度がもう統一されておらずに、角度の鋭いもの、それから甘いもの、甘いものという、やはり感覚としては45度ぐらい傾いているもの、それで角度のきついものは10度ぐらいということで、どの辺が適当なのか、その辺もしっかりと検証していただきたいと思えますけれども、その辺についてどのようなお考えか教えていただきたいと思えます。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ただいまの林議員の電牧の設置の問題の高さについてでございますが、先ほどお話しさせていただきましたように、一番上には電牧柵が4本通ったものがついておまして、ご承知のとおり、斜めに山側へなっております。場所によっては山の斜面の状況により、高さのとれないものもあるかと思えますけれども、基本的に2メートル40あれば、それを飛び越えて来るといような、どんな動物でも難しいのではないかと思います。ですので、いずれにしましても、上に木があったり、そういうようなことがないようにして、柵の電気の効果が上がるような対応をしていただくことが有効だと思っておりますので、特に高さについては、その角度に若干違いはありますけれども、効果はあるものと考えております。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 確かにこれ現状、現地内それぞれの防護柵の内容は千差万別だと、私はそのように思っております。いずれにしましても、これを管理するのは実際は現状ではそれを施工された地区住民という、私が現在なっておりますけれども、その辺、的確な、やはりこうあるべきだという、そういう詳細な説明、もしくは電牧機の電源発生機がどういうところにしっかりついてどういう対応なのか、その辺はやはり実際それを施工されてそれを管理する側にとっては、まだ情報が不十分ではなかろうかなと、そのように感じております。

そんなことで、その辺はよりそういう啓発の機会をぜひいろいろつくっていただいて、対応して、やはり防護柵が十分な機能が発揮できるような体制をぜひつくっていただきたいと思えます。

それからあと、次の問題なんですけれども、猿の出没の対応に関しては、先ほどのお話の中では、鳥獣被害の対策実施隊という形のを、そういう隊員をつくられて、それは猟友会の人たちが任命されていると思うんですけれども、現在どういう構成で、そしてそれがどういう情報体系になっておられて、そしてどういうふうな機能で、要するにスピーディーな対応ができるような、そういう体制がとられているのかどうなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 初めに施設の設置の関係ですけれども、電牧柵の電気の位置等については、管理をしていただいています区、または地区に図面をお渡ししてございますので、またその辺で確認をしていただければと思います。また、わからない部分については、今後も位置等については、管理していただいている地区にはお示し、普及をさせていただきたいと考えております。

それから、実施隊の体制についてでございますが、猟友会員、今13名いると思います。その方に委任をして行っていますけれども、先ほどご説明したとおり、なかなか猿については、情報が入ってすぐ、例えば猟友会の、今は会長さんに連絡をとり、会長さんがまずは現場に行き、必要に応じ隊員が出ていただくという体制をとっておりますが、なかなか現場に行った際にはもう既に逃げられていたり、または住宅の近くだったり、道路に接していたりというようなことで、銃器が使えないというような状況になっておりますので、なかなか駆除につながっていない部分はございますが、そういうような体制で今、対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、答弁では、やはりお猿さん、猿軍団が出てきて、農作物を食害している、そういうところでうまい形で対面して、それがいい意味では銃の捕獲による、銃猟ができれば一番、これは猿にとっては一番恐怖なことで、人間様がとうとう、これは天敵というふうな認識がされて、相当その効果は期待できるのではないかなということ、先ほ

どの答弁の中で、朝日村は10頭の許可を得ているということなんですけれども、そういう背景というのはどこにあるのか。猿の群れで私も見ているのは、先日も見たのは、一番最初に見たのは7月14日のところなんですけれども、そのときはわっと数えましたら、やはり30数頭は優におりました。そういう群れがどのぐらいいるのかもちょっと定かではありませんけれども、いずれにしても、指定されている、そういう数字に関しては、多分自由に交換、変更できたり、被害の状況によっては、その辺は対応できるのではなかろうかなというふうに考えていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 先ほど駆除の頭数について、県から許可をもらって10頭、今、許可が出ているというお話をさせていただきましたが、これについても、例えば30頭の群れがあっても、なかなか30頭を一気に駆除できるということは難しいところでありまして、数的に10頭が多いか少ないかはあれですけれども、もし10頭捕獲できた後には、県にまた申請をして、さらに駆除の数をふやすことは可能でございますので、その辺は今後の駆除の状況を見て、頭数の許可をもらっていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、朝日村は猿に関してはどのくらいの実績を持っておられるのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども、実績です。猿の、要するに銃猟だと思いますけれども、もしくはわなか、もしくはおりがあるとは聞いておりませんが、その辺で捕獲、もしくは銃猟した、いい意味での殺傷というんですか、その実績数ですけれども。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 捕獲の頭数については、先ほどもお話ししましたが、現在のところ、実績につながっておりませんので、ことしに入って1頭も駆除できていない状況でございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） いずれにしましても、被害に遭うには山沿い、もしくは中山間地のそういうところ、それを生きがいとしてなりわいのそういう高齢者の方が、非常に収穫時に猿の被害に遭って、非常に失望され、それで生きがいも場合によってはなくなるというような、そういう事態も発生していますから、やはり駆除というのは、行政にとっては最優先でやらなくては、そういう意味では最優先でやらなくてはいけないことではないかなど。農業委員会も耕作放棄地をできるだけ山沿い、もしくはそういう箇所のできるだけ発生させないという、そういう思いでやっているところからいきますと、ちょっと空回りされているのではなかろうかということで、これについては、それ相応の個体数の削減、もしくはその駆除、場合によっては、これは余談になりますけれども、私はこの話の中で、塩尻の猟友会の役員の人たちと談話した際は、塩尻市には防護柵は全くしていないと。だから、そういう中で、従来は朝日村が施工したところは、小曾部の谷には頻繁にもろもろが出てきたということで、朝日の防護柵の効果が俺たちのところに、それは被害になってきていると、そういうことで今までそういう被害に遭っていたから、今度は朝日村のほうに猿軍団を疎開させると、要するに彼らというか、猟友会がおっしゃるには、銃によって銃猟をして、そして人間を見ると非常に人間が天敵になって、塩尻管内においてはそれをやったのは、片丘地区では岡谷地区、それからもう一つは辰野、それから木曾地区では木祖村、それから洗馬、もしくはあの辺では朝日村、もしくは山形方面というような形で、相当の対応をしていると。現時点まで猿を認めた数は276頭だと言っておりました。そんなことで、それをやることによって、地区の人たちからは、高齢者の人たちでせんぜ畑の耕作に精を出していて、非常に好評を得ているという話も聞いております。

ぜひ朝日もそういう対応がとれるような体制を整えていただいて、この特別措置が起動して、それが体制が強化され、そして出役すれば、即そこに対応できるような体制がとれれば、非常に猿にとっても人間が天敵というふうな思いになると思いますから、ぜひそのような体制をとれるような方向、それから先ほど、報奨金というようなこともありましたけれども、やはりそれも猟友会が現在13名という話を聞いておりますけれども、それは高齢化になって、猟友会の人たちも会員をどうやってふやそうか、もしくはこのまま行ってしまうと、猟友会

も衰退してしまうのではなかろうかと、そういう話も出ておりますから、その辺もやはり行政もぜひ援護していただいて、そういう不安を解消できるような、ぜひ施策を講じていただきたいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 2番目です。

村道西洗馬7号線の今後の対応について。

長坂周辺の環境整備に関する要望書が受理され、早速、墓地、坂の山側、谷側からの道路に覆いかぶさっている樹木の枝打ち、雑木の伐採処理、ありがとうございました。

しかし、地区住民の評価は、これで今まで放置されていた村道環境整備が改善されたとは捉えておりません。

1としまして、坂周辺では樹木の上部が路上上に覆いかぶさった立木、山側・山中の密集とあるんですが、この「密」の変換が間違っていまして、これはハチの蜜でなくて「密」、密集した樹木、墓地北側の杉立木の存在の有無が日当たりぐあいに影響してくる。これらの立木を伐採すれば、冬期間の日当たりぐあいも改善され、坂の危険ぐあいも緩和されるのではないかと考えております。

2つ目として、坂の上部の見通しの悪いカーブは改善し、坂の上部からも下部からも安全確認が可能な道路となるよう願うものです。道路のよけ違い箇所は、坂の上り口の谷側に要壁で拡幅し対応すれば可能になるのです。

3番目としまして、畑の途中にあるL型のカーブは、畑側を拡幅して対応すればよけ違い箇所となります。外山沢林道への接続箇所付近は、使用されていない水路等を撤去して、擁壁を築けば対応可能となります。

4としまして、坂のアスファルト舗装に関しては、凍結抑制舗装で路面凍結が緩和され、積雪寒冷地での効果が期待できると確信しております。

5としまして、立地環境から、村道西洗馬7号線は小学児童の通学路にはふさわしくないとの見解下では、新設道路は旧おひさま保育園へのアクセス道路とは考えず、将来を見据えた利便性のある村道であってほしい。

6番目としまして、長坂は非常に危険な場所で、日の当たらない道路であるとの見解で、専門家に研究調査を依頼するとの方針ですが、その進捗状況をお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 林議員ご質問の村道西洗馬7号線の今後の対応についてでございます。

初めに、林議員からもお話がありましたが、この道路沿いにある立ち木について、森林所有者のご理解とご協力をいただき、伐採、枝打ちを行うことができました。森林所有者の皆様には、改めて感謝を申し上げます。

さて、ただ、今、議員からご質問いただきました1番目から5番目の項目につきましては、改良方法のご提案をいただいたと解釈をさせていただきたいと思っております。

そこで、ご提案いただいた内容で改良を行うことは理想であり、道路管理の担当課としても納得をすところでございます。

しかし、これまでも議員を初め、上組地区の皆さんへは、向陽台団地の増設もあることから、県道へのアクセス道路として新たな道路の検討を行っている旨、また道路改良については村内各区から要望を受ける中で、優先順位をつけ、予算内で対応を行っていることとお話をしてきておおりで、現在、西洗馬7号線の具体的な改良計画はございません。

今後、新設道路の計画や西洗馬7号線のあり方について、関係する皆さんとワークショップを行い、検討をしていきたいと考えております。その中で、西洗馬7号線の今後の改良の有無についても検討されると考えております。

また、日照調査などの専門的な調査研究については、新年度予算に計上を考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 特に今回の枝打ちという中で、地区住民から聞こえてくる話は、丁寧に枝打ちをしていただいてありがたいと。ただ、それは道路に覆いかぶさっている立木、その伐採をどうしてしないのかねと。皆さんのおっしゃっているのは、段階的に行政のやり方なのかね、ああいうやり方というのは、そういう言葉が飛んでくるんですね。だから

ら、今現在は確かに枝打ちしたところからは、ヒノキですから、芽は出てこないと思いますけれども、やはりどんどん上に成長していきますと、どうしても将来は道路に覆いかぶさってしまうということで、相当こずえまで枝打ちはしてあります。それについてはよくやってくれたなというふうに、その従事者には私ども感謝していますけれども、やはりそこまでやるのならば、なぜ伐採しないのかねと。どう見てもその立木が将来、それが有用な木材になるとは思いませんし、やはりそれを伐採にすることによって、道路環境はより改善されると、そういうふうに皆さん、私自身も捉えていますし、皆さんもそのように思ってよく私のところにそういう、そこを通行した人たちはそういう意見を述べられております。ですから、伐採に関しては、先ほど地権者のご理解をいただいてやっているということで、そういう中でより中に突き進んで対応していただければよろしいのではないかなと。

道路法の第42条には、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないということで、それが一つの条件であるならば、やはり今後、ないときはよかろうが、やはりそういう問題が潜んでいて、これだけの、5項目ぐらいの中身が出たわけです。

そんなことで、この辺については、やはりそれに他の道路があろうが、地区住民はこの村道西洗馬7号線は生活に密着した道路で、なおかつ新設道路が考えられてという中においては、やはり最小限度のこの条件を満たすためのことは、ぜひ計画の中に加えていただいてやっていただいて、それは先ほど言った住民とのコミュニケーションの中でしっかりとその辺を住民との対応をとっていただいて、この辺は対応していただきたいと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 先ほども答弁させていただきましたとおり、地元の皆さんとはワークショップを行う中で、林議員から提案いただいた内容も踏まえて、7号線の改良のあり方を検討したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 最後の質問になりますけれども、現在の進捗状況なんですけれども、どんなぐあいになっているのか、ぜひそれは皆さんに報告をせざるを得ないような背景もありますから、その辺ぜひお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 林議員おっしゃる進捗について、新しい道路の検討のことだと考えますけれども、これについては、過日の総務産業委員会でもお話をさせていただきましたが、予算も発注するための設計書をつくっておりまして、その設計書ができましたので、この秋には間もなく発注をさせていただき、検討をする予定となっておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） この長坂の、私どもというよりも、地区住民は、この道路に関しては、よけ違いの箇所、それから見通しの悪いカーブとか、そういう最小限度、やはり通行して、今後向陽台の第2分譲地が村道西洗馬7号線に隣接しているわけですね。従来の1期工事のときはある程度の距離がありましたけれども、今度の分譲する32戸の住宅はほとんど西洗馬7号線に隣接している、そういう場所ですから、よりこの内容については、やはりそれなりの利便性が求められているのではなかろうかなど。そういう意味と、やはり分譲に当たっては、分譲地を見学される方、もろもろの方がおられると思いますけれども、やはり周辺の環境整備等がある面ではそれなりに対応が評価されるのではなかろうかと、そういう面で、隣接されているところに、一步間違えは道路瑕疵になるような、そういう箇所が存在するというのは、やはり即それは解消しておかなくてはだめではなかろうかと。上組地区は今、53戸、それから向陽台、もし32戸がそのまま入りますと、やはり47戸ぐらいで100戸近くくらいの方がそこを利用するような、そういう村道になると思います。だから、そういう面では、それ相応の整備をして、そして皆さんの道路法の42条に納得して安心して安全で通れるような、そういう道路を管理をぜひしていただいて、新しい道路とは、やはりこの内容については、それも拡幅なりもろもろで調査するというふうに、私は前回、そういう答弁を聞いてお

りますから、それに対してどういう状態になっているのか、棚上げになっているのか、その辺については先ほど回答を得ていませんから、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 管理の関係かと思いますが、管理については、先ほど林議員からお話あって、木の価値とか、そういう部分については、木の所有者の考えもございまして、村のほうで価値があるかないとか、そういうことは判断できないかと思っておりますし、そういうことの中で、今後管理をもちろんしないわけではございません。村道ですので、管理はしていきます。ですので、その中で対応をできるものは、早期に対応できるものはしていきますしということで、先ほどもお話ししたとおり、この7号線の大きな改良的なものについては、地域の皆さんと相談をさせていただきながらやっていきたいと思っておりますので、そこでまた地域の皆さんからご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） そうしますと、ぜひそういう地区の人たちと対話の場を早目に持っていただいて、そして皆さんが行政に対して納得するような、そういう方向の場になるよう期待をいたしまして、私の質問は終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで林議員の一般質問は終わりました。

それでは、時間が、次の質問に入りますと昼食時間にかかってしまいますので、ちょっと早いですけれども、ここで昼食の時間に入りたいと思います。

それでは、午後の再開は13時10分ということにさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。それでは、昼食の時間に入ります。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時10分

○議長（清沢正毅君） 予定の時間となりましたので、一般質問の午後の部を始めさせていただきます。

◇ 高橋 廣美 君

○議長（清沢正毅君） 引き続き次に、1番、高橋廣美議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 1番、高橋廣美です。私は今回、2問質問をさせていただきます。

まず1問目です。朝日村の観光と特産品についてということでお尋ねをいたします。

朝日村を代表する特産品には、高原野菜を生かすという目的で開発された柿ドレッシング、柿ソース等があります。そのほかに、ねずこげた、信州そば、レタス、キャベツ等の高原野菜とあります。これらは朝日村を紹介するパンフレットの中心的な役割を担っており、まさに朝日村の顔であります。今や、どの品も欠くことのできない地位を占めていると思います。特に柿ドレッシングについては、村主導でボランティア団体の協力のもとで今日に至ったものと聞いております。

地方創生が叫ばれる今、村の大切な観光資源の一つであり、先人が必死で育て上げた特産品の火を消すのは、朝日村の大きな損失であります。

そこでお聞きをいたします。

今、指定管理者が担ってきた針尾の加工所の今後はどうなるのか、今後の指定管理者はどうそれにかかわっていくのか、そして、それから柿ドレッシングはどうあるべきか、当局の見解をお聞きいたしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、高橋議員ご質問の当村の観光と特産品についてお答えをさせていただきます。

当村の特産品は、議員からもお話がありましたとおり、レタスを初めとする高原野菜、ね

ずこのげた、そば等があり、村の観光パンフレットでも紹介をしております。その中に、村内で消費が少なくなった渋柿を活用した柿ドレッシング、柿ソースも紹介をしております。

この柿ドレッシングは、十四、五年前に村内の未利用資源の有効活用を目的に、朝日村の特産品を考える会の発足とともに、村もかかわる中で開発がされたと記憶しております。この特産品の会は、これまでに柿ドレッシングに加え、柿ソース、柿酢などの開発やお餅の販売等を行い、自立した会の運営を行ってきております。平成23年には、農産加工施設の針尾加工所の指定管理者として、平成28年3月31日までの5年間を指定管理期間とし、指定管理を行ってきております。しかし、平成28年6月に行われた会の総会において、会の存続について諮られ、会員の減少等により、会としての活動を終了し、針尾加工所の指定管理も更新しないこととなりました。このことにより、4月から針尾加工所の指定管理者はいない状況です。

村では現在、加工所の指定管理者の募集を行っており、新たな指定管理者の指定を予定をしております。

これまで特産品として扱ってきた柿ドレッシングについては、特産品の会の皆さんが、ドレッシングをなくすわけにはいかないとして取り組まれてきた思いと経過がございますので、新たな後継者となる団体ができることを願っているところでございます。

今後村では、地方創生交付金による事業に取り組むことから、この事業の中で新たな後継者の支援も検討しております。村民の皆さんの積極的な参加に期待をしております。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） そうしますと、加工所で今現在といたしますか、今までやられてきた柿ドレッシング、その他について、そのものに問題はなく、今後継続したいということに間違いはないわけですね。それはよろしいですか。

じゃ、その辺の確認をした上で、そしたら、確かにいろいろな面で継続が可能になったということもあろうと思いますが、早急に後継者といたしますか、資金的な面で非常に難しい面もあるかもしれません。ですから、ある意味で企業体等、そういった担い手を早く募集の中で確定して、ぜひせつかく培ってきた特産品というこの地域を代表するといえますか、朝日

村に合ったということでこの柿ドレッシング等がつくられてきたというふうに聞いておりますので、これをぜひ継続していただきたいと思います。

それには、そういった機会であろうかと思いますが、原料調達の方法、これにも非常に苦労があったというふうに聞いておりますので、その辺のクリアもし、そしてまた、消費者により支持されるような内容の検討とか、もちろん新しいパッケージにするとか、新しい業者等が決まりましたら、検討を加えたらどうかと思います。

そして、第2といたしますか、まず、なぜこの特産品のあり方というのを問題にしたかと、柿ドレッシングを含めてですね。それは、観光協会、そういったものもつくろうという機運の中で、やはりこの特産品がその1本で何億なんていう売り上げを上げようと、そういうことではなくて、観光資源のトータルの中で必要なものであると、そういった位置づけをぜひ確認していただければと思います。

そして、仮に柿ドレッシング、継続、それに赤信号が点灯したとしたら、それはやっぱりそのものの存続が必要だという認識のもとに、経費面、人的な支援も含めて、ぜひ存続に力を尽くしていただきたいと思います、こんなふうに思います。この辺については、どうでしょうか。ちょっと確認をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 柿ドレッシングの存続についてでございますが、まずは村も当時かかわってきた部分もございますけれども、まずはこの柿ドレッシングをつくっていきたいという団体が組織されることを期待しております。その中で地方創生の交付金等を使いながら、村としては支援できる範囲で支援していきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ぜひこの朝日村の地域といたしますか、朝日村で生産され、収穫された柿を生かす、そしてずっとそれに携わってきた人たちの思いも込めて、新しい段階を踏む、そういったのを期待したいと思います。

以上、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） それでは、2問目の質問に入りたいと思います。

プレミアム商品券の地元経済への波及効果と検証、今後の考え方についてということでお尋ねをいたします。

第1弾は、アベノミクスの消費喚起策として30%、第2弾はやはり30%で、これは村の独自予算でした。それで、第3弾は20%、これも独自予算によるものであります。

このプレミアム率はともかくとして、他の自治体と異なり、大型店に極端に偏らない利用が見られたという点で、それなりの効果があったと思います。しかしながら、より一層の消費喚起と村の経済の発展を考えたときに、いま一度検証をし、新しい感覚で朝日村らしい展開を考えていったらいかがかと、こんなふうに思うわけです。当局の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の2問目のプレミアム商品券の地元経済への波及効果と検証、今後の考え方ということでございます。

まず、今ご案内のとおり、昨年4月から取り扱いましたプレミアム商品券につきましては、国の目的は地方の経済、流通過程の活性化が目的でございます。村内商工業の皆さんに活力があふれ、社会経済が上向くことでございます。これによりまして、今、発言でありましたが、利用者は、村は他の市村よりも10%上げて、他の市町村はほとんど20%であります。30%を昨年、国に基づきましてやりましたけれども、独自でも昨年取り組んでおりますし、ことしは現在進行形のもの20%に落としてありますが、これによりまして、村内の消費の拡大が図られて流通経済でスムーズに行く、活気があふれる、そういうことで期待をしていたところでございます。そこで、現在の進行形は10月16日まで流用期間とした商品券の扱いで実施しているところでございます。

これまでの利用状況につきましては、昨年4月販売の取り扱い数は、村内45事業所でご

ございました。昨年の後半では48事業所、現在進めております進行形のものは、やはり45事業所が現在利用されております。

これら3回にわたります商品券は、今、高橋議員がおっしゃいましたように、偏ることなく、この小さな村が48、45ということは偏っていない、そういった意味で、議員のご指摘のとおり、一定の効果があったものと捉えております。

そこで、議員ご質問の朝日村らしい展開をとということでございますが、私が一番気にしておりますのは、ただいま申し上げましたように、一番の目的でございます取り扱い事業所のそのグループ、いわゆる商工会及びJAからは、何の反応も私のところへ届いていないということで、今後、機会があるときにご意見を聞いてまいりたいと思っております。

そんな状況でありますので、私としましては、本年後半のプレミアム商品券については、現時点では考えていない実態でございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ありがとうございます。

私も経済団体、事業所、その評価はという部分で、ぬれ手にアワといいますか、やってくるで、まあまあ回ってきたかというようなことで済ませていたのではないかという危惧をしております。

これからの考え方として、プレミアム商品券、一方的に出す、それで村民が使うだけではなくて、やはり参加事業所、そことしっかりタグを組んで、その事業所が自分のところに客といいますか、お客さんを呼び込むんだという、そういう意欲、その辺も見据えた上で、どうでしょうか、もう一度そういった機運が盛り上がったら、それは特別プレミアムというのは事業所がつけるという場合もありますし、それともう一つは、観光関連に絞った、よそでは宿泊プレミアム旅行券とか、そういったものもあります。そういったところにも焦点を合わせながら、もう一度事業者のやる気というものが見えた段階で、どうでしょうか、村としてはやってもいいぞというような気概があるかどうかお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいま議員のご質問ですが、まさに今、アベノミクスがまだ私ども農産漁村には波及していない。私も提案説明でローカルアベノミクスという表現をさせていただきましたが、でありますから、私としては、もっと活性化するために、利用者も利点があり、一番大事なのは事業者、利用者ではなくて事業者なんです、そこからの皆さんが希望があれば、私はやぶさかでないと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ありがとうございます。

村民よし、そして事業所といいますか、そういった経済団体よし、そして村よしということで、村全体が活性化につながればということで前向きな答弁をいただきましたので、ぜひその折あるごとに経済団体とも接触しながら喚起を促したいというふうに思っております。

以上をもって質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで高橋廣美議員の質問は終わりました。

◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（清沢正毅君） 次に、2番、中村賢郎議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 2番、中村でございます。私は2点、今回お尋ねをしたいと思っております。

まず、山鳥場遺跡発掘作業の今後ということで、スケジュール等についてお尋ねをいたします。

まず、1として、先日の村長の提案説明の中にもございましたが、去る9月3日に山鳥場遺跡の現地説明会が午前と午後の2回行われ、村内外より多くの見学者が訪れました。発掘された竪穴住居跡が10軒、これは縄文時代中期だというふうに言われているようですが、それを初めとして、縄文時代の土器、耳飾り等が出土いたしております。

今回の発掘作業は、一応9月末ぐらいで終了となり、次回の発掘作業は平成29年度に入っ

てからになるわけですが、今後のスケジュールをお尋ねします。

次に、2番目として、朝日村においては、山鳥場遺跡とほぼ同時代の熊久保遺跡がございます。これらの発掘作業の結果によっては、同規模程度の集落跡が発掘されるかもしれません。当然のことながら、今回の発掘作業の状況は記録されているでしょうし、今後の作業についても同様だと思います。

そこで、村の考え方をお尋ねしたいと思いますが、今回の山鳥場遺跡の発掘は、特別高い価値があるかどうかという遺跡ではないかもしれませんが、約5,000年前に先人が住み、その上に我々の生活があることを考えますと、何らかの形を後世に残すことを検討すべきと思いますが、お考えをお聞きいたします。

次に、3番として、今回の埋蔵文化財の調査の実施により、中組バイパスの工事期間に影響があるのか、また、今後のスケジュールについてお聞きをいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、中村議員の県道バイパスの計画推進に伴います本年7月から発掘調査を開始しました山鳥場遺跡発掘調査の今後のスケジュールについてのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、これまでの遺跡発掘調査の状況を簡単に申し上げます。

発掘調査は、松本建設事務所より委託を受けました長野県埋蔵文化財センターにより進められております。本年度の調査範囲は、道路敷き予定の800平米で、作業発掘期間は7月1日から9月30日の3カ月となっております。これまでに確認されております遺構、遺物の時期を申し上げますと、直径4から6メートルの竪穴住居跡が10軒、縄文時代晩期、約3,000年前でございますが、ものと思われる土製の耳飾りや縄文時代中期の土器、約5,000年前でございますが、多数出土しているところでございます。これらから、山鳥場遺跡は熊久保遺跡と同じ縄文中期、約5,000年前の遺跡と推測されているところでございます。

このような調査成果を受けまして、8月30日には朝日小学校6年生が出土した土器を洗う体験学習を行っております。また、9月3日には、先ほど議員が申されましたが、県埋蔵文化財センターによる山鳥場遺跡の現地説明会が開催され、午前、午後2回で120の方が現地を見学していただいております。

それでは、議員ご質問の今後のスケジュールでございますが、先ほど9月30日までと私、申し上げましたが、県の埋蔵文化財センターより今週、11月30日まで2カ月間、延長するとの連絡を受けたところでございます。10月からは引き続き発掘調査が進められ、これまでに複数発見されております竪穴住居の発掘作業を重点的に実施するという事でお聞きしておりますので、詳細が決まり次第、回覧板等で住民の皆様にご周知させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、当初11月ごろ予定しておりました報告会についてでございますが、期間延長に伴いまして、来年1月以降、出土品の展示と、また、この山鳥場遺跡の概要につきまして報告会を開催したいと存じますので、よろしくお願いいたします。

県道バイパス計画では、中信平土地改良区の西洗馬にもございます太陽光発電施設周辺のところに三ヶ組遺跡がございます。こちらのほうも今回、発掘調査の計画のところになってございます。平成29年度以降のスケジュールにつきましては、まだ明確になっておりませんので、本来だと申し上げることができませんが、引き続き早期に発掘調査が進められますよう、県埋蔵文化財センターに要望してまいる所存でございます。

この発掘調査が全部終了した時点で、最終的には県埋蔵文化財センターより、竪穴住居などのアイコンは、位置や形、深さなど、図面と写真に記録されたもの、また、生活痕跡や出土遺物の特徴などをまとめた発掘調査報告書が提出されることになっております。また、復元されました土器類につきましては、村に帰属されることとなりますと聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番目の山鳥場遺跡について、何らかの形を後世に残すことについてでございます。

今回、今ご説明申し上げましたとおり、大変すばらしいものも発掘されておりますので、また、山鳥場遺跡につきましては、鎖川右岸の遺跡でございますが、この調査により、鎖川左岸の熊久保遺跡に匹敵する大規模な集落があったのではないかと聞いてお聞きしているところでございます。まだ推測でございます。

本調査におきまして発掘するのは、県道中組バイパスの計画の範囲のみでございますので、全体を調査する予定はございませんが、村の歴史を探る重要な資料であると考えております。

埋蔵文化財は、地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにする上で、欠くことのできない財産と私どもは捉えております。これらを通して、地域に対する誇りと愛着をもたらすものだと思います。また、村民の生涯にわたる学習意欲を高め、遺跡発掘が果たす意義は大変大きいと感じております。さらに、土の中から掘り起こされた遺構、遺物は、先人が使っ

たものであり、それを直に触れることは、子供たちが地域や文化に対する憧れや好奇心を刺激し、学校教育における歴史の学習にも大いに役立てることができると考えております。

先ほど申しましたが、県埋蔵文化財センターより報告を受けた際は、その復元された土器等の内容をよく確認し、それらの資料を村歴史民俗資料館において展示し、積極的に公開、活用させていただき、後世に残るよう検討してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 私からは、中村議員ご質問の3番目の埋蔵文化財調査による中組バイパスの工事期間への影響と今後のスケジュールについてお答えをさせていただきます。

中組バイパスにつきましては、平成22年から計画がされ、間もなく7年が経過しようとしております。これまでに村では、早期完成を目指し、県への予算づけと早期着工を要望してきたところでございます。本年度は用地の契約を進めながら、埋蔵文化財の調査を行っており、現在での埋蔵文化財での調査結果は、今、教育委員会のほうから答弁させていただいたとおりでございます。

この埋蔵文化財の調査結果によりまして、今後も調査が必要となることから、道路工事については、予算面と工期的にも影響が出るものと考えております。

しかし、計画から7年が経過しようとする中で、当初計画の効果も考えると、工事完了は急務と考えております。そこで過日、県とスケジュールの調整を行い、最終年度の確認をしたところでございます。

今後は引き続き予算確保を行い、継続した埋蔵文化財調査と本年度からの工事着手により、平成30年度内の竣工を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） いろいろたくさんお答えをいただいたので、少し混乱をするんですが、まず、2カ月延長になるという話からいきたいと思いますが、先般、私、埋蔵文化財センターですか、ちょうど私が行った時間があいていたものですから、あちらの担当の方と随分長

いこと話をしていたんですが、まず一つ指摘されたのが、土地の売買がまだできていないという状況で、本来はもう少しやりたかったんだけど、隣はまだ買収できていないというような話があって、来年春以降にするとすれば、先ほど説明があった太陽光パネルのあるところ、逆から入るかもしれませんという話もしていたんだけど、要は8カ月が限度だということですね、作業としては。1年間。そうすると、あと2年ぐらにかかるのかなと。早くやることと、5,000年のあれですから、一、二年はしょうがないかなという話もしたんですけども、とにかく時間はまだかかるような見解をしていました。

それと、恐らく遺跡については、今掘ったところと同じような状況が周りにも全部想像は置くと。それで、三ヶ組の遺跡についても間違いなくあるだろうというのが見解ではございましたが、ただ、今お話の中で、いろいろ説明を受けた中でいくと、出てきた土器とか、それから今回は耳飾りとか、今後いろいろなものが出るかもしれませんが、それは今あるところの村に保管をします。そうすると、私がお尋ねしたかったのは、この場所に何らかの形でそういう古代の遺跡があったんだよということがわかるような何か方法がないかなと。

それで、熊久保遺跡のことを考えると、ちょっと前に燃やして、焼失してしまったものが昨年、復活といいますか、復旧工事が行われて完成しているわけですが、五、六百万ぐらいだったと思いますが、予算的には。それにあと、DVDだとかパンフレットとか、そういうようなもので記録もとってあるというようなことのようにですが、そういうことについては、今回の山鳥場については考えてはいないのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） 今の中村議員の質問にお答えいたします。

熊久保遺跡と同様に、今もパンフレット等ございますが、山鳥場遺跡につきましても、報告書を参考に見せていただきまして、その中で十分熊久保遺跡と比較するところがいっぱいございますので、そういった部分でパンフレット、また大きな違いとか、そういったものを歴史民俗資料館を中心に掲載しながら村民に見ていただくようなことを考えていきたと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 答弁は結構ですけれども、一応私自身は今、発掘作業の行われているあの近辺に何らかの施設を、記録をとどめるような形のものを残してもらいたいと。維持管理とかいろいろなことを考えると、熊久保遺跡にあるような堅穴の住居はちょっと難しいかもしれないというのは正直思いますけれども、それ以外に何か時間がまだ多少ありますので、できれば公園風なところに何かそういう、ここにこういう歴史があったみたいなのが残せるようなものがないのではないかなというふうに勝手に自分では思っていますが、ぜひ時間まだありますので、正直申せば、この山鳥場という地名そのものも我々も承知をしなくて大変お恥ずかしいお話なんだけれども、自分たちの地区の中にありながら、遺跡が、土器が出たよというのは、昔の子供のころからありましたので、それは別段驚きはしませんでしたけれども、そういう地名のついた遺跡になっていたんだということを知ってびっくりしたようなものですから、今後、何とか要求を上げていきたいと思いますが、ぜひ検討をお願いして、この件は終わります。

○議長（清沢正毅君） 第1問についてはよろしいですか。

○2番（中村賢郎君） はい、いいです。

○議長（清沢正毅君） じゃ、中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） それでは2番目、上組地区より要望のある通学路の変更についてということでお尋ねをします。

この件については、要望が5月に提出をされておまして、委員会でも継続して協議をしております。今回7つの要望の中の通学路の変更についてだけお尋ねをしたいと思います。

まず、基本的なことですが、小・中学校児童の通学路の決め方についてお聞きをします。

次に、学校保健安全法の中に、児童・生徒の安全を図るため、学校内の施設設備の安全点検、児童・生徒等の通学を含めた学校生活、その他の日常生活の安全に対し、計画実施をしなければならないというふうになっています。

そこで、通学に限定しますと、その通学路の環境整備等に現在は関係団体、関係課等が処理をしていると思いますが、教育委員会のかかわり方についてお尋ねをいたします。

次に、3番ですが、以上の1、2を前提とする中で、村道西洗馬7号線長坂について、6

項目ぐらいの要望があるわけですが、それに沿った形でもし改修がなされれば、通学路として可能かどうか、お考えを聞きたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） それでは、よろしく申し上げます。

まず、1番目の小学校の通学路の決め方でございますが、中村議員がおっしゃるように、通学路は学校保健安全法第27条の学校安全の計画策定に関する条文に、ちょっと条文を読みますが、学校においては児童・生徒等の安全確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童・生徒等に対する通学を含めた学校生活、その他の日常生活における安全に関する指導、これは職員の研修、その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならないと示されていて、これが通学路に関する根拠法になっているわけでありまして、この法令に従いまして、学校では安全指導も含め、計画的に通学路を点検することになります。

そこで、現在、小学校の状況であります、定期的にPTA校外指導部と担当職員が地区子供会の意見も聞きながら見直しを行う中で通学路を決定しております。

次に、2番目の通学路の環境整備に関する教育委員会のかかわり方についてであります。

教育委員会は、学校が決定した通学路を承認しております。その関係で、通学路の総合的な見直しは教育委員会及び産業振興課が主体となって、学校、PTA、交通安全協会、警察署交通安全課、松本建設事務所、これは県道等の場合になりますが、などと協力して通学路を見回り、安全を確認しているところであります。

そこで、いわゆる環境整備の中身であります、安全について協議した結果をもとにして、必要と判断されれば、関係各所と連携をとるわけでありまして、通学路の標識、グリーンベルトなどの安全確保のための規制が可能というふうになります。

今年度につきましては、これから見直しを行っていく予定で進めております。

3番目の通称長坂が要望に沿った形で改修されれば、通学路として可能かというご質問でございますが、通学路は平成26年の3月定例会で村長から、中組経由から旧保育園の周辺に通じる通学路を検討したい、通学路は子供の安心・安全を第一に考え確保したいという答弁がありますが、第一義的には子供の安全確保ができるかが重要だというふうに考えておりま

す。また、風水害や熊や猿などの出没、不審者に対する対応などで、万一の場合、同じ地区の子供が集団で登下校ができること、それからもう一つは、1年を通して通学路が変わらないことが望ましいというふうに考えております。

通称長坂でございますが、土合の入り口から桜坂公園前の向陽台の最初の人家まで約400メートル弱であります。子供の足では10分ほどの道路かなと思うわけではありますが、夏場は日も長く、農作業をされる方も散見されて、のどかな風情が感じられる道だというふうに感じております。ただ、今、猿が出没していると、先ほども質問の中にもございましたが、そんなことも伺っておりますし、畑が続き、道路沿いに民家がない、万一の場合、子供が逃げ込み安全を確保する場所がないということは確かでございます。また、日が短くなる冬場でございますが、子供が下校する4時ころは既に暗くなっているという状況であります。坂の木の中に入れば真っ暗というような状況も考えられるわけではありますが、ご質問にある状況になった場合でございますけれども、今お話しした件も含めて、PTA校外指導部中心に、学校とPTAとで子供の安全が確保できるか否か、総合的に判断して決定することになると考えております。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 今、道路として、通学路として難しいのではないかという判断だろうと思います。私も正直、ここの現場を見た中では、難しいんだろうなど。安全という言葉で考えると、少し不安が残るなというのが状況ではあります。ですから、通学路として使えないということについては、私は納得をするんですが、そこで、私の質問書にはないんですが、ちょっと先ほど他の議員さんの新しいルート、道路についてという中で、ちょっと気になったんですが、私どものニュアンスだと、これから提案される新しいルート、それから今の現在ある桜坂について、修理の可能なところと可能ではないところ、これを少し検討するというようなニュアンスだったというふうに記憶をしているんですが、その辺は課長、どうでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 中村議員ご質問は、7号線の長坂の改修という意味かと思えます。

これは先ほど、林議員のときにお答えさせていただきましたが、具体的な計画は今はありません。ですので今後、地元の皆さんとワークショップをしたりする中で、地元の皆さんのご意見を聞いて、そこでどういう改修が必要かも含めて検討したいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問をお願いします。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 申しわけない。ちょっとずれている、お互いの感覚がずれているのかもしれませんが、上組の常会に出させていただいたときに、最終的には研究検討すると、旧長坂についても。それで、新ルートの話が出てきて少しもめた、逆に言えば。それで、新ルートの話は別個じゃないかというご意見もあったりしてもめたのはその2点だったと思うんだけど、そのときに一応方向性としては検討しましょうということだったと思うんだけど、そうすると、今の話だと、まだ全然何もなくてこれからだということになると、また議会が終わった後、地区常会等あるんだろうけれども、そこでは、それは林議員さんのほうが詳しいけれども、そういうことだと思いますが。だって、もし検討等するんであればしてやって、直せるのであれば、生活道路としての手入れは要るのではないかなという気はするんですけどもね。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 先ほど林議員のときに担当課長申し上げておりますが、長坂については、上組の出前村政でも話してありますが、要は日が当たらない冬場、まずそこがどうかから始まらないと、ただつくれつくれって、これは無理な話。でありますから、先ほど課長は、来年度予算で日照等の調査についてはやりましよう、と、答弁していますので、それでご理解いただきたい。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ありますか。

○2番（中村賢郎君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで中村賢郎議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（清沢正毅君） 次に、3番、上條俊策議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 3番、上條俊策です。私は、2つのことについてご質問いたします。

まず、1番目でございますが、新庁舎建設に伴う道路計画についてということで、今回の新庁舎建設に伴いまして、通常東電道路と言っていますあの道路、あそこに歩道の設置を計画しているということでありまして、その歩道の設置がどのような形になるのかということをご説明いただきたいと思っております。

かつて地元の説明会のあったときだそうですが、行政の方にどのように設置されるのかお聞きしたところ、今の東電道路の北側の住民から、歩道部分になると思われる土地の買い上げをして歩道を設けるといような、それとなくそういう話をお聞きしたということで、そこにいらっしゃる住民の方としましては、今、生活して、目いっぱい車をとめたりしていて、もしそこを売ってくれと言われても、意図はわかるんだけど、そこを譲渡することはしたくてもできないというようなことで、大変心配されておまして、私にそういうような話がありました。

そういうことで、庁舎が建設される前に今の道路を多少でも南側に寄せるなり、道路を変えるなり、そんな計画がもしできるのであれば、そういう相談が来ております。

その区間としましては、こっちの鉢盛運送さんがあるところから元の宗政さんの隣の駐車場のところまでは私が見ましたら、歩道はあるんですけども、そこそここの間のところが歩道がなくて、そこへ歩道を設けられるということだと思っております。

そんなことで、地元の人たちはその計画の予定の場所を具体的に計画がもしあれば、この辺までしてもらいたいとか譲ってもらいたいとかいうことがあれば、そういう説明を現地ですべていただきたいたいということと、今のままで、それがないうまに建設してしまいますと、将来、道路の歩道を建設するときに支障を来してくるのではないかと、またそのときに問題が起きてくるのではないかとということがございますので、今、設計なりそういったことで始

まっておるわけだと思いますが、そういうことでその計画、歩道の計画がどうなっているのか、その辺のご説明をいただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の庁舎建設に伴う道路計画についてお答えをさせていただきます。

まず、庁舎建設につきましては、既にご承知のとおりでございます。その庁舎建設に合わせ、これまで近隣の住民の皆さんへ説明会を開催をさせていただきました。その際、庁舎建設後の交通安全対策として要望、ご意見があり、本年8月に開催した近隣住民の皆さんへの説明会では、通称東電道路も含めた新庁舎周辺の道路整備計画、整備について今後の考えをお示しをさせていただきました。その中で、東電道路については、県道バイパスと東電道路交差点への信号機の設置、東電道路への歩道の設置について説明をさせていただきました。

そこで、議員ご質問の東電道路の県道バイパス交差点から小学校交差点までの歩道整備の計画については、既に整備してあります歩道を延長し、東電道路北側への計画になると考えております。実施年度については、8月の説明会では平成31年度以降になると説明をさせていただきました。したがって、現段階では歩道の幅員など、具体的な計画はまだございません。

今後、歩道幅員を検討する際は、地域の皆さんのご意見を伺う中で、現在の村有地の状況、用地の状況も精査し、計画を立てたいと考えております。その際には、関係する地元の皆さんへ現地での開催を含めた説明会を計画させていただくことになると考えております。

議員ご提案の南側へずらす案についても、現段階では検討はまだしてございませんけれども、新庁舎用地でも、将来を見据えた計画で進めておりますので、いただいた案も参考にさせていただき、今後検討をさせていただきたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 今、課長からお話しありましたけれども、それに加えてちょっとあれ

ですが、その道路の北側に面したところには、今、住宅で10軒建っています。それと、そのところどころに3枚の畑があります。それで、村の土地開発公社の分譲で買った4軒は、その東電道路から1メートルぐらひは村の土地ということでありまして、ほかの方はその部分がないものですから、それで、ない方も今、自動車を1台を家との間にとめているということもありまして、そこでもし仮に1メートルだけと言われても、うんと困るという話がありまして、今、課長のお話ですと、道路が南側に全体的に寄るといふようなことも想定して設計していただいているというお話を聞きましたんですが、そんなことで、地元の住民の人にしてみると、本当にそうなら困るということ、随分悩んでおられますので、そういったことで、早急にまだ計画はないということですが、住民の皆さんにそういった心配をかけるということは、やっぱりやるべきことではないと思いますので、お忙しいとは思いますが、その道路計画を早急につくっていただいで、それで実際はこういう計画でこうなるというものを示していただいで、住民の方に安心していただけるような形に持っていっていただければと、またそういう必要があると、そういうふうにするわけでありまして、

南側に寄せていくことまで想定に入れてあるということをお聞きしましたので、そうならば将来、あの建物が建った後でも寄せられる可能性というか、そういう余地はあるということだと思はますが、その辺もう一回よろしいですか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 早期の計画を行う中で、住民の皆さんへということですが、まず、用地については、道路、これまでもそうなんですが、改良していくに当たっては、全く片側だけという部分では、なかなか両者も納得がいかない部分もありますので、いずれにしても、南側に寄せる部分もありますけれども、いずれにしても、両側、協力をさせていただく中で計画をすることにはなろうかと思はます。ただ、どの程度お願いするかについては、今後の計画の立て方になろうかと思はますので、その辺はまた地元の皆さんと検討をさせていただきたいと思はますので、お願いしたいと思はます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 今後ということですが、先ほども言いましたように、できるだ

け早く、やっぱり建物を建てるに付随して道ができてくるわけですから、やっぱり一体して進められるような形にできるだけ持って行っていただきたいということで、要望いたしまして、1問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 先般行われました村の防災訓練の際、住民の方から要望、質問をいただいた件をお聞きいたします。

訓練の中でAED、自動体外式除細動器の講習がありました。AEDは村のどこどこに設置されているのかということで、小野沢地区の場合は、近くですと役場とか、あと民間では農協さんと郵便局にあるというようなこともお聞きしましたけれども、村全体としまして、どんなところに設置されておられるのか。また、できれば、これも緊急を要するものでありますので、各地区の入っているところもあるかと思いますが、各地区の、例えば公民館に設置していただくとか、そういったような計画を今後組んでいただけないかということでございますが、端的に言いまして、こういう質問です。よろしくお願ひします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員ご質問の村の防災訓練に関してということで、AEDの設置の関係でございます。

このAED、自動体外式除細動器でございますけれども、設置場所につきましては、厚生労働省が定めておりますAEDの適正配置に関するガイドラインというものがございまして、それを考慮して、村の公共施設のうち、運動などにより心臓発作の危険性が高い場所、それと高齢者などの心臓病を持つ可能性が高い、いわゆるハイリスクの人が多く集まる公共施設にAEDを設置しております。具体的な設置場所としましては、村の関係では、朝日村役場、教育施設関係では、中央公民館、あさひ保育園、わくわくセンター、小学校、福祉施設では、かたくりの里、観光施設では、あさひプライムスキー場の計7カ所にございます。このほか、広域消防局のほうで確認しまして、民間の事業所、村内10カ所にAEDが設置されているということで報告をいただいているところでございます。

また、各地区の公民館に設置してもらえないかということでございますけれども、各地区の公民館への設置につきましては、既に各区におきまして、宝くじ助成事業を活用して自主的に設置をいただいているところでございます。この宝くじ助成事業でございますけれども、区などの自治組織を対象とした助成事業になっております。1事業につきまして、最大250万円まで助成が受けられるようになっております。これまでも、西洗馬区では、平成24年度に5台購入しまして、西洗馬公民館、第5分団詰め所、三ヶ組公会所、上組集落センター、原新田生活改善センター、それぞれ設置をしていただいております。また、針尾区におきましても、平成27年度に針尾集落センターに1台を設置してございます。

こうした宝くじ助成事業の活用を含め、このAEDの設置などの地域コミュニティ事業、自治組織の事業につきましては、区長さんと調整をさせていただいた村政運営を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） ありがとうございます。

そうしますと、各地区でもそういった宝くじなりを使って、もう既に入れていらっしゃるということもあるということで、私は小野沢ですけれども、小野沢地区としても、区長なり防災会なり、そういった形で上げさせていただいて、今は役場があるのでいいんですけれども、これ、役場が上へ今度来てしまうと、小野沢も困るのではないかという話もあったものですから、そういうことであります。

今お聞きしましたので、各区長さんなりにお話しして、また要望を出していただくようになるかと思いますが、よろしくどうぞお願いします。

以上で2問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで上條俊策議員の一般質問は終わりました。

◇ 齊藤勝則君

○議長（清沢正毅君） 次に、5番、齊藤勝則議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 5番、齊藤勝則でございます。私は、3つの質問を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、1つ目といたしまして、国産材利用増大をということでございます。

実は、政府が5月24日に森林・林業基本計画を閣議決定したわけでございます。そこで2年前に安倍政権が掲げたもので、実行責任が伴うわけであります。2025年の国産材供給量の目標は4,000万立米で、2014年度の実績の1.7倍です。それから、自給率は50%を超える計画だそうです。計画は5年ごとの見直しをすることになっているということでございます。木材輸入自由化で今まで衰退してきた林業の復活を願うというのが基本的なあれではないかということでございます。農山村の非常に期待は大きいと思います。

切って、使って、植える、いわゆる循環型林業利用の増大を目指しているわけでございます。人口林の半分が10齢級、これは専門のあれで10齢級と言うことですが、57年から55年生のものが本当にふえてきているわけですが、伐採期であるわけであります。直交集成板、CLTの活用、あるいは木質バイオマス、生物由来資源のような木材需要の創出をうたっております。安定供給が不可欠なわけですが、例えば実際を見てみますと、50年生の杉1ヘクタールを切っても、今の状態だと50万円程度の利益しか上がらないと、こういうことだそうです。果たして、これで再造林の意欲まで湧くのかな、こういうのがこの基本計画の中、閣議決定されたわけでございますけれども、ちょっとそういうような疑問もあるわけですが、造林間伐の7割補助しても厳しいという計算も出ているそうです。しかし、来年4月には、それでもいよいよ閣議決定で施行されるわけでございます。

集約化に向け、市町村には、例えば林地台帳、いわゆる林とか森の、その台帳作成を義務づけております。所有者、境界が特定できると、こういうことですね。それから、制度面の後押しだけではだめでありまして、林道、作業道の整備が大事で、いわゆる今の山に使う先進機械が入れる必要があると、こういうことでもあります。財源措置は、森林環境税の創設の政府の姿勢が問われているわけございまして、いずれにしろ、地球温暖化防止の森林効果が、これは私もわかるわけですが、本当に空気も汚れたりしている中で、年間70兆円という森林そのものに対する公益の収益、益ですね、人間が受ける益の機能があると専門家から言われております。

林業は今、約2,350億円に減っているわけで、昔は1兆円あったわけでございますけれども、そこまでに衰退してきていると、外材のいろいろとかありまして。しかし、2014年の

31%の自給率、そのころ、31%の林業の自給率だったわけですが、為替差益、その他による外材の頭打ちになったので、こういう計画を立てられたと思いますけれども、この基本計画が絵に描いた餅でないように願うものであります。

そこで質問ですが、山村である当村は、この基本計画をどう考えているのか聞きたいわけでありまして。どうやってこの目標に近づけられるのかという、そういうものに対する考え方。

それから、有害鳥獣の捕獲で、環境省は10年間でイノシシとか鹿、個体数が半減するのが見えてきたと言っておりますが、きょうも何人かの議員さんからも出されましたけれども、朝日村の場合なんかは、なかなか捕獲もできないというのが現状であります。熊、その他等は、いわゆる柵で防げられているんですけども、ほかのほうへ行ったというようなことで、なかなか思うように進んでいないのではないかなと思うわけですが、そういうことを国では言っております。

鳥獣特措法改正も進めている、政府は今それを進めているわけですが、当村は今後どのように対応を進めていくのかお聞きしたい。

それからもう一つは、この間もお話の中で出ていたんですけども、県の森林税が3分の2しか使われておらず、搬出支援することにしたと言っておりますけれども、国も今回、この林業基本計画の中で、搬出の部分にも力を入れていきたいんだというようなことでございますが、国との絡み、県との絡みとか、そういうものがありますが、それから見ても、やっぱり搬出とか、そういうものに対して力を入れていけば、林業が切り開かれる部分もあるのかなと私は思うんですが、非常に厳しいこの林業計画の中でございますけれども、村としてはどのようにそれに対して考えているかをお聞きしたいと思っております。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、齊藤議員ご質問の国産材利用拡大についてお答えをいたします。

初めに、新たな森林・林業基本計画についてでございます。

この計画は、本年5月24日に閣議決定がされ、新たな計画のポイントとしては、森林の循環利用による林業の成長産業化、原木の安定供給体制の構築、木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出、林業及び木材産業の成長産業化等による地方創生、地球温暖化対策、生物多様性保全への対応の5項目を挙げ、推進はされております。具体的な内容については、

齊藤議員が触れられた内容が主になるかと思えます。

この計画の趣旨とすれば、利用期を迎えた森林資源を生かし、CLT等の新たな木材需要の創出と主伐や再造林等の強化による国産材の安定供給を進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることであると理解しております。

そこで、議員ご質問のこの計画をどう考えるかについてでございます。

当村では既に、この計画の趣旨と同じ考えで進めており、昨年度から地方創生推進交付金を活用し、森林活用の可能性調査を行うなど、森林・木材産業をなりわいとして成長させるため取り組んでいるところでございます。

次に、有害鳥獣の捕獲と鳥獣被害防止特別措置法の改正についての村の対応についてでございます。

環境省及び農林水産省は、平成25年に策定した抜本的な鳥獣捕獲強化対策において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として、生息数を10年後までに半減するとし、平成26年4月に示された被害対策強化の考え方においては、ニホンザル等について加害群の数の半減を示しております。いずれも侵入防止柵の設置などにより、加害度を軽減させることを含んでおります。

当村においては、防止柵の設置を進めており、既に対応しているところでございます。

鳥獣被害防止特別措置法の改正の対応については、林議員のご質問の際、お答えしたとおりでございます。

次に、森林税についてでございます。

この森林づくり、県民税の県の執行状況については、報道もあり、また、8日の全員協議会において、当村のこれまでの活用状況を若干説明をさせていただきました。

当村での活用状況は、森林税事業のみんなで支える里山整備事業を平成21年度から取り組み、昨年度までで152.5ヘクタールの森林整備を行い、村のかさ上げ分10%で、約900万円の補助を行っております。平成24年度の国の制度見直しによりまして、搬出間伐が推進されたことから、搬出間伐を対象としない森林税事業は活用が難しくなり、当村でも4年間で20ヘクタール程度にとどまっております。

今後につきましては、搬出間伐は国の補助事業を活用しながら、県の制度見直しの状況も踏まえ、効率的補助で対応をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問ございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、課長のほかからも述べられたものですから、わかりました。

その中で、いわゆる村のほうでも進めているし、私も村の中で今進められている地域の材を使った、施設に使ったというようなことで、非常に朝日村は、そういう意味では努力しているかなと思うわけですが、今度の計画がかなり高い計画で、しかもこれは閣議決定の中で、今後これを実施していかなければいけないという責任、実行責任というのが起きてくるわけですので、ぜひとも今後ともこの木材の利用のあれをいろいろな面で利用して、使っていただいて、国の制度としてこうやって設けられたものですから、ぜひ力を入れてもらいたいということでもあります。

また、有害鳥獣については、先ほど林議員のほうで答えがありましたのでわかりましたけれども、国では見えていると言っていますが、現実には本当に被害が多いものですから、ぜひこういう国の方針に従って鳥獣の抑制をしていかなければ、やはり地域住民に被害が出るのではないかなというようなことがありますので、力を入れていってほしいと思います。

また、搬出間伐もする場所はいいんですけれども、そこから外れたような場所はなかなか難しいわけですが、今度の支援、こういう国でもそこにも力を入れるということがありますので、実は私も最近ちらっと山を見てきたんですが、本当に山の中が荒れているわけですね。そこら辺をぜひ今後考えていただいて、何か道路の整備みたいなことをきちんとやると、もう少し山の中の整理ができて、例えば大きな災害があったときも、未然に防げるというような部分もあるのではないかなと私は思っておりますので、ぜひそういうところにも力を入れられるものだったら、搬出に対してももっと幅広く、規制を外してでもやっていただけたらいいなということをお願いしたいなと思っております。

以上で私の1番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 非常に、ちょっと風邪がみですので、調子がおかしくて申しわけないですが、2番目の質問をさせていただきます。

2番目は農業、商工業についてということでございます。

大変に難しい問題ですが、日銀が7月12日に発表したアンケート結果では、1年前の3月に調査したときに比べ、「景気が悪くなった」、こういうのが31.8%で、3.6ポイントの増、景気が悪くなったということが多くなったということですね。それから、「変わらない」が63.7%で、1.9ポイントのマイナスです。それから、「よくなった」が4.3%で、1.2ポイントのマイナス、こういうことで、景況感は3期連続でだめになってきているわけでありまして。まさに、今、安倍首相もデフレ脱却をうたっておりますけれども、現実の結果は、アベノミクスとは裏腹であります。

昨年は、当村では農業は、いわゆる他地域の作柄の状況もありますけれども、非常に好調でしたので、そういうような部分がまだわからない部分もあると思いますが、これもいつまで続くかはわかりません。当村は引き続き農業の振興、商工業の発展、観光資源活用で、地域の衰退の鈍化を進めていかないといけないのではないかなと思うわけでございます。

次のことを質問します。

先ほどもどなたかの議員からも出ましたが、プレミアム商品券、今後どのように考えているでしょうか。今まではそれなりにやはり地域に対する活性化はあったと思いますが、生坂では8年目に入っているそうですが、今後どのような考えでやっていくのか、それから、商工業の未来のことをどう考えているのか、それから、農業生産物の今後の発展をどう考えているのか、こちら辺をお聞きしたいと思っております。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の2問目の質問、農業、商工業についてでございます。

ご案内のとおり、現在の社会経済は、まさにグローバル時代でございます。我が国は、世界経済の動向をもろに受けている、そういう国でございます。また、資源の乏しい我が国は、技術力を生かしました輸出産業が我が国の経済を支えておりましたが、長引くデフレ社会及び超円高社会が続いた結果、国を支えておりました輸出産業の多くは、生産拠点を海外にシフトしております。これによりまして、世界経済が活況になりましても、海外進出の産業は国民の雇用確保にはほど遠く、企業の経理上のみが国に貢献するだけとなっております。

このような条件から、我が国は過去のバブル経済の再来は夢物語と捉えております。これらを勘案しますと、我が国経済の活性化には、個人消費の増加、いわゆる国内需要の増加がこの人口減少時代を迎えました条件のもとで大きな課題であり、国がこれに積極的に取り組

んでいるのが現状でございます。

そこで、議員ご質問の村内商工業活性化の一助としましたプレミアム商品券の今後の考え方ということでございますが、これ先ほど高橋議員の質問にお答えしたとおりでございます。

そして、2つ目の商工業の未来をどう考えているかということでございます。

当村の大きな財産は、私はいつも言うておりますが、村民、農業、山林というように捉えておりますが、商工業の皆さんはやはり村民との連携、いわゆる協調性が出た取り組みで進められますと、それぞれの立場で研さんされ、切磋琢磨した取り組みが実を結ぶものと捉えておりまして、そういったこれからの時代に乗った取り組みに期待をしているものでございます。

また、農業生産物の今後の発展ということでございますが、ご案内のとおり、農は国の基でございます。現在の課題は、やはりTTP関連によります日本農業についてでございます。

そこで、当村の農業は葉野菜を主力としました野菜生産でありますことから、国民の健康維持食品に野菜は不可欠でございます。

今後も中山間地野菜の生産地として、需要と供給のバランスがとれた朝日農業の推進に期待をするものであります。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問ございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、村長のほうからもお話がありましたけれども、非常に実際にアベノミクスからすると、先ほどもお話があったんですが、地方版のアベノミクスからしたら、とてもそんなところにはいかないというのが現状であるのを今お聞きしたわけでございます。

そういう中で、1番目の質問は、先ほど高橋議員のほうからも出されたものですからいいですが、2番目の商工業の未来をどう考えているかというところですが、やはり今度は庁舎の問題もかかるんですけれども、その中でビックさんが来たりする中で、もう一つの朝日の大きな商圈と言えば、農協なんですよ。JAとの両立ということで、お店が本当にふえたということは非常にありがたいわけですが、もともとあるものにもぜひ力を入れて、両立していけるような村づくりをしていただきたいと思います。こんなふうに思います。

3番目の野菜につきましては、朝日村、本当に農業中心の村です。野菜がどっちかとい

うと、特産品といたしますか、ブランド品みたいになっているようなものですから、今後ぜひそういうところにも力を入れていかなければいけないわけですが、これからは一番私が心配しているのは、私も含めてそうなんですけれども、高齢化していくにしたがって、農業から離れる方がふえてくると思うんですけれども、そういうときに遊休荒廃農地にならないような施策を今後ぜひやっていって、具体的なものを考えていっていただかないと、今の私たちの団塊の世代の人たちが高齢化してくれば、そういうところがいっぱい出てくるのではないかなと心配がありまして、一旦田畑を荒らしてしまうと、なかなか再生が難しくなるということで、そこら辺もぜひ今後のことを考えて計画を立てていっていただきたいと思います。

また、先ほど村長も言いましたけれども、朝日村は農業の村で、こういうことも、観光協会を今後設定するというようなことも計画しておりますけれども、ぜひそういう中でも朝日村の農業も頭の中に入れたような観光計画みたいなものを今後考えていっていただければ、農業をやる方にもいいのではないかなと、今後のまた農業の発展にも、いろいろな分野で農作物もふえてくるかもしれませんけれども、そういうようなことにも貢献するのではないかと思いますので、ぜひ力を入れてやっていっていただきたいと、こういうふうに思います。

大体のことは今お聞きして納得いたしましたので、私は2番目の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3番目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 3番目の質問でございます。鼻がちょっと風邪ぎみでどうも思うようにしゃべれなくて申しわけないわけでございますが、道路や水路の整備促進をということでございます。

議会でも各区の皆さんとの協力で、各区の問題箇所を点検して行政に報告したわけですが、この点検では、道路はもちろん、水路等も含まれているわけですが、できればその改修、改善、改良の具体的対応を緊急度合いの高いところから対応していただけたらと、このように思うわけでございます。

このような質問をしたのも、私自身が地域の組織、いわゆる私、今回初めてですけれども、一応田んぼを持ったものですから、水利会の関係をやらせていただいて、そういう中で現実

に接して大変な部分があったものですから、いわゆるそういう中で道路沿いの道路ばかりではなくて、道路沿いの水路が狭く、掃除も大変ですし、詰まりとかごみ、草等の除去で、現実見てみますと、この地域でも年に何回か数時間かけて詰まってしまって、道路へ水があふれ出したりして、私たち担当者が数人がこれを解決しているのが現状で、毎年これがあるわけです。ましてや最近、異常気象が多くなってきているものですから、大雨が来たりとかすると詰まってしまうものですから、ぜひそこら辺も、先ほどどなたか議員も言いましたけれども、長寿命化計画、公共施設についてはあるんですけども、畑のかんがい等が非常に進んでおるわけでございますが、水田というのは、朝日村古見にも西洗馬にもあちこちにたくさんあるわけですが、水路を見てみますと、まだまだはっきり言えば、小さい器具が、ある程度の器具だと入らないというようなところがあって、個人個人努力はしているんですが、なかなか詰まってしまったりして、大水が出たときは困ったりしていると、こういうことが多々私は古見ばかりではなくてあるのではないかということで、できればやはりこういうことは地域で解決と言っても、なかなかできないものですから、できれば行政と地域で協力して水路、いわゆるコンクリートの水路ですが、もう少し詰まらないような形の幅広いようなことを、今後のことを考えて、すぐというわけにはいかないですけども、順次緊急度合いに応じて改善していってもらいたいなど、こういうことを思います。

私たちがそういう中で、地域の役をやっている中で、水路に物を流さないようにとか、あるいは昔は、これは畑のほうでしたけれども、風じんで水路が詰まると、地域が土をスコップですくったりして、あのぐらいの広さになると、スコップも入るんですが、まだ水田のほうでは草が生い茂ると、全く水路がどこにあるかわからないぐらいの水路もあるわけです。そういうところが多々見受けられるものですから、ぜひ時をかけて少しずつ、やはり長寿命化して、いつまでもたってもそういうところが問題にならないような水路をやっていくことが私は大事ではないかということで、今回そういうことを自分でいろいろ現実にやってみまして感じたものですから、ぜひ地域も協力いたしますので、村としてもぜひそういうような改修工事、こういうようなことを具体的にやっていっていただきたいと思います。

いろいろの箇所の問題点はあると思いますが、どういう形で緊急度合いを決めて対応しているのか、行政の立場をお聞きしたいことと、それから、水路の暗渠等の改善、非常に細かい、細い水路のところ、暗渠といいますか、いわゆる田んぼの出入りとか畑の出入りの橋がありまして、その下が暗渠になっているわけです。主に詰まるのはそういう暗渠のところなんです。それで、それがあふれ出てほかの畑に行ったり、あるいは道路にどうどう流れて

しまっているようなことが多いわけですが、以前、確かに西洗馬のほうでも水が受け切れなくて土手が崩れたというのもあるんですけれども、やはりこういうことは、その気づいた時点で改善していくということが、一度ということは難しいものですから、ぜひ進めていっていただきたい。それと、もう一つが水路の暗渠の改善なんですけれども、畑の出入りが耕運機等いろいろ、田んぼとかそういうところに耕運機等が入るからちょっと大きいわけです。それで、そういうところの水を通過させるために非常に努力して、なかなか工具がないんです。それで、狭いし、どうにもならなくて、本当に何人かを呼び出してやったような思いが何回かありますが、そういうようなことから、ぜひそういうところの詰まらないような形、また、私たちは地域に対して水路はごみを流すところではないよと、こういうことは啓蒙させたいと思っておりますけれども、水路をぜひ改修していただき、できたらありがたいなど、こんなことを順を追って結構ですけれども、お願いしたい。こういうことが主なお願いであります、それと道路の改修等も議会としても上げているわけですが、今後どのように考えているか、その計画についても、それに対しての対応をお聞きしたいなど、こんなふうに思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 齊藤議員ご質問の村内の道路、水路の整備についてでございます。

まず、問題箇所などについては、区からの要望の整備対応についてですけれども、まずは優先順位をつけて、予算の範囲の中で対応を行っております。

議員の皆さん、昨年、議長さんとともに確認をしていただいた箇所についても、ことし、計画的に今、進めておりますので、また改めてその結果については報告をさせていただく機会を設けたいと思っておりますけれども、これについて、水路の改善道路の改修工事についても、同じ考え方で、優先順位をつけてやっておりますので、そんなことで対応をお願いしたいと思いますし、まず、管理については、特に水田等の用水路については、これまでも受益者の皆さんが草刈りをしたり、泥上げをしたりして管理をしていただいておりますので、引き続きその辺の管理は受益者の皆さん、地元の皆さんをお願いをしたいと思います。

齊藤議員のご質問の箇所については、改めて具体的な箇所をお聞きし、これまでも要望いただいている要望箇所とあわせて確認をさせていただきまして、対応については検討させ

ていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、課長のほうから回答してもらったわけですが、これからもまた報告していただけるということですので、期待しておりますけれども、こんなことを上げたのも、やはり今回私もそういう立場に立ってみて、一日置いてまた声がかかったわけでございます、住民から。またあふれていますということで、どうしてもその対応という、地域がその役をやらなくてはいけないようなことが多くて、なかなか連絡がつかなくて、水浸しになって、正直言えば、2時間ほどかけて開通、上と下から突っついてやるわけですが、できれば、例えば修繕についても、暗渠の途中とか、あるいは道路の交差みたいなのところもあるんですけども、途中で窓ですか、点検窓というか、距離が長いものですから、点検窓みたいなものを設けてもらって、そういうときの対応ができるようなふうには、ぜひそんなことを今後の道路行政とか水路行政の中でやっていっていただけたらありがたいなど、そんなふうに思います。それで、上には、いわゆるグレーチングというんですか、編み目の、ああいう形にして、見えるような形にしてもらえれば、地域の人たちももう少しいろいろできるのでないかと思ひますし、私もこの水利会のことをやって、今後終わる段になったときに、地域の人に知らせようと思ひますが、本当に自分のことが中心になっているんですけども、例えば除草、草刈りなんかやりますと、本当に水路の中にみんな、その場でないけれども、みんな流れてきてしまうんですよね。それで、それが2日とあけずお呼びがかかるような状態というのがあるということは、これはちょっと今後、こんなことが毎年続いていくということになると、本当に役をやる方も大変だということで、ぜひ行政と手を取り合つて、地域住民には私たち啓蒙しますので、ぜひ水路、今後すばらしい水路になるようなふうには、畑も大事ですけども、水田も大事。昔、畑もああいう土を除去したというような経験もありますので、やはり農業は大事なものですから、ぜひ力を入れてやっていっていただきたい、こんなことをお願ひ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

本当にちょっとわかりづらい説明で申しわけなかったですが、ちょっと幾らか熱もあるものですから、どぎまぎして申しわけないですが、ありがとうございます。

○議長（清沢正毅君） これで齊藤議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩をとりたいと思います。

再開は15時5分再開としたいと思いますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時03分

○議長（清沢正毅君） それでは、引き続き一般質問を行いたいと思います。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（清沢正毅君） 6番、上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 6番、上條昭三でございます。本日は3問の質問をさせていただきます。

1番目です。松枯れ被害防止について。

山が赤茶けて悲鳴を上げているようだ、これは信毎の8月28日の社説の冒頭に書かれていた言葉ですが、そのとおりだと思いました。

9月2日に麻績村で議員大会があり、長野道を松本市四賀から筑北村にかけていく途中、斜面全体が松枯れ被害に覆われている山もあり、既に枯れ死したように見える木も少なくありません。

このような情景を朝日村に重ねてみると、それは絶対に阻止しなければならないと思います。しかし、松枯れ被害はついに朝日村でも発生しました。夏の高温が続き、松枯れの原因である松くい虫、マツノザイセンチュウと媒介するマツノマダラカミキリの活動が活発になり、被害は標高の高い地域にも広がりつつあると県は分析しているようです。マツノザイセンチュウは1ミリほどの線虫で、線虫が松を衰弱させ、そこにカミキリが散乱する。羽化したカミキリが飛び立って線虫を健康な松に運ぶ。カミキリが小枝の皮を食べる際に線虫は樹体内に入り込む。この循環を絶つためには、伐倒駆除、薫蒸処理が初期段階としては有効であると思います。塩尻では、被害木の周りの10本ほどを処理したら、効果があったとか聞き

ました。朝日村でも実施してはいかがでしょうか。

また、塩尻、山形では去年に松くい虫被害が確認されているようですが、どのように連携して対処なさるおつもりかお聞かせください。

以上が1問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 上條議員ご質問の松枯れ被害防止について、被害木周辺の伐倒処理についてお答えいたします。

まず、当村での被害状況でございますが、本年度、下古見地区の私有林において1本が確認され、伐倒、薫蒸処理を行っております。このほかに本年度に入り、村民の皆様から16本の松枯れの連絡があり、各検体を採取し、県の関係機関において鑑定を行った結果、全てにおいてマツノザイセンチュウは検出されておられません。

上條議員ご提案の周辺木の伐倒処理についてでございますが、実施した塩尻市に確認したところ、実施後も周辺で松くい虫による松枯れが発生したと聞いております。一般的に被害対策として、守るべき松林から2キロ程度の対策対象松林が必要とされており、このことから、被害木から2キロメートル範囲は処理は行わないと対応できないと考えられ、現実的に山林での対応は難しいと考えております。

松枯れを発見した際は、検体採取、鑑定を早期に行い、感染が確認された場合は、伐倒、薫蒸処理を行うことが必要と考えておまして、また、近隣に市村との連携については、各市村の担当同士の間での連絡はもとより、松本地方事務所管内の市村を含む関係機関で構成しております松本地方松くい虫防除対策協議会により、情報共有を行い、対応をしているところでございます。

いずれにしましても、早期の発見が必要と考えておりますので、引き続き村民の皆さんから情報提供をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 上條課長も筑北村とか四賀村の現状を見ていると思いますが、斜面全

体が松枯れているんですよ。多分、2キロぐらい飛ぶかもしれませんが、塩尻は効果が全然なかったとは言えないと思うんですよ。塩尻は去年、12カ所で101本薫蒸処理しています。ことしはまた広がっているようですが、多分、切ると切らないとではかなりの差があるのではないかと思います、その辺の見解を教えてください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 松枯れの対応について、感染している松については、伐倒して薫蒸しなければ処理できませんが、感染していない木について伐倒していくについては、先ほども申しましたが、どこまでの範囲で伐倒すればいいかというのは、なかなか難しいところがございます、それぞれ山林所有者の考えもありますし、先ほど言ったように、2キロ範囲の伐倒するというのは、非常に難しいと考えております。それだけ木を切らなければいけないということになりますので、ですので、10本がいいのかどうかという部分もなかなかわからない部分でもありますので、まずは枯れてきた木についてはすぐに検体をとって、感染しているかどうか確認をする中で、しているものについては、早期に処理をしていくということしかないかなと考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 今後、どのようになさるのか、見守っていきます。

そして、塩尻、山形との連携の件につきまして、山形で第1発目の発生の横出ヶ崎、これは放置されました、松枯れの木が。その辺、もっと早く連携して伐倒して薫蒸してほしいと山形に要望を出していれば、もっと違ったのではないかと、このように思います。

それでは1問目の質問を終了します。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 今、上條議員から、山形との境に発生した松枯れについてお話ししましたが、その松枯れについては、山形地籍でございましたので、もちろん村でも山形から情報があつた際、山形村のほうに要望しまして、所有者と話をする中で、早く伐倒処

理をするように、山形村にはもちろん話をさせていただきます。ただ、なかなか所有者がやはりありますので、その中でまだ伐倒処理ができていないという状況でございますので、決して村が対応をとっていないわけではなくて、もちろん近隣市村の山形村とは話をしておりますので、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

これは、前、2人の議員からも同様の問題が出ていますので、一応私の考えだけ聞いてください。

2番、村道西洗馬7号線の環境整備と向陽台新設道路について。

6月定例議会に上組地区より、村道西洗馬7号線長坂周辺の環境整備に関する要望書が提出されましたが、総務産業常任委員会で審議しました結果、村で計画している向陽台と県道を結ぶ新設道路のルートを見きわめてからの思いから、継続審査としました。

議会終了後、総務産業委員会では、上組地区の皆さんに対し、住民説明会を開催しています。その中で、住民の方のお話になるように、向陽台団地ができてから、特に大きな車、これは向陽台の住民が大きな車を持っているという意味だと思いたいますが、通るようになり、すれ違いがバックをしないとできない状況が多いと言われております。

8月の総務産業委員会と行政との懇談会の中で、長坂周辺の立ち木の枝打ちをしていただいたことに感謝し、それ以外にできることはないか確認しましたところ、すぐには考えていないようですので、私の考えを申し上げます。

村道西洗馬7号線を村道として存続していく以上、最低限、すれ違い箇所が2カ所は必要だと思います。検討をお願いします。これは、回答は結構です。

また、向陽台と県道を結ぶ新設道路のルートは決まりましたでしょうか。決まっていなければ、いつごろ決まるか教えてください。この件につきましては、ルートがいつごろ決まって、いつごろ通行が可能になるか、その予定だけ教えてください。

以上で2問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 上條議員の新しい道路の計画についてでございますが、まず初めに、過日の産業委員会でお話をさせていただきましたが、先ほどもお答えをしておりますけれども、ルートを決めるための業者発注を、基本設計をするための業者発注をこの秋にさせていただくというお答えをさせていただきました。ですので、業者発注をして、その後、先ほどもお答えしておりますように、住民の皆さんからお話を聞くワークショップを行い、そのワークショップで皆さんのご意見を反映させながら、ルートの基本設計をしていきたいと考えておりますので、ただ、予算的なものもありますので、年度内に基本計画はつくっていきたいと考えております。

実際、竣工するまでについては、まだこれから用地の関係等々ございますので、すぐにいつできるというご回答はできませんけれども、いずれにしても、向陽台団地等々の計画がございますので、早い段階で対応していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 向陽台の新分譲団地は2月から発売が開始されます。早い人では9月とか10月の時点で入る方もいらっしゃるのではないかと思いますので、住民がこれ以上ふえると、また村道7号線は使う方がふえてしまうわけですね。ですから、できるだけ早期に新道路、新設道路、これを完成することを要望して、2問目の質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 3番目の質問をさせていただきます。婚活支援について。

婚活支援委員会しあわせ信州・朝日では、婚活イベントを平成26年に2回、平成27年に2回、そして平成28年6月には第5回目を開催し、この9月25日には第6回目のイベントを野俣沢キャンプ場で開催をいたします。既に男性30名、女性12名となっております、きのうの時点では16名となっております。16名の応募があり、女性はまだ信毎の参加者募

集欄にこれから載りますので、多分前日、9月24日まで女性は受け付けると思います。それで、男性も朝日村枠はまだございますので、村民に限り、まだ受け付けをしております。

それで、イベントの成果でございますが、第2回に参加された朝日村の男性と村外の女性が9月下旬、これは9月25日ですが、めでたく挙式されます。また、村外の男女の結婚も何例かございます。その方々が朝日村に関心を持って、将来、朝日村に移住するとまではいなくても、観光には来るだろうと期待をしています。

婚活支援は、最終的には人口増を狙ったものですので、行政のさらなるご支援をよろしくお願いします。

住民福祉課長、何回も回答されてますが、最後にお願いします。

以上で3問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、上條昭三議員の3つ目のご質問、婚活支援につきましてお答え申し上げます。

平成26年度の立ち上げから2年が経過し、5回目のイベントを開催され、一組がご成婚との成果となり、しあわせ信州・朝日皆様のご活動に敬意と感謝を申し上げます。

村としましては、これまでイベントの受付窓口、村のホームページ等でのPRなど、裏方として支援をさせていただいてまいりました。今後、村といたしましても、皆様の活動が実を結びますよう、これまでと同様に支援をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 村として積極的に支援していただくという回答をいただきましたので、非常にうれしく思っております。

以上で私の質問は終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで上條昭三議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

大変ご苦労さまでした。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午後 3時21分

平成28年第3回朝日村議会定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成28年9月21日(水)午後1時30分開議

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 常任委員長の報告
- 第 4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第 5 議案第52号及び53号並びに議案第55号から第66号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 発議第3号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書について
- 第 8 発議第4号 私立高校への公費助成に関する意見書について
- 第 9 議案提案説明
- 第10 議案内容説明
- 第11 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて並びに発議第3号及び第4号
の質疑、討論、採決
- 第12 議員派遣について
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(10名)

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	二茅芳郎君
会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條文枝君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原貞子君	生活環境課長	曾根克仁君
産業振興課長	上條靖尚君	会計課長	林さとみ君

事務局職員出席者

議会事務局長 高山義教君

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（清沢正毅君） それでは、引き続き朝日村村議会9月定例会を開催いたします。
ただいまの出席議員は定足数に達しております。
直ちに、本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、
1番 高橋 廣美 議員
2番 中村 賢郎 議員
を指名いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。
報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎常任委員長の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員会委員長、上條昭三議員。

〔総務産業常任委員長 上條昭三君登壇〕

○総務産業常任委員長（上條昭三君） 総務産業常任委員会、要望審査の委員長報告をいたします。

本委員会に付託された要望第1号を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第95条の規定により報告をいたします。

委員会は9月13日に開催し、慎重審査の結果、要望第1号 村道西洗馬7号線・長坂周辺の環境整備に関する要望については、趣旨採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、この要望は、去る6月定例会の常任委員会において継続審査となっていたものです。

上組地区及び向陽台地域から村の中心部につながる村道7号線の長坂周辺の道路環境整備改良の要望に対し、既に道路管理者である村の対応で一定の道路環境改善が図られておりますが、一層の安全確保のため部分改良が必要であると考えます。しかし、一方でこの地域につきましては、村でこれから新たにつくろうとしている向陽台地域と県道を結ぶ新設道路の計画があり、西洗馬7号線の大規模な道路改良や通学路としての復活には慎重論もありますので、この要望を趣旨採択といたしました。

なお、新設道路の計画やスケジュールについて、両地区・地域の住民の皆さん及び関係者に対し十分な説明、協議を行い、コンセンサスを得た上で、安全で快適かつ利便性のよい道路を建設することが重要でございます。

以上、報告といたします。

○議長（清沢正毅君） 次に、社会文教常任委員会委員長、林 邦宏議員。

〔社会文教常任委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教常任委員長（林 邦宏君） 社会文教常任委員会、請願書委員長報告。

本委員会に付託された陳情2件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は9月13日に開催し、慎重審査の結果、陳情第6号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県への意見書の提出を求める陳情については、採択です。よって、長野県へ意見書を提出したいと思っております。

審査の主な経過を申し上げますと、喫緊の課題である少子化防止対策の推進及び障がい者福祉の充実を図るために、医療費一部負担金の償還払い方式を窓口無料化にすることが必要であること及びこれまでに40を超える都道府県で医療費窓口無料化が実施されている現状を踏まえ、この陳情を全員一致で採択いたしました。

次に、陳情第7号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書につきましては、採択です。よって、関係省庁へ意見書を提出したいと思います。

審査の主な経過を申し上げますと、高等学校教育の担い手として、私立高校の果たす役割は多様かつ重要と考えます。しかしながら、私立高校は公立高校に比べ授業料、学納金等が多額であることから、保護者への負担が大きくなっています。

このことから、助成の継続を必要と考え、この陳情を全員一致で採択いたしました。
以上、報告いたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、要望第1号 村道西洗馬7号線・長坂周辺の環境整備に関する要望書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから要望第1号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、要望第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

陳情第6号 子ども・障がい者等医療費窓口無料化を求める長野県への意見書の提出を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第7号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第52号及び議案第53号並びに議案第55号から議案第66号

までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第5、議案第52号及び53号並びに議案第55号から第66号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案52号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度朝日村一般会計補正予算（第3号）について）を議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 朝日村農業委員の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成27年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた

します。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第56号 平成27年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第57号 平成27年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号 平成27年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第59号 平成27年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第60号 平成27年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成27年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第62号 平成28年度朝日村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成28年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成28年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成28年度朝日村下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成28年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて並び
に発議第3号及び発議第4号の一括上程

○議長（清沢正毅君） 日程第6、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて並び
に日程第7、発議第3号及び日程第8、発議第4号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第9、ただいま提出されました議案について、提案理由の説明を
求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきましてご説明を申
し上げます。

ただいま提案いたしました案件につきましては、人事案件1件でございます。

この人事案件につきましては、人権擁護委員の推薦でございまして、3人の委員のうち近
藤正治氏が任期中途ではありますが、一身上の都合により、来る12月末日をもって辞任する
ことになりました。これにより人権擁護委員法に基づきまして、下古見の上條栄三氏を新し
く推薦をしたいので、議会の意見を願うものでございます。

なお、任期は平成29年1月1日から平成31年12月31日までの3年間でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（清沢正毅君） この際、お諮りをいたします。

発議第3号及び発議第4号の議案提案説明については、先ほどの常任委員長からの報告の際、採択理由と経過説明がありましたので、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号及び発議第4号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第10、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は先ほどの議案提案説明で尽くされておりますので省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は省略いたします。

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて並びに発議第3

号及び発議第4号の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第11、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて並びに発議第3号及び第4号について質疑、討論、採決を行います。

初めに、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

お諮りします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は上條栄三氏を適任としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は上條栄三氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、発議第3号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号 私立高校への公費助成に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（清沢正毅君） 日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（清沢正毅君） 日程第13、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（清沢正毅君） ここで、村長から挨拶したい旨、申し出がありましたので、これを許

可いたします。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る7日に開会されました今期定例会も本日を持ちまして閉会となるわけでございます。議員の皆様におかれましては、15日間に及ぶ会期中、前年度決算審査を初め熱心にご審議をいただき、それぞれ原案どおり認定、承認をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

特に平成27年度の決算におきましては、おかげさまで議員の皆様を初め村民の皆様のご協力及び役場職員の努力によりまして、各種事業の実施をする中で、特にかたくりの里の増改修という大型投資を実施する中で、積立金は変わらない財政の健全化で引き続き着実に進めることができました。

また、今定例会におきまして、議員の皆様からいただきました村政全般にわたるご意見、ご提言につきましては、今後検討をさせていただきます、懸案となっております事項につきまして、精力的に取り組んでまいる所存でございます。

さて、今定例会の提案説明で申し上げました県道中組バイパスを推進する過程で、山鳥場遺跡の発掘調査について、11月ころに出土品の展示とスライドによる報告会を予定していると申し上げましたが、その後県との協議によりまして、一般質問で教育次長が申し上げましたとおり、発掘作業を精力的に行うこととなり、報告会は年明けの1月ころの見通しとなっております。なお、この件につきましては、産業振興課長が申し上げましたとおり、平成22年度からの取り組みでございまして、7年目を迎えておりますことから、県の取り組みが誠意を持った対応をされますよう強く要望したところでございます。

次に、去る19日は敬老の日でございました。当朝日村では、本年度100歳を迎えました方は1人が該当しておりまして、100歳以上の方はこれにより3人となりました。村では敬老の日より一足早く、去る9日に敬老祝いの訪問を行いまして、100歳以上の3名の方及び88歳の米寿のお宅へ伺いました。本年度米寿の該当者は26名でございまして、77歳の喜寿の該当者は35名となっております。この皆様方、いつまでもお元気で日々の生活が潤いのあることを願うものでございます。

次に、明るい話題についてでございます。去る9月17日の土曜日、18日の日曜日におき

まして、長野市で開催をされました第19回長野県障がい者文化芸術祭の絵画部門におきまして、下古見地区の上條浩明さんが最優秀賞県知事賞を受賞いたしました。昨年の出展では奨励賞を受賞し、平成25年にも同じく奨励賞を受賞しております、まさに芸術の秋にふさわしい大きな受賞となっております。

上條さんは、村のデイケアたんぼぼで活動をされておりますことから、仲間の皆さんも大いに盛り上がっております。上條さんには、今後とも絵画を通じて生きがいのある充実した生活が送れますよう期待をするものでございます。

それでは、終わりに当たりまして、議員の皆様におかれましては、季節の変わり目でございます、健康にはご留意をされ、村政発展のため一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で平成28年朝日村村議会9月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時14分